# 第2次 邑楽町地域福祉計画· 邑楽町地域福祉活動計画

令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度)



邑 楽 町

社会福祉法人 邑楽町社会福祉協議会

# ごあいさつ

少子高齢化、人口減少社会が進み、家族の形態や生活様式の変化により、地域のつながりが希薄化し、介護・子育てに対する不安やひとり暮らし高齢者・生活困窮者の増加など地域における福祉課題は多様化・複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新しい生活様式が求められております。



こうした中、高齢者の支援・障がい者の支援・子育て支援・ 健康増進支援など、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な

支援体制づくりを推進していくことは、今後の福祉行政に必要なものと考えております。

そこで、邑楽町では、町民憲章にある「邑楽町は 笑顔あふれる 福祉の町です」を もとに、地域福祉を総合的に推進するため、町の「邑楽町地域福祉計画」と、邑楽町社 会福祉協議会が作成する「邑楽町地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。 また、「邑楽町再犯防止推進計画」、「邑楽町成年後見制度利用促進基本計画」について も本計画に含めて新たに策定をいたしました。

本計画は、今後の本町の福祉行政全般にかかる基本的指針であり、町民全員が実践していくことこそが重要であるという考えから、第1次計画から引き継ぎ、基本理念を「ふれあい、支え合い、やさしさに包まれるまち"おうら"」とし、その実現を目指すものです。

今後、より一層、地域福祉活動を推進していくために、地域住民、各種団体、事業者、行政が連携し、地域での支え合い、助け合いが育まれる環境づくりを行ってまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました町 民の皆様をはじめ、本計画策定委員の皆様、関係機関・団体の皆様に心から感謝申し 上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜ります よう心からお願い申し上げます。

令和3年3月

色樂町長 金子正一

# ごあいさつ

近年、地域社会の人間関係が希薄化し、ひとり暮らし高齢者や障がい者、子育て家庭などにおいて困難な状況に陥った際の支え合いの地域づくりが求められております。邑楽町社会福祉協議会に対しても「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が望まれています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済は停滞し失業や収入減少による生活課題が大きく浮かび上がり、生活困窮者への支援体制の強化が急務となっております。



こうした中、本計画は、第1次計画の検証を行い、第2次邑楽町地域福祉計画と一体的に策定いたしました。これにより、行政と本会とがより一層連携し、地域福祉の推進がスムーズに図れるものと考えております。

現在、我が国は「地域包括ケアシステム」の構築が叫ばれております。邑楽町においても、その実現に当たり行政や住民そして社協等が一緒になって議論を進め、具体的な方法を協議しております。本計画で示した方向性のもと、邑楽町における地域包括ケアシステムの構築を進めていく所存です。

最後に、邑楽町社会福祉協議会は、本計画の基本理念である「ふれあい、支え合い、 やさしさに包まれるまち"おうら"」に基づき、地域住民と協力し、誰もが安心して暮 らせる地域づくりを進めてまいります。計画の推進には皆様のご理解・ご協力が不可 欠です。今後ともより一層のご指導をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見やご提案をいただきました町 民の皆様をはじめ、本計画の策定委員の皆様、関係機関・団体の皆様に心から感謝申 し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人邑楽町社会福祉協議会 会長 田部井温夫

# 目 次

第1章	計画の策定に当たって1
第1節	う 計画策定の背景1
第2節	5 計画にかかわる法令について3
第3節	5 計画の位置付け
第4節	5 計画の期間
第5節	う 計画の策定体制
第2章	邑楽町の現状と課題8
第1節	
第2節	5 アンケート調査から見える邑楽町の状況19
第3節	5 福祉関係団体ヒアリングについて52
第3章	計画の理念と考え方 53
第1節	
第2節	5 計画の基本目標等 54
基本	54年1 地域福祉の土壌づくり54
基本	54年2 多様な主体がつながる地域福祉の仕組みづくり54
基本	54年3 地域福祉を通じた安全・安心に暮らせるまちづくり54
基本	に目標4 権利が擁護される地域づくり(邑楽町成年後見制度利用促進基本計画) 54
第3節	5 計画の体系55
第4章	施策の展開 56
基本目	<b>1標1 地域福祉の土壌づくり56</b>
1	地域福祉への関心・理解の促進56
2	町民同士のふれあい機会の創出61
3	地域活動やボランティア活動団体等への支援66
基本目	l標2 多様な主体がつながる地域福祉の仕組みづくり71
1	多様な主体をつなげる仕組みづくり71
2	情報の提供及び活用体制の整備75
3	保健・福祉に携わる人材の育成・確保79
基本目	l標3 地域福祉を通じた安全・安心に暮らせるまちづくり83
1	相談体制の充実83
2	支援が必要な方が安心して暮らせる環境の向上87
3	いきいきと健やかに暮らせる環境づくり93
4	地域の防災力・防犯力の向上97
5	再犯防止や社会復帰のための取組(邑楽町再犯防止推進計画)102
6	誰もが暮らしやすい生活環境づくり104

基本	ト目標4 権利が擁護される地域づくり(邑楽町成年後見制度利用促進基本計画)	108
-	l 権利擁護支援に向けたネットワークの整備	108
2	2 地域における広報・啓発活動による利用促進	110
3	3 誰もが安心して、成年後見制度を利用できる基盤の整備	111
第5章	章 計画の推進体制	112
1	計画の周知・普及	
2	計画の点検・評価	112
資料網	扁	113
1	策定経過	113
2	邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画に関する要綱	114
3	策定に関わる委員等の名簿	118
4	アンケート調査票	121
5	福祉関係団体ヒアリングシート	134

# 第1章 計画の策定に当たって

### 第1節 計画策定の背景

#### <地域福祉計画・地域福祉活動計画>

普段の生活の中で、子育てや病気、介護などについて、不安を感じたり悩んだりすること は誰にでもあります。こういった不安や困りごとは、福祉の専門の人たちの協力を得て解決 できることがある一方で、周りの人の手助けで解決できることも少なくありません。

同じ地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政がつながりあって、みんなで困っている人を支え、住み慣れた地域で安心して暮らせる町を目指していくのが、地域福祉であり、市町村及び社会福祉協議会で進める地域福祉計画・地域福祉活動計画です。

地域福祉を進める上で、自助・共助・公助による重層的な支え合いが重要です。

自助とは、自分自身で解決に向け努力すること、共助とは、地域の行政区、ボランティアなどで解決すること、公助とは、行政のサービスで解決することです。自助で対応できない地域住民の身近な課題を共助で支え、さらに、行政が様々な福祉サービスを組み合わせる公助で支えるという具合に、地域と行政がともに支え合うという考えを、この言葉が表しています。このような支え合いによって、誰もが地域で自分らしく暮らしていけることを目指します。

このような地域福祉が目指す社会は、地域共生社会と呼ばれます。

地域共生社会は、若い人も高齢の人も障がいのある人も、同じ地域で暮らすみんなが、支え手、受け手という関係を超えて、我が事として自分ができることを行い、また、人と人、 人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、町民一人一人の暮らしと生きがい、 地域をともに創っていく社会です。

国では平成30年4月に社会福祉法を改正し、地方公共団体の責務として、従来からの地域福祉を行う関係機関や活動団体が健全に発達するよう支援することや、地域住民の参加を促すことに加え、制度のはざまにある方を支援することを求めています。

#### <成年後見制度利用促進基本計画>

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分で、本人の権利行使や権利を守り実現することが困難な人々に、成年後見人等を選任することによって、一人の人間としてその意志や尊厳を尊重し、本人の日常生活を法律的に保護する仕組みのことです。

認知症高齢者の増加や、障がいのある方への地域での自立促進等、様々な取組がなされている中、身寄りがないことなど、孤立している方々も増加しており、誰もが自分らしく暮らし続けられるよう、権利を守る支援の必要性が増しています。認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、社会における課題であり、成年後見制度はこれらの人たちを支え、助ける重要な手段です。

国では、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。成年後見制度利用促進基本計画とは、この成年後見制度がより利用されることを目指した取組を示すものです。

#### <各計画の策定について>

この計画は、第1次邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画の計画期間が令和2年度で終了することから、国の動向を踏まえ、地域共生社会づくりを推進すべく、第2次邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画を策定するものです。

また、社会情勢や国の動向を踏まえ、本計画と調査や評価・見直しを一体的に行うことも 目的として、今回、邑楽町成年後見制度利用促進基本計画及び邑楽町再犯防止推進計画を一 体的に策定します。

#### (1) 地域福祉計画

地域福祉計画とは、社会福祉法第 107 条に基づき、市町村の地域福祉に関する事項を一体的に定めるものです。併せて、福祉分野の対象ごとに定められる、個別計画の上位に位置付けられる計画でもあることから、それらとも整合性を図りつつ、共通した理念や取り組むべき事項を定める必要もあります。

#### (市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
  - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

#### (2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画とは、社会福祉法第 109 条に規定されている、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の社会福祉協議会が、地域福祉を推進するために実施する事業を、計画的に定めたものです。

#### 社会福祉協議会について

社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に規定され、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

社会福祉法(平成30年4月改正分を含む)から抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
  - 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るため に必要な事業

#### (3) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画とは、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年 法律第 29 号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るために策定するものです。

判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をする権利擁護サービスの普及・利用促進を計画的に進めていくことで、地域で誰もが自分らしく暮らし続けるためのシステムの整備を進めています。

市町村は、国の定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の 促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとすると規定されました。

#### 成年後見制度にかかわる法令

#### 成年後見制度の利用の促進に関する法律 第12条第1項(抜粋)

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進 基本計画」という。)を定めなければならない。

#### 成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条第1項(抜粋)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める とともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう 努めるものとする。

#### 成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)

※政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画であり、市町村の成年後 見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画のガイドラインである。 本計画は、邑楽町の邑楽町第六次総合計画後期基本計画を最上位計画とし、地域における様々な生活・福祉課題とそれに対応する必要なサービスの内容などを明らかにし、子どもから高齢者まで年齢や障がいの有無にかかわらず、同じ地域で暮らす町民が、「ふれあい、支え合い、やさしさに包まれるまち"おうら"」を目指す計画です。

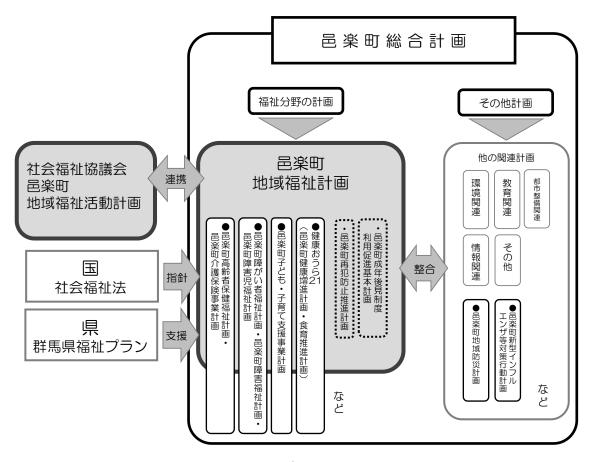
また、この計画は、福祉分野の対象ごとに定められる、邑楽町高齢者保健福祉計画・邑楽 町介護保険事業計画や邑楽町障がい者福祉計画・邑楽町障害福祉計画・邑楽町障害児福祉計 画、邑楽町健康増進計画・食育推進計画(健康おうら 21)などの個別計画の上位に位置付け られる計画でもあることから、それらとも調和を図り連携を確保し策定されます。

さらに、前節に述べたように、地域福祉計画は、市町村における地域福祉に関する全体的な仕組みが記述され、地域福祉活動計画では、社会福祉協議会における地域福祉の具体的な施策が個々に記述されています。従って、これらの2つの計画は連携し整合性を取ることで、より効率的・効果的な地域福祉の推進が図られるため、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しています。

また、邑楽町成年後見制度利用促進基本計画、邑楽町再犯防止推進計画についても、本計画と評価・見直しを一体的に行うことを目的として策定します。

さらに、近年の大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、邑楽 町地域防災計画及び邑楽町新型インフルエンザ等対策行動計画※ にも配慮し策定しています。

※ 邑楽町新型インフルエンザ等対策行動計画:新型コロナウイルスなどの新感染症を対象とした政府ガイドライン及び県行動計画に基づき作成されたものです。



#### 第4節 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や検証を行った上で、必要に応じて見直しを行います。

計画名\年度	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
邑楽町総合計画	第六次前期	邑楽町第六次総合計画後期基本計画(5か年)				か年)
邑楽町地域福祉計画 • 邑楽町地域福祉活動計画	第1次	第2次邑楽町地域福祉計画・ 邑楽町地域福祉活動計画(5か年)				
邑楽町 成年後見制度利用促進基本計画		邑楽町成年後見制度利用促進基本計画(5か年)				
邑楽町再犯防止推進計画		邑楽町再犯防止推進計画 (5か年)				

### 第5節 計画の策定体制

本計画を邑楽町の実情にあった、実効性の高いものとするためには、町民の抱える生活課題、福祉課題、地域における身近な課題などを明らかにする必要があります。また、地域福祉を効率的に推進するためには、保健、福祉分野、生活分野まで幅広い対応が必要であり、邑楽町社会福祉協議会などとも連携した取組が必要になります。

計画策定に当たっては、町民の実態を把握し、視点を取入れるため、また、関係者からの 意見を聴取するため、以下の方法にて情報収集を行いました。

- ■第2次邑楽町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査
- ■福祉関係団体ヒアリング
- ■邑楽町地域福祉計画策定委員会の設置
- ■庁内策定委員会の設置
- ■邑楽町地域福祉活動計画策定委員会の設置
- ■町民意見公募(パブリックコメント)

実施期間: 令和2年12月14日(月)~ 令和3年1月13日(水)

# 第2章 邑楽町の現状と課題

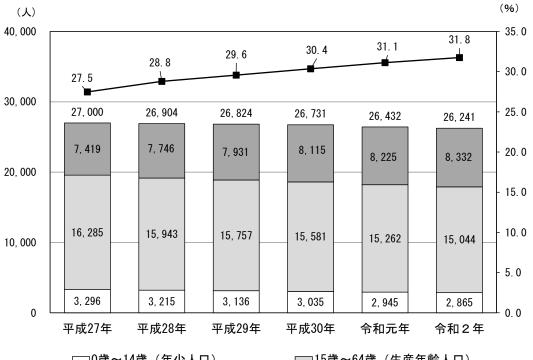
#### 統計から見る邑楽町の現状 第1節

# (1) 人口

#### 人口減少及び少子高齢化が進行しています

令和2年における本町の人口は、26,241人です。平成27年と比べると、700人以上の減少 となっています。また、14歳までの年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口は減少 傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

#### 【人口の推移】



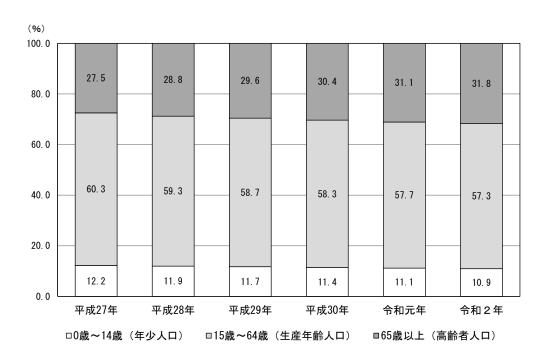
□□0歳~14歳(年少人口) ■ 65歳以上(高齢者人口) □ 15歳~64歳(生産年齢人口)

-■-高齢化率

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

令和2年における本町の年齢階層別人口割合を見ると、年少人口割合と生産年齢人口割合ともに減少傾向である反面、高齢者人口割合は年々増加し、平成30年からは全人口の中の3割を超えています。

#### 【年齢階層別人口割合】



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)



# (2)世帯

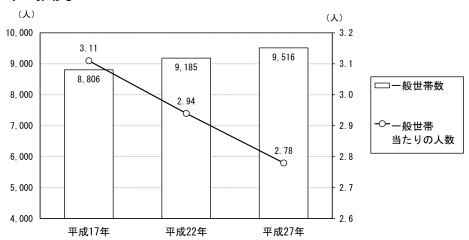
#### ◎ 平均世帯人員は減少、ひとり暮らし高齢者と高齢夫婦世帯は増えています

総人口の減少が進む一方で一般世帯数は増加しているため、平均世帯人員は減少し、平成 27年は2.78人となっています。

65 歳以上の高齢者がいる世帯の状況は、ひとり暮らし高齢者(65 歳以上のひとり暮らし) 及び高齢夫婦世帯(夫65 歳以上、妻60 歳以上の一般世帯)が増加し、平成27 年はひとり暮らし高齢者783 世帯、高齢夫婦世帯1,260 世帯と、10 年で約2 倍となっています。

子どものいる世帯は、核家族の比率が上昇し、平成27年の6歳未満の子どもがいる核家族世帯は76.7%、18歳未満の子どもがいる核家族世帯は72.8%となっています。そのうち、ひとり親世帯は、18歳未満の子どもがいる母子世帯の比率が上昇しています。

#### 【世帯の推移】



#### 【ひとり暮らし高齢者及び高齢夫婦世帯の状況】

	一般世	世帯数	う 核家旅	_	う 単独	-	(再 65歳以」 単身者		(再 高齢夫	掲) 婦世帯
	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)
平成17年	8, 806	100.0	5, 557	63. 1	1, 391	15.8	365	4. 1	590	6. 7
平成22年	9, 185	100.0	5, 793	63. 1	1, 686	18. 4	524	5. 7	879	9.6
平成27年	9, 516	100. 0	6, 088	64. 0	1, 988	20. 9	783	8. 2	1, 260	13. 2

#### 【子どものいる世帯の状況】

6歳未満世帯員のいる	平成17年		平成22年		平成27年	
一般世帯数	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)
総数 (世帯の家族類型)	1, 055	100.0	937	100.0	801	100.0
I 核家族世帯	701	66. 4	666	71. 1	614	76. 7
Ⅱ 核家族以外の世帯	354	33. 6	267	28. 5	185	23. 1
(再掲) 母子世帯	18	1.7	15	1.6	13	1.6
(再掲) 父子世帯	2	0. 2	5	0.5	2	0. 2
18歳未満世帯員のいる	平成17年		平成22年		平成27年	
一般世帯数	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)
総数(世帯の家族類型)	2, 755	100.0	2, 554	100.0	2, 338	100.0
I 核家族世帯	1, 784	64.8	1, 708	66. 9	1, 701	72. 8
Ⅱ 核家族以外の世帯	969	35. 2	834	32. 7	624	26. 7
(再掲) 母子世帯	98	3. 6	97	3.8	115	4. 9
(再掲) 父子世帯	17	0.6	22	0. 9	18	0.8

資料:国勢調査

## (3)地区別(小学校区)の概況

#### ◎ 中野地区以外は高齢化率が3割に達し、高島地区の少子高齢化が最も進んでいます

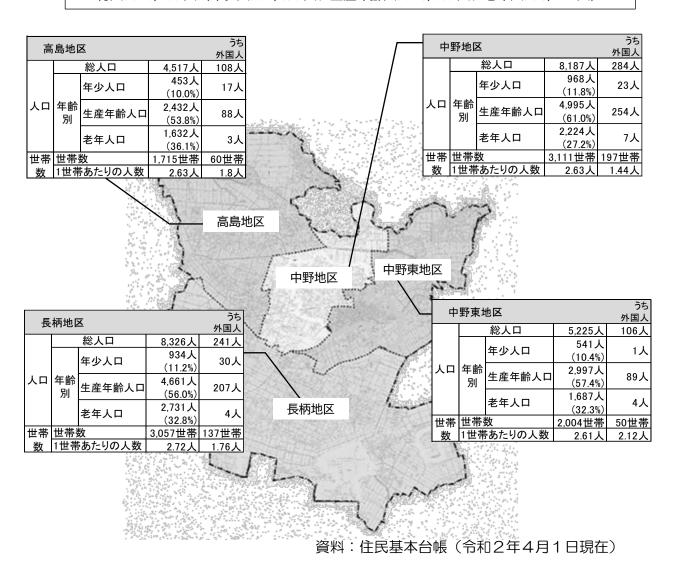
地区別の人口を見ると、長柄地区が最も多く、次いで中野地区、中野東地区、高島地区となっています。

年齢構成比は、年少人口比率及び生産年齢人口比率が最も高い地区は中野地区となり、次いで、中野東地区、長柄地区、高島地区となっています。一方、老年人口比率は高島地区が最も高く、次いで長柄地区、中野東地区、中野地区となり、高島地区が最も少子高齢化が進んでいます。

外国人居住者数については、中野地区が最も多く、次いで長柄地区、高島地区、中野東地区となります。

また、人口を世帯数で割った1世帯当たりの人数は、中野東地区が最も少なく、次いで中野地区、高島地区、長柄地区となっています。

総人口 26, 255 人 (年少人口 2, 896 人、生産年齢人口 15, 085 人、老年人口 8, 274 人)



# (4) 自然動態及び社会動態の状況

#### ◎ 自然増減が社会増減を常に上回っています

- 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きである自然動態については、死亡数が出生数を上回る状況が続き、令和元年は 165 人の自然減少となっています。
- 一定期間における転入・転出に伴う人口の動きである社会動態については、平成 28 年から 平成 30 年にかけて転入者が転出者を上回り増加しました。

しかしながら、各年とも、社会増減に比べて、自然増減が多く、全体で減少が続いています。

#### 【自然動態及び社会動態の推移】

			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
自然動態	出生数	(人)	153	154	141	131	135
	死亡数	(人)	255	266	276	263	300
	自然増減	(人)	-102	-112	-135	-132	-165
社会動態	転入数	(人)	747	854	929	935	823
	転出数	(人)	831	779	808	855	889
	社会増減	(人)	-84	75	121	80	-66
自然増減と社	会増減の和	(人)	-186	-37	-14	-52	-231

資料:住民基本台帳(各年12月末現在)



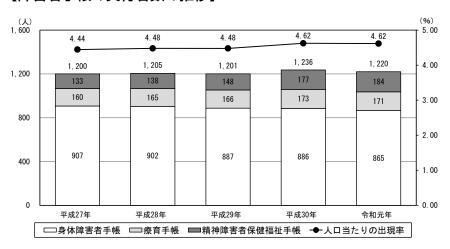
# (5) 支援が必要な人の状況

#### ◎ 人口が減少する中、支援が必要な方が若干の増加

#### ① 障害者手帳の交付者数の推移

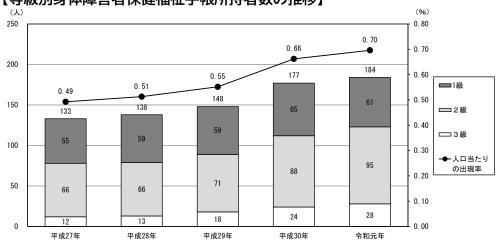
障害者手帳の交付状況を見ると、身体障害者手帳の交付者数は減少している一方で、精神 障害者保健福祉手帳と療育手帳の交付者数は増加しています。全体の合計では、令和元年度 には 1,220 人となっており、平成 27 年度末と比較すると 20 人の増加となっています。

#### 【障害者手帳の交付者数の推移】



健康福祉課調べ(各年度末)

#### 【等級別身体障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



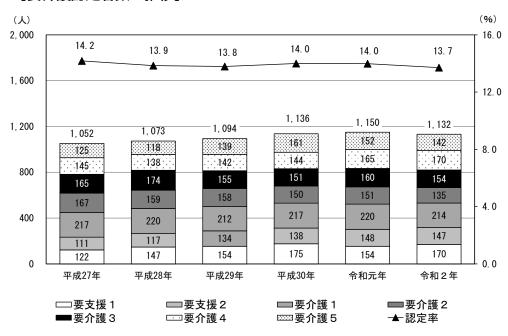
健康福祉課調べ(各年度末)

#### ② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は増加が続き、令和元年に 1,150 人となっています。令和2年には少し減少し 1,132 人となっており、そのうち要介護認定者が 815 人、要支援認定者が 317 人となっています。高齢者に占める要支援・要介護認定者数の比率を示す認定率については、14%前後で推移しています。

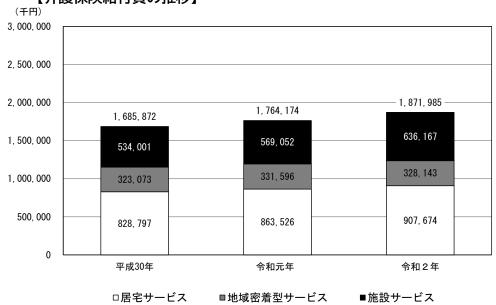
介護給付費も伸びており、令和元年には約17億6千万円を超え、居宅サービス及び施設サービスの増額が続いています。

#### 【要介護認定者数の推移】



資料:厚生労働省 見える化システム

#### 【介護保険給付費の推移】



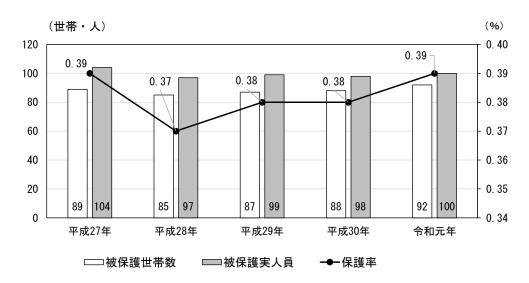
資料:厚生労働省 見える化システム

#### ③ 生活保護の推移

被保護世帯数及び被保護実人員は増減しながら、同程度の人数で推移しています。令和元年は被保護世帯数が92世帯、被保護実人員は100人となっています。保護率についても増減をしながら、同程度の割合で推移しています。

被保護世帯の構成を見ると、国も本町でも高齢者世帯が最も多く、次いで傷病・障がい者世帯となっています。

#### 【生活保護の状況】



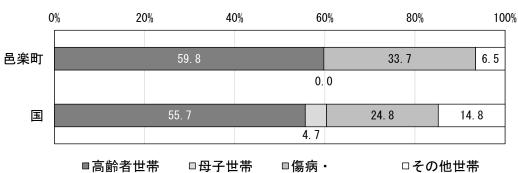
館林保健福祉事務所調査(各年度末)

#### 【被保護世帯の状況】

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・ 障がい者世帯	その他世帯
世帯数(世帯)	92	55	0	31	6
構成割合(%)	100. 0	59. 8	0. 0	33. 7	6. 5

健康福祉課調べ(令和元年度末)

#### 【被保護世帯の構成比の比較】



障がい者世帯

邑楽町:館林保健福祉事務所調査(令和元年度末)

国 :被保護者調査(令和元年度平均)

被保護者の年齢については、70 歳以上が 48.0%と最も多く、次いで 50~59 歳が 23.0%、60~69 歳が 20.0%となっており、50 歳以上が約 9 割を占めています。

また、生活保護費の内容は、生活扶助が最も多く、約5,410万円で全体の7割強を占めています。

#### 【被保護者の年齢】

	人数(人)	構成比(%)
20歳未満	2	2. 0
20~29歳	1	1.0
30~39歳	2	2. 0
40~49歳	4	4. 0
50~59歳	23	23. 0
60~69歳	20	20. 0
70歳以上	48	48. 0
合計	100	100. 0

#### 【生活保護費の内容】

	年間額(円)	構成比(%)
生活扶助	54, 103, 866	73. 1
住宅扶助	18, 292, 714	24. 7
教育扶助	0	0. 0
介護扶助	39, 160	0. 1
医療扶助	958, 758	1. 3
その他の扶助	603, 807	0.8
合計	73, 998, 305	100. 0

館林保健福祉事務所調查(令和元年度末)



### (6)地域福祉を支える活動状況

◎ 邑楽町社会福祉協議会や邑楽町民生委員・児童委員などによる多様な地域活動が展開されていますが、人口減や社会環境の変化により参加者数は伸び悩んでいます

#### ① 邑楽町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、戦後間もない昭和26年に民間の社会福祉活動の強化を図るため、社会福祉事業法(現在の社会福祉法)に基づき、全国の都道府県で誕生しました。

その後市町村に組織が拡大され、邑楽町社会福祉協議会(以下、町社協)は昭和 51 年に法 人格を取得し、活動しています。町社協は、町民を基本構成員(=会員)として運営される 公共性の高い民間団体であり、運営は地域住民の代表や行政関係者、学識経験者、福祉事業 経営者や各種団体の代表などによって行われています。

主な活動内容は、介護保険サービスの提供やふくし総合相談、生活福祉資金の貸付、地域 住民の自発的な福祉活動への参加促進や福祉教育の推進、福祉ニーズの把握と社会資源の発 掘及び活用、ボランティアセンター事業の推進、地域福祉活動の推進など多岐に渡ります。

#### ② 邑楽町民生委員·児童委員(主任児童委員)

民生委員は、民生委員法に基づいて、地域住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。主な職務は、地域住民の生活実態の把握、要支援者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等です。

令和2年4月1日現在の邑楽町民生委員・児童委員の定数は52人で、そのうちの3人が主任児童委員であり、子どもが安心して、豊かに暮らせる地域づくりを目指した活動を行っています。

【 民楽町民生委員・児童委員定数】 (令和2年4月1日現在)

	民生委員 児童委員	主任 児童委員	合計
中野地区	13	1	14
中野東地区	11	0	11
高島地区	11	1	12
長柄地区	14	1	15
合計	49	3	52

健康福祉課調べ

#### ③ ボランティア、NPO等

ボランティアとは、自発的な意志に基づいて社会活動をする人であり、本町でも、福祉分野において多岐にわたる活動をしています。NPOとは、非営利の市民団体であり、社会貢献活動や慈善活動を行っています。

令和元年度における本町のボランティア登録団体数は 12 団体、登録者数は 649 人となっており、平成 30 年度に増えた後、令和元年に減少しています。NPO 法人は 6 法人となっています。

【ボランティア、NPOの状況】

	ボランティア		NP0
	団体数	登録者数	法人数
平成 27 年度	11	660	6
平成 28 年度	12	697	6
平成 29 年度	11	699	6
平成 30 年度	12	724	6
令和元年度	12	649	6

資料:NPO 法人ポータルサイト

#### ④ その他の地域の活動団体の状況

本町では、地域の活動団体として、各地区に自治会が組織され、地域の交流を深めたり、 地域における課題解決への取組などを行っています。また、町民が主体となって活動してい る生活支援体制整備事業第1層協議体(邑助けネットワーク)・第2層協議体でも、全ての人 が安心して暮らせる環境づくりを目指して、地域に根ざした取組を行っています。

その他にも、地域には、子ども会や老人クラブ、自主防災組織などの団体がありますが、 子ども会や老人クラブなど、関係者数や会員数は減少傾向にあります。

【老人クラブ数及び人数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
クラブ数	20	20	18	16	16
人数	1, 194	1, 170	1,083	993	979

資料:行政実績報告書

【邑楽町子ども会育成会連絡協議会及び加入者数】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
団体	本数	34	34	33	32	32
関係者数	子ども	2,049	1, 997	1,898	1, 797	1, 744
	指導者等	354	352	292	295	289
0~1	5 歳	3, 505	3, 446	3, 343	3, 239	3, 150
加入率	(%)	58.5	58.0	56.8	55.5	55.4

健康福祉課調べ

## 1 調査の目的

第2次邑楽町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するに当たって、町民の福祉への関心度や近所づき合い、地域活動への参加状況などの実態を把握し、本計画に反映することを目的として、アンケート調査を実施しました。

# 2 調査設計

調査地域:町内全域

調査対象者:18歳以上の町民2,500人

調査期間:令和2年8月5日(水)~ 令和2年8月31日(月)

調査方法:郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

# 3 回収結果

調査対象者	回収数	回収率	
(配布数)	有効票	凹以举	
2,500件	1,075件	43.0%	

〇なお、本報告書では、第1次邑楽町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の際に行ったアンケート調査との比較をしている箇所があります。前回のアンケートの概要は次のとおりです。

調査地域:町内全域

調査対象者:18歳以上の町民2,000人

調査期間:平成27年1月13日(火)~平成27年1月29日(木)

調査方法:郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

調査対象者	回収数	回収率
(配布数)	有効票	凹収率
2,000件	854 件	42.7%

## 4 報告書の見方

- ○回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対するそれぞれの回答数の割合を小数点以下 第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を 選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書 内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ○複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢 ごとの有効サンプル数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0% を超える場合があります。
- ○図表において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難 なものです。
- ○図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ○クロス集計表は分析軸となる設問に「無回答」がある場合は表示していません。よって、 分析軸のn (回答者数)の合計が全体の合計と一致しない場合があります。

○クロス集計	表の見方は以下のとおりです。
	・・・横軸で一番多いもの。

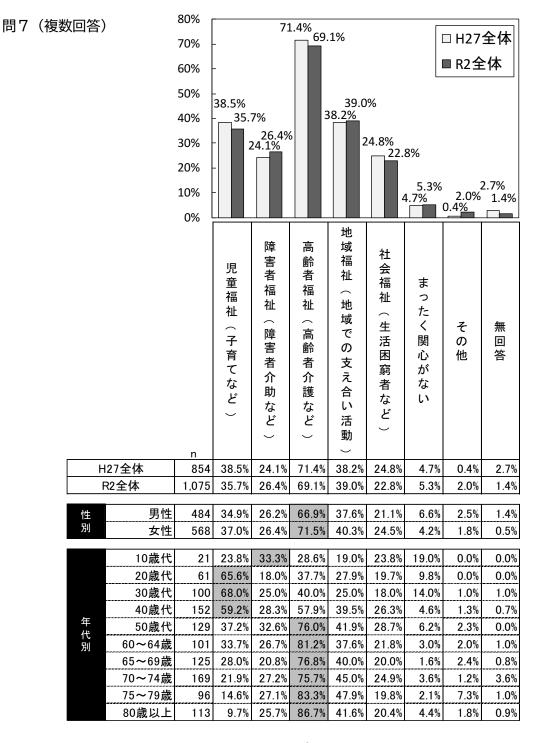
## 5 調査結果

以下に、主だった結果を示します。

#### 問7 あなたはどの福祉の分野に関心をお持ちですか。(あてはまるものすべてに〇)

関心を持っている福祉の分野について、回答者全体では「高齢者福祉(高齢者介護など)」が 69.1% と最も高く、次いで「地域福祉(地域での支え合い活動)」が 39.0%、「児童福祉(子育てなど)」が 35.7%となっています。

年代別に見ると、20~40歳代では「児童福祉」への関心が、50歳代以上は「高齢者福祉」への関心が最も高くなっています。



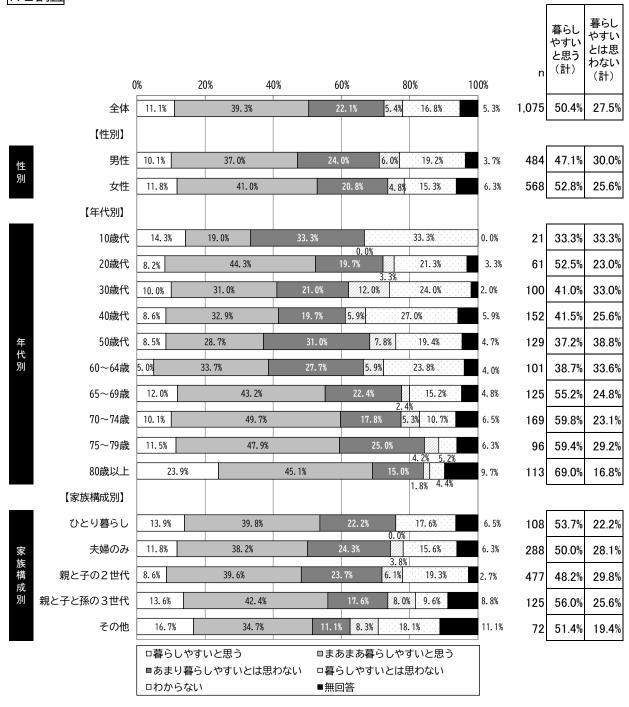
#### 問8-(1) あなたは邑楽町が高齢者にとって暮らしやすいまちだと思いますか。(ひとつだけO)

邑楽町が高齢者にとって暮らしやすいまちだと思うかについて、回答者全体では「暮らしやすいと思う(計)」が 50.4%、「暮らしやすいとは思わない(計)」が 27.5%で、「暮らしやすいと思う(計)」が 22.9 ポイント上回っています。

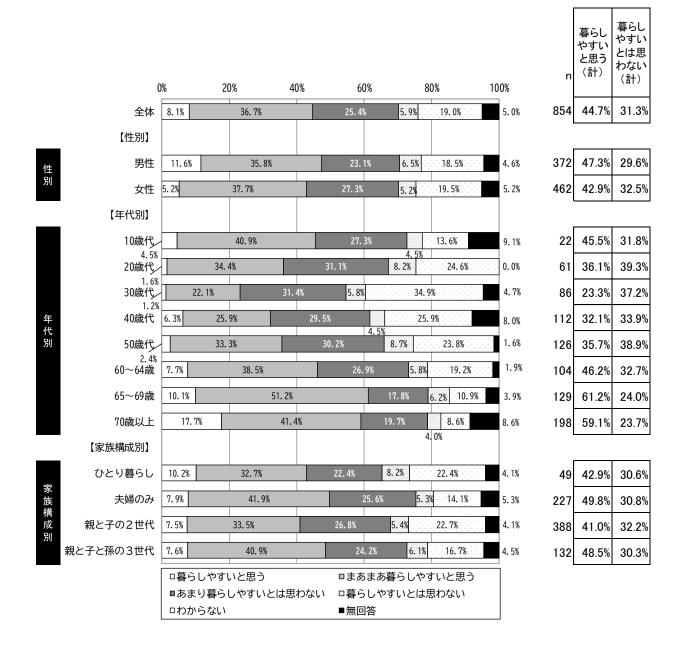
年代別に見ると、65歳以上は「暮らしやすいと思う(計)」の方が大幅に高くなっています。 なお、家族構成別に見ると、年代別のようにそれほど大きな差は見られません。

問8-(1)(単数回答) n=1,075

#### R 2調査



## H27調査

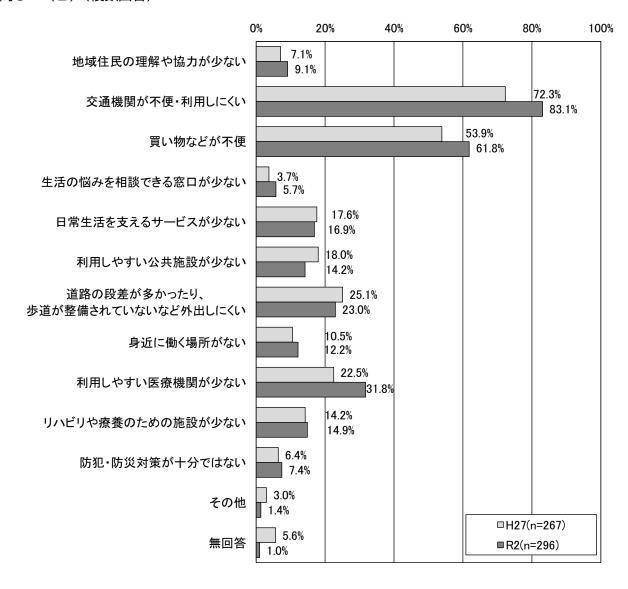


# (問8-(1)で「3 あまり暮らしやすいとは思わない」「4 暮らしやすいとは思わない」を選択した方)

#### 問8-(2)暮らしにくいと思う理由は何ですか。(3つまで〇)

邑楽町が高齢者にとって暮らしにくいと思う理由は、「交通機関が不便・利用しにくい」が 83.1% と最も高く、次いで「買い物などが不便」が 61.8%と、この2つが高くなっています。

問8-(2)(複数回答)

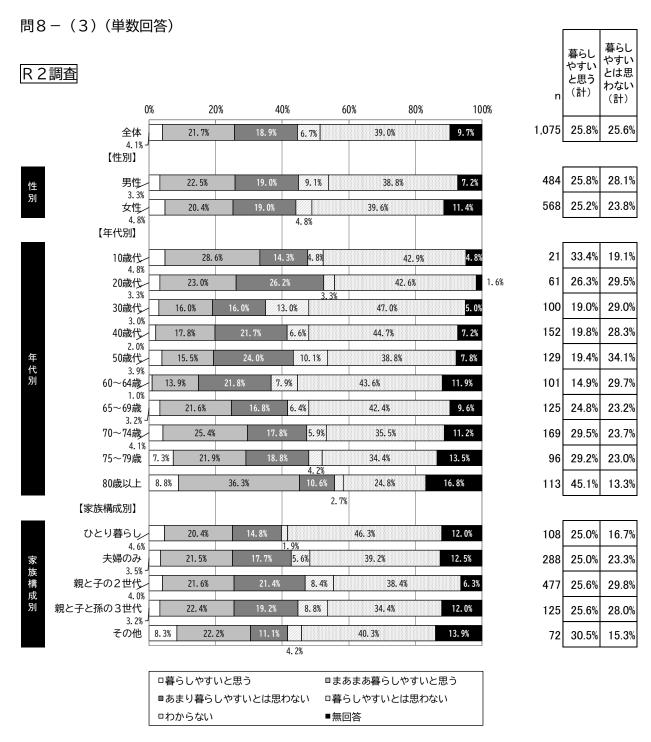


#### 問8-(3) あなたは邑楽町が障害のある人にとって暮らしやすいまちだと思いますか。(ひとつだけ 〇)

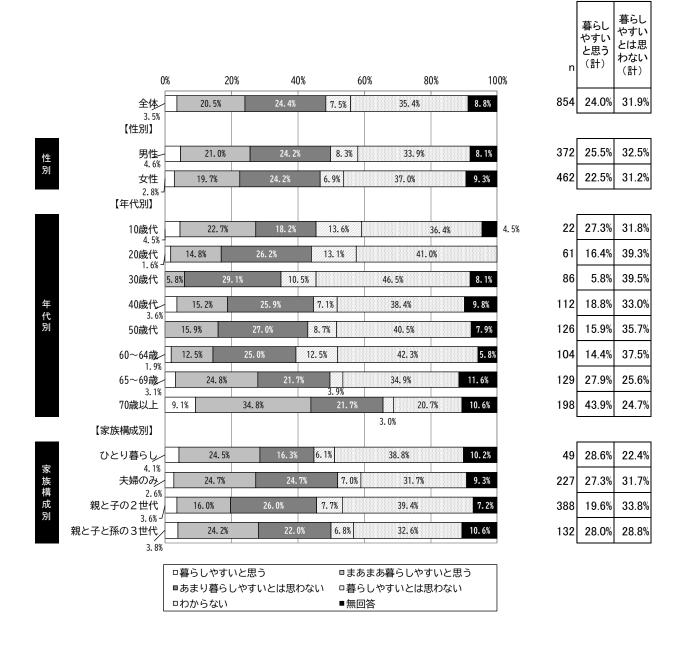
邑楽町が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについて、回答者全体では「暮らしやすいと思う(計)」が 25.8%、「暮らしやすいとは思わない(計)」が 25.6%で「暮らしやすいと思う(計)」が僅かに上回っています。ただし、約3分の1に相当する 39.0%は「わからない」と回答しています。

年代別に見ると、20 歳代~64 歳までは「暮らしやすいとは思わない(計)」の方が高くなっています。

家族構成別に見ると、親と子の2世代世帯と親と子と孫の3世代世帯では「暮らしやすいとは思わない(計)」の方が高くなっています。



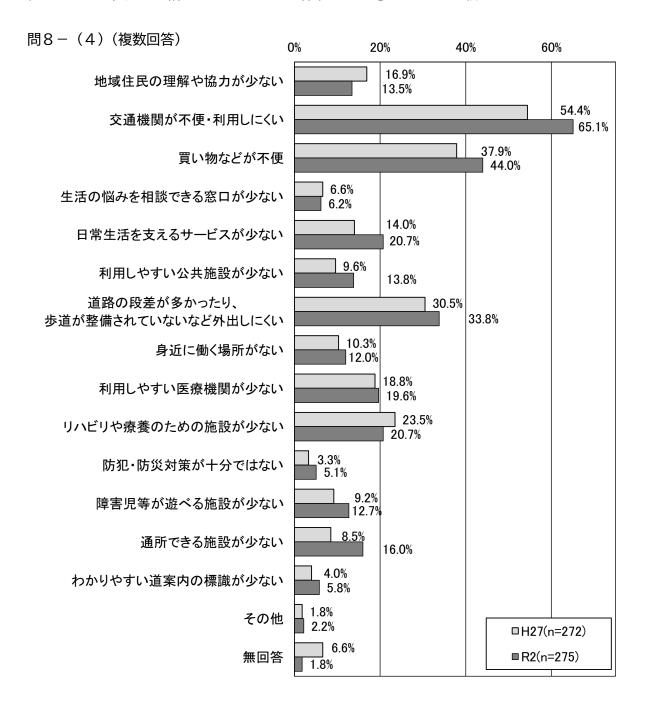
## H27調査



# (問8-(3)で「3 あまり暮らしやすいとは思わない」「4 暮らしやすいとは思わない」を選択した方)

#### 問8-(4) 暮らしにくいと思う理由は何ですか。(3つまでO)

邑楽町が障がいのある人にとって暮らしにくいと思う理由は、「交通機関が不便・利用しにくい」が 65.1%と最も高く過半数に達しています。以下、「買い物などが不便」が 44.0%、「道路の段差が 多かったり、歩道が整備されていないなど外出しにくい」が 33.8%と続いています。



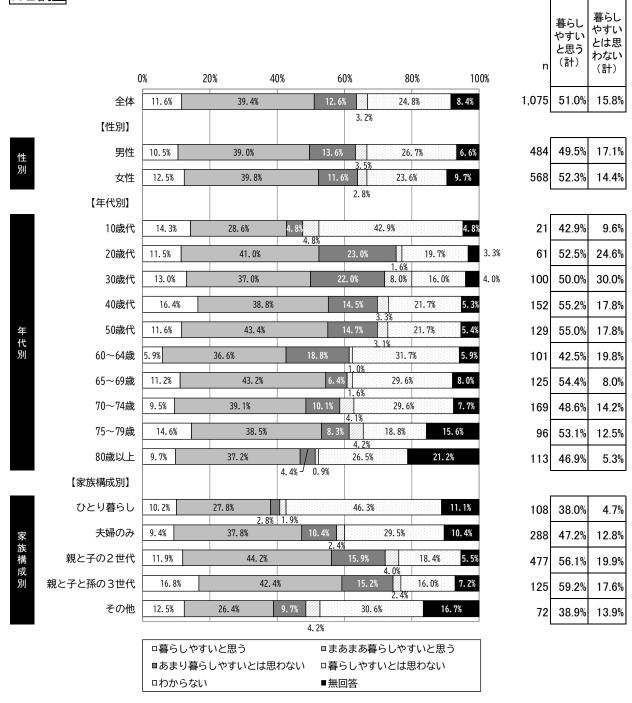
# 問8 − (5) あなたは邑楽町が子どもや、子育て中の保護者にとって暮らしやすいまちだと思いますか。(ひとつだけ○)

邑楽町が子どもや、子育て中の保護者にとって暮らしやすいまちだと思うかについて、回答者全体では「暮らしやすいと思う(計)」が51.0%、「暮らしやすいとは思わない(計)」が15.8%で「暮らしやすいと思う(計)」が35.2ポイント上回っています。

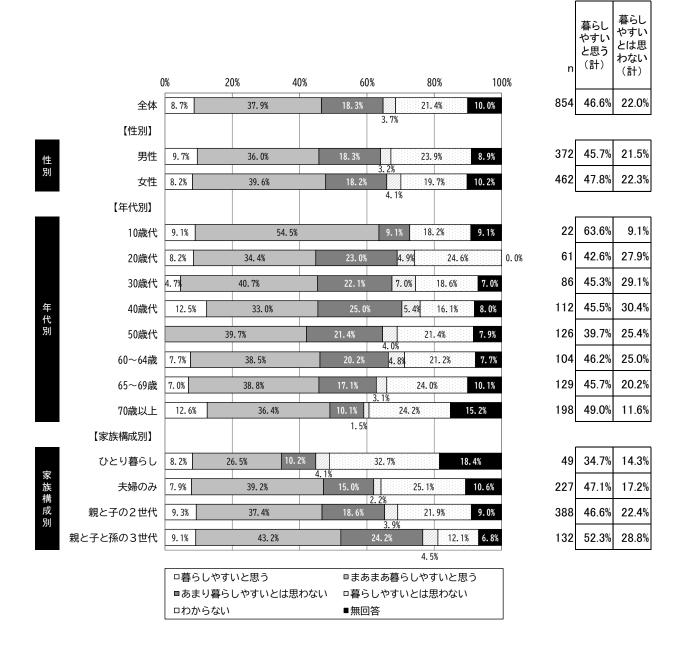
子育て中に該当する人が多い 20~40 歳代を見ても、「暮らしやすいと思う(計)」が「暮らしやすいとは思わない(計)」を上回っています。

#### 問8-(5)(単数回答)

#### R 2調査



## H27調査

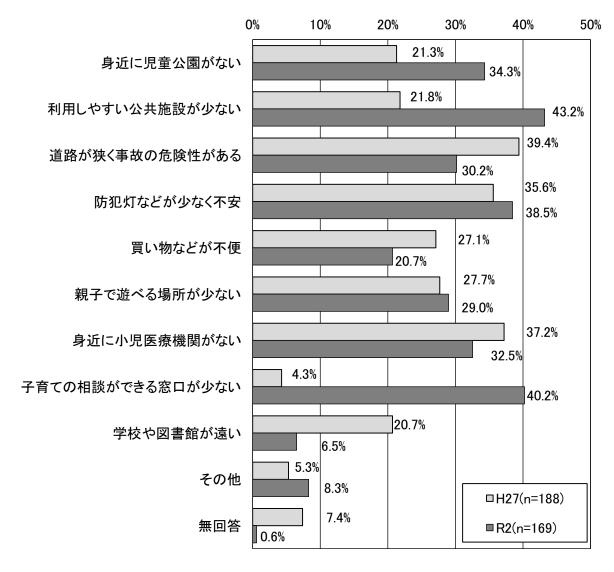


# (問8-(5)で「3 あまり暮らしやすいとは思わない」「4 暮らしやすいとは思わない」を選択した方)

### 問8-(6)暮らしにくいと思う理由は何ですか。(3つまで〇)

邑楽町が子どもや、子育て中の保護者にとって暮らしにくいと思う理由は、「利用しやすい公共施設が少ない」が43.2%と最も高く、以下、「子育ての相談ができる窓口が少ない」が40.2%、「防犯灯などが少なく不安」が38.5%と僅差で続いています。

問8-(6)(複数回答)



### 問10-(1) あなたは、今住んでいる地域に愛着がありますか。(ひとつだけO)

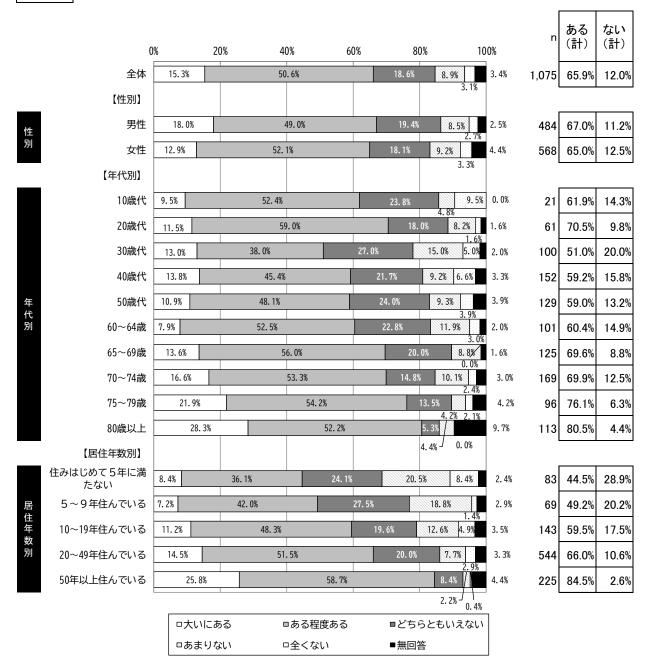
今住んでいる地域への愛着の有無について、回答者全体では「ある(計)」が 65.9%、「ない(計)」が 12.0%で、「ある(計)」が 53.9 ポイント上回っています。

年代別に見ても、全年代で「愛着がある(計)」が 50%を超えており、20 歳代及び 75 歳以上では 70%以上と高くなっています。

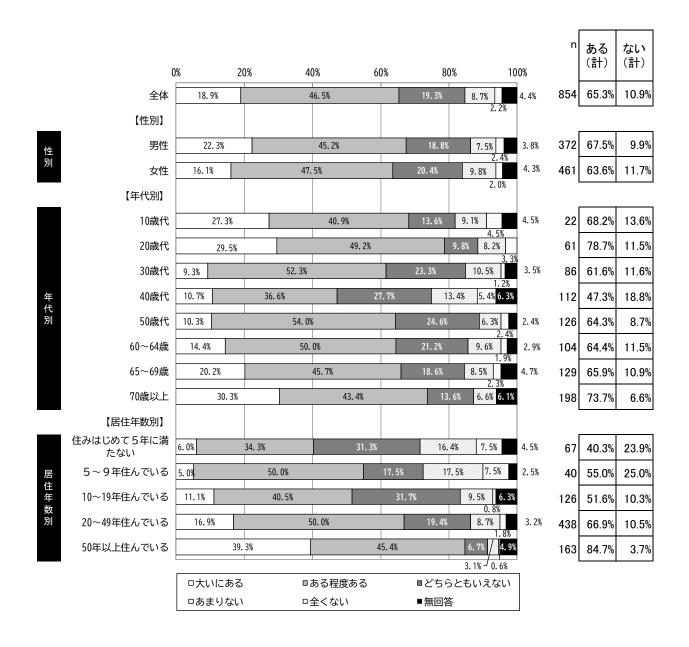
居住年数別に見ると、居住年数が長いほど愛着がある人の割合が高い傾向にあり、50年以上住んでいる人の「愛着がある(計)」は84.5%となっています。

## 問 10- (1) (単数回答)

## R 2調査



## H27調査

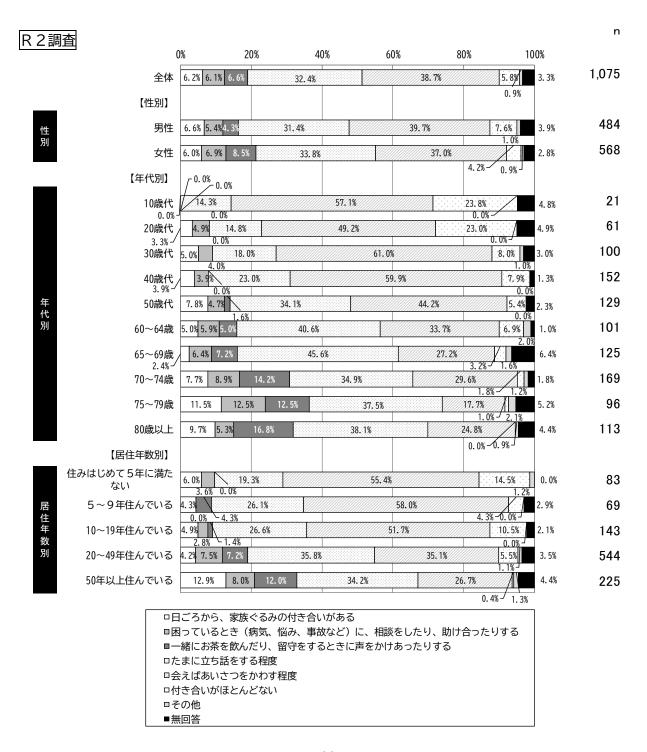


### 問11 あなたは、ふだん近所の人と、どの程度の付き合いをしていますか。(ひとつだけ〇)

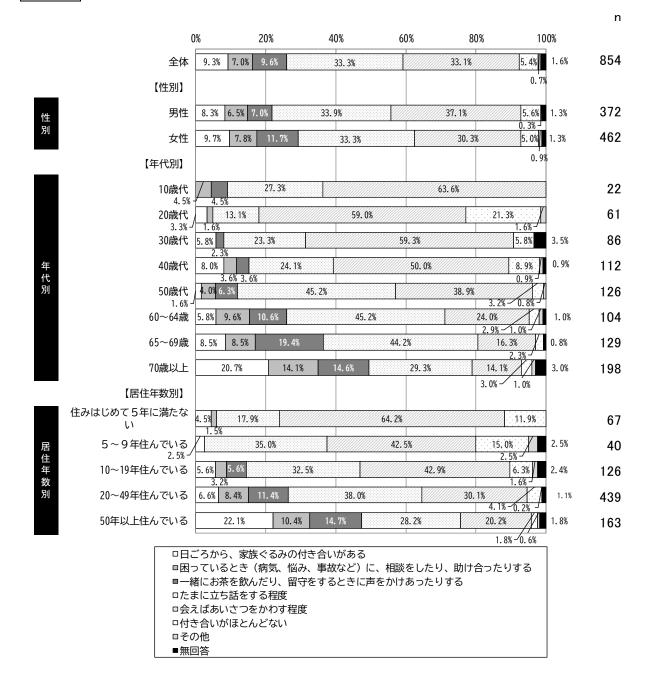
近所の人との付き合いの程度について、回答者全体では「会えばあいさつをかわす程度」が38.7%、「たまに立ち話をする程度」が32.4%で、それほど深い付き合いをしていない人の割合が高くなっています。

年代別では年代が高くなる程、居住年数別では居住年数が長くなる程、「日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき (病気、悩み、事故など) に相談をしたり、助け合ったりする」「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあったりする」など、比較的深い付き合いをしている人の割合が高くなる傾向にあります。

#### 問 11 (単数回答)



## H27調査

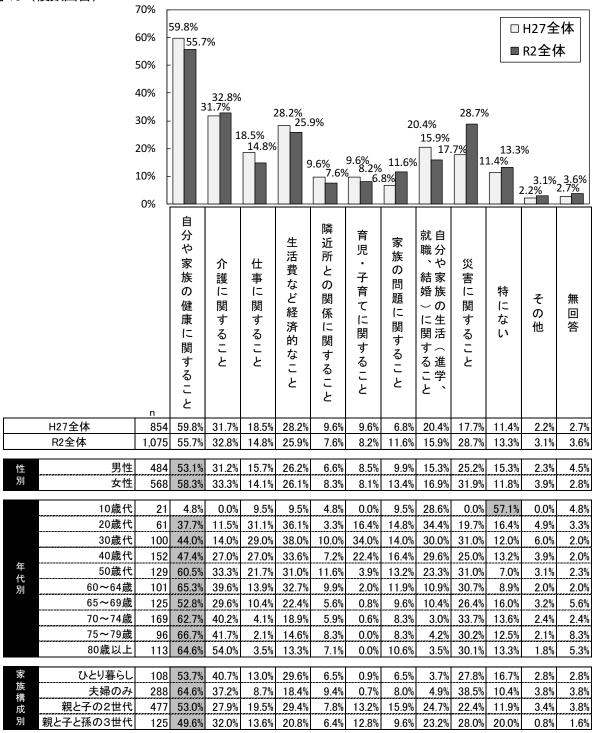


# 問 13 あなたは、毎日の暮らしの中で、次のどのようなことに悩みや不安を感じていますか。(あてはまるものすべてに〇)

毎日の暮らしの中での悩みや不安について、回答者全体では「自分や家族の健康に関すること」が 55.7%と最も高く、以下「介護に関すること」が 32.8%、「災害に関すること」が 28.7%と続いています。

年代別に見ると、20歳代以上のすべての年代で「自分や家族の健康に関すること」が最も高くなっていますが、30歳代は「生活費など経済的問題」、50歳代以上は「介護に関すること」「災害に関すること」が他の年代に比べ高くなっています。

問13(複数回答)

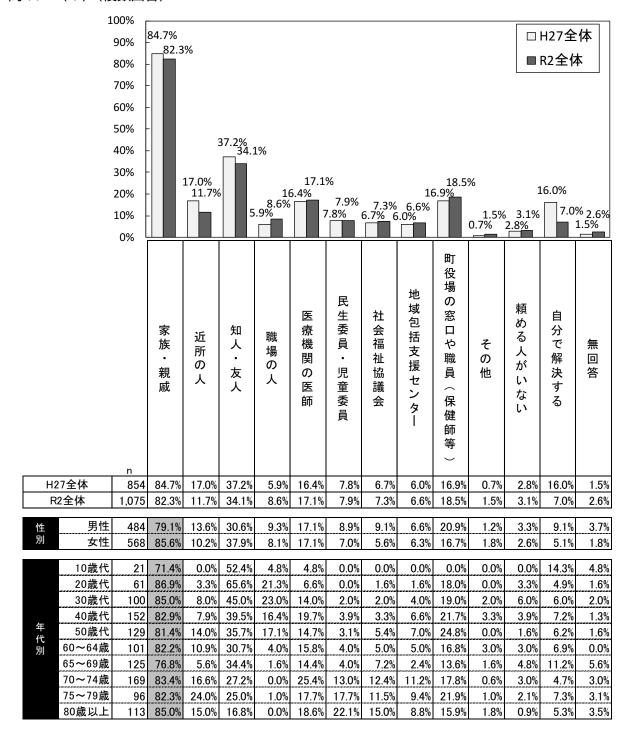


## 問 14-(1) あなたは、暮らしの中で相談や助けが必要なとき、誰に頼みたいと思いますか。(あては まるものすべてに〇)

相談や助けが必要なとき、誰に頼みたいと思うかについて、回答者全体では「家族・親戚」が82.3%と最も高く、次いで「知人・友人」が34.1%、「町役場の窓口や職員(保健師等)」が18.5%となっています。

年代別に見ると、10~20歳代は「知人・友人」が他の年代に比べ高くなっています。また、70歳 代以上では「近所の人」が他の年代に比べ高くなっています。

問 14- (1) (複数回答)

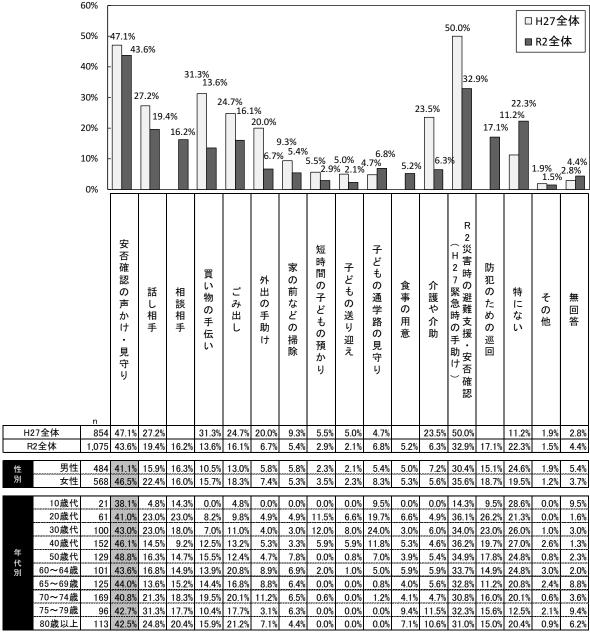


# 問 15 あなたが、もし病気、事故、高齢や子育てなどで生活に不安があるときに、隣近所の人たちにどんな手助けをしてほしいと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

病気、事故、高齢や子育てなどで生活に不安があるときに、隣近所の人たちにどんな手助けをしてほしいかについては、回答者全体では、「安否確認の声かけ・見守り」が43.6%と最も高く、次いで「災害時の避難支援・安否確認」が32.9%となっています。

年代別に見ると、すべての年代で「安否確認の声かけ・見守り」が最も高くなっています。30歳代では「子どもの通学路の見守り」「短時間の子どもの預かり」など、子育て中の親特有の要望が他の年代に比べて高くなっています。

#### 問 15 (複数回答)



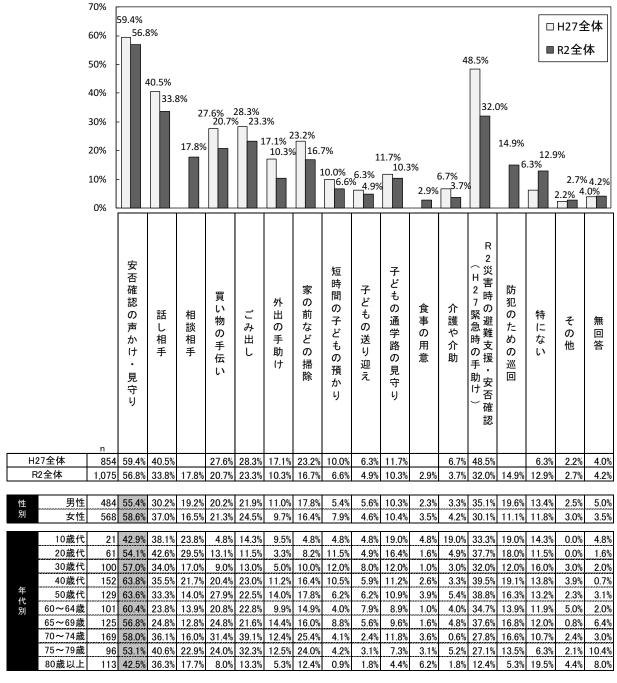
※H27の調査時に回答項目の無かったものは、欄が空白になっています。

# 問 16 隣近所で、高齢者や障害のある人、子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

高齢者や障がいのある人、子育てなどで困っている家庭があった場合、どのような手助けができると思うかについては、回答者全体では「安否確認の声かけ・見守り」が 56.8%と最も高く、次いで「話し相手」が 33.8%、「災害時の避難支援・安否確認」が 32.0%となっています。

年代別に見ると、70~74歳は上記3つ以外に「買い物の手伝い」「ごみ出し」が他の年代に比べ高くなっています。

#### 問 16 (複数回答)



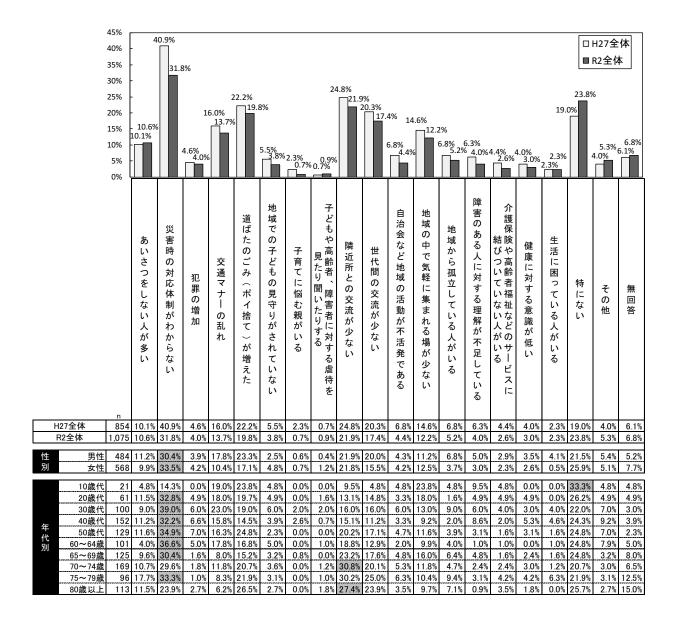
※H27の調査時に回答項目の無かったものは、欄が空白になっています。

# 問 18 現在、あなたの住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものはなんですか。(あてはまるものすべてに〇)

住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものついて、回答者全体では「災害時の対応体制がわからない」が31.8%と最も高くなっています。以下「隣近所との交流が少ない」が21.9%、「道ばたのごみ(ポイ捨て)が増えた」が19.8%となっています。

年代別に見ると、70歳代以上では「隣近所との交流が少ない」が他の年代に比べ高くなっています。

#### 問 18 (複数回答)



## 問 19 あなたは防災に対する日ごろからの取り組みや、災害などの緊急時の対応について、どのように お考えですか。(それぞれひとつだけ〇)

防災に対する日ごろの取組や、災害などの緊急時の対応に関する意識・行動について「はい」と回答した人は、「避難場所と行き方を知っている」が56.7%と最も高く、次いで「災害などの緊急時に、高齢者世帯や障害のある人などの避難行動要支援者の避難等の手助けができる」が24.5%となっています。

「いいえ」については、「地域の自主防災組織に入っている」が 76.4%、「日ごろから地域の防災 訓練に参加している」が 76.2%、「災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要」が 59.9%、「災害などの緊急時に、手助けが必要な近隣住民を把握している」が 54.3%など、過半数が 「いいえ」と回答しています。

#### 問19(単数回答)

### R 2 (n=1,075)

(ア)避難場所と行き方を知っている

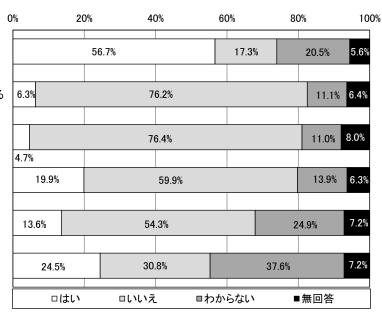
(イ)日ごろから地域の防災訓練に参加している

(ウ)地域の自主防災組織※に入っている

(エ)災害などの緊急時に、避難所への 誘導などの手助けが必要

(オ)災害などの緊急時に、手助けが必要な 近隣住民を把握している

(カ)災害などの緊急時に、高齢者世帯や 障害のある人などの避難行動要 支援者の避難等の手助けができる



※自主防災組織:町内会・自治会などを中心に、地域の住民が防災活動をする組織

#### H27(n=854)



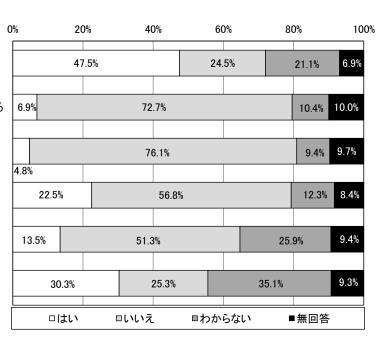
(イ)日ごろから地域の防災訓練に参加している

(ウ)地域の自主防災組織※に入っている

(エ)災害などの緊急時に、避難所への 誘導などの手助けが必要

(オ)災害などの緊急時に、手助けが必要な 近隣住民を把握している

(カ)災害などの緊急時に、高齢者世帯や 障害のある人などの避難行動要 支援者の避難等の手助けができる



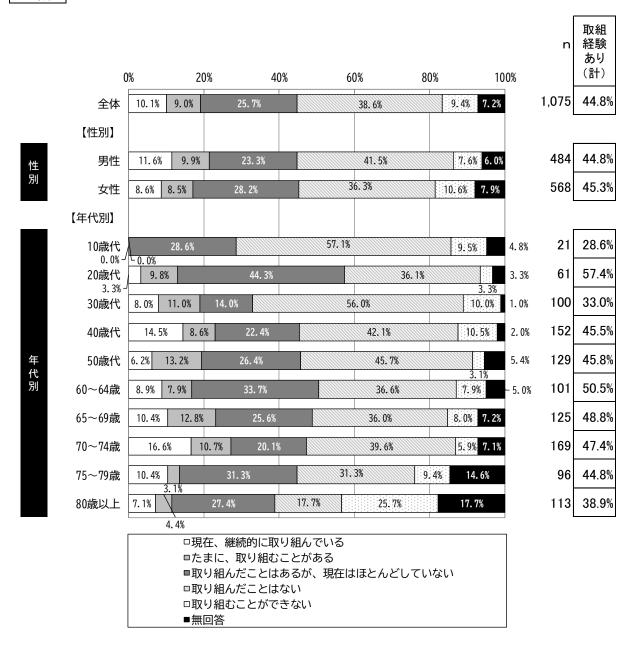
# 問 20-(1) あなたは、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等について、取り組んでいますか。(ひとつだけ〇)

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等の取組状況について、回答者全体では「現在、継続的に取り組んでいる」が 10.1%、「たまに取り組むことがある」が 9.0%、「取組経験あり(計)」は 44.8%と半数近くが取組経験ありと回答しています。

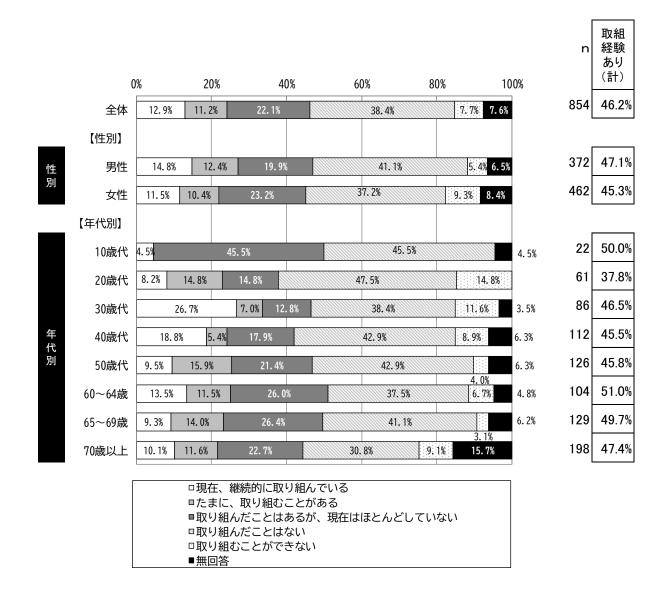
年代別に見ると、「現在、継続的に取り組んでいる」は 70~74 歳が 16.6%、40 歳代は 14.5%と、 他の年代に比べやや高くなっています。

#### 問 20- (1) (単数回答)

## R 2調査



## H27調査



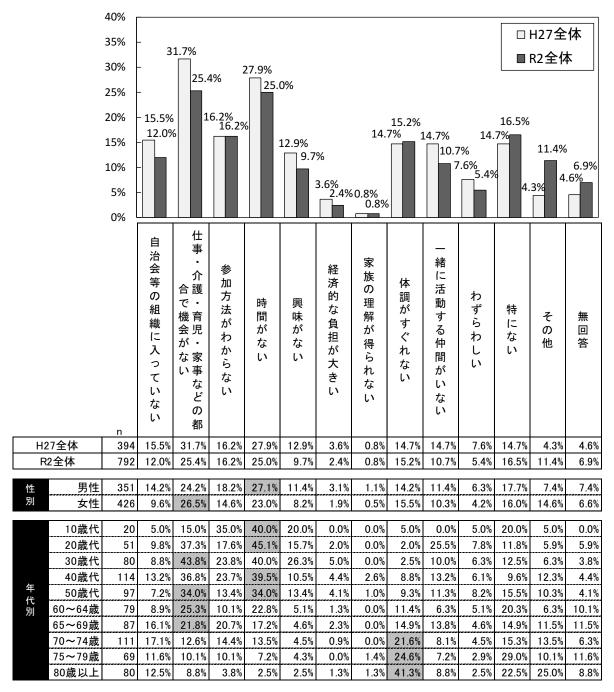
# (問 20−(1)で「3 取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」「4 取り組んだことはない」「5 取り組むことができない」を選択した方)

#### 問 20- (3) 現在活動していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない人、取組経験のない人の現在活動していない理由は、「仕事・介護・育児・家事などの都合で機会がない」が25.4%と最も高く、次いで「時間がない」が25.0%となっています。

年代別に見ると、10~20歳代及び40~50歳代は「時間がない」、30歳代及び50~60歳代は「仕事・介護・育児・家事などの都合で機会がない」、70歳代以上は「体調がすぐれない」が最も高くなっています。

問 20-(3)(複数回答)



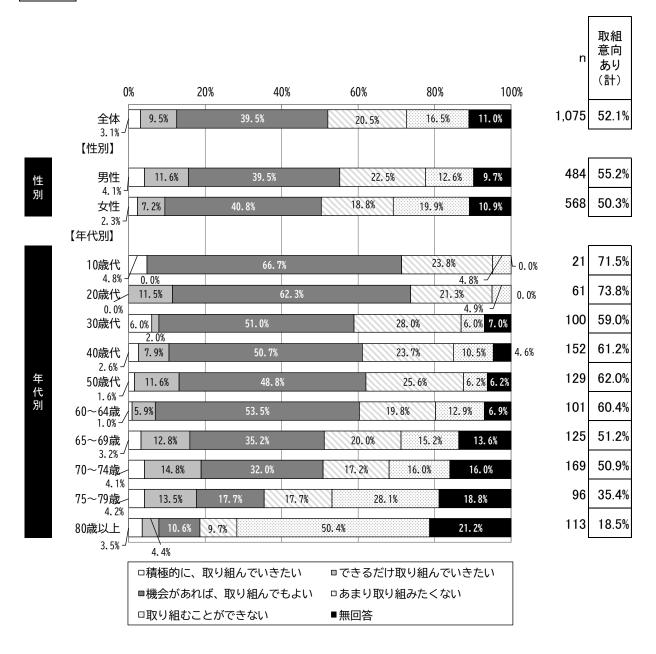
## 問 21- (1) あなたは、今後、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等 に、どの程度取り組んでいきたいと考えていますか。(ひとつだけ〇)

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等の今後の取組意向について、 回答者全体では「機会があれば、取り組んでもよい」が 39.5%と最も高く、「取組意向あり(計)」 は 52.1%となっています。

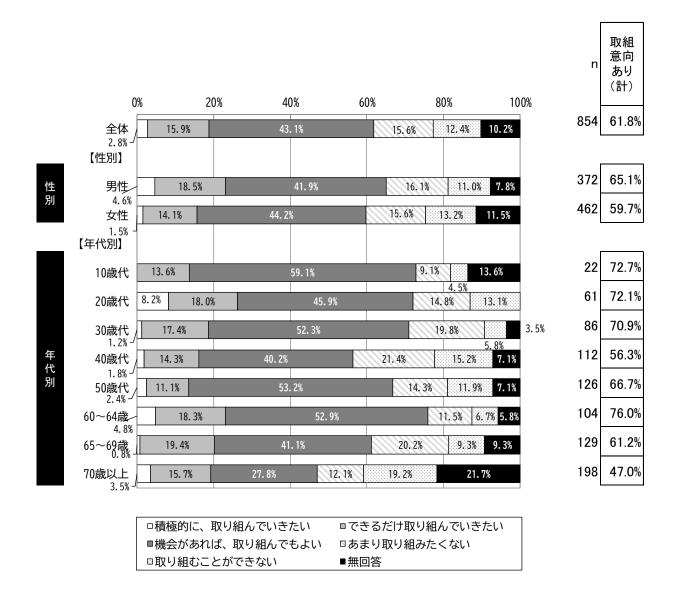
年代別に見ると、65歳以上で「取組意向あり(計)」が他の年代に比べて低く、80歳代以上は「取り組むことができない」が50.4%となっています。

## 問 21- (1) (単数回答)

## R2調査



## H27調査



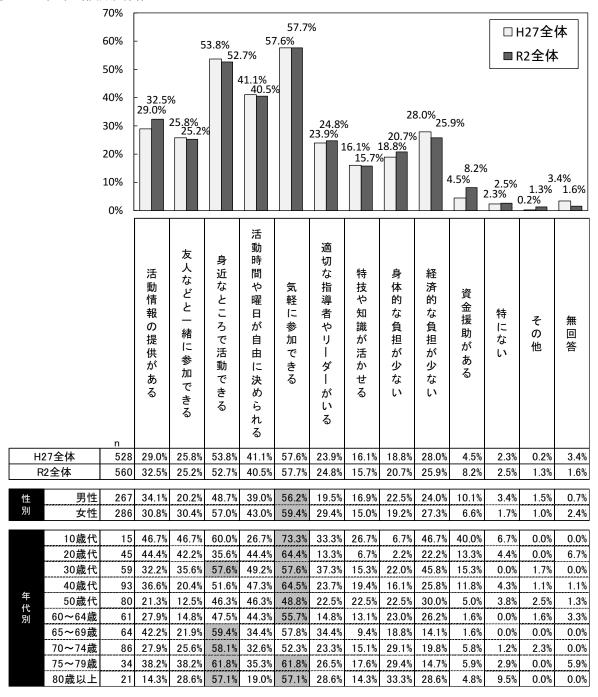
(問 21-(1)で「1 積極的に、取り組んでいきたい」「2 できるだけ取り組んでいきたい」「3 機会があれば、取り組んでもよい」を選択した方)

# 問 21- (2) どのような条件であれば、地域活動などに参加したいと思いますか。(あてはまるものすべてにO)

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に取組意向のある人の参加条件については、意向のある人全体では、「気軽に参加できる」が 57.7%と最も高く、次いで「身近なところで活動できる」が 52.7%、「活動時間や曜日が自由に決められる」が 40.5%となっています。

年代別に見ると、どの年代でも「気軽に参加できる」が高く、同様に「身近なところで活動できる」も高くなっています。

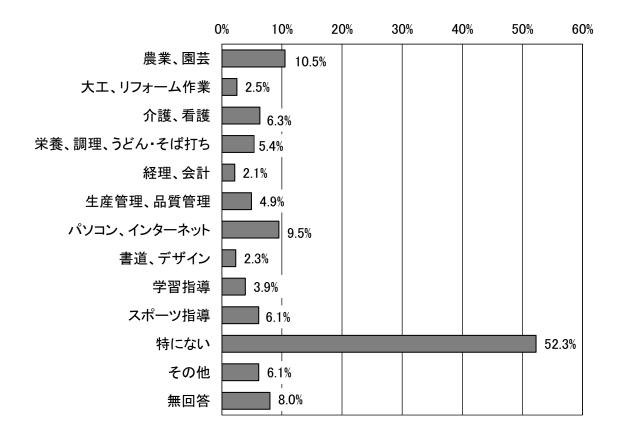
問 21-(2)(複数回答)



### 問22 あなたがお持ちの知識や技能を教えてください。(あてはまるものすべてに〇)

持っている知識や技能については、「農業、園芸」が 10.5%と最も高く、以下「パソコン、インターネット」が 9.5%、「介護、看護」が 6.3%と続いています。また、「特にない」が 52.3%となっています。

問 22 (複数回答) n=1,075



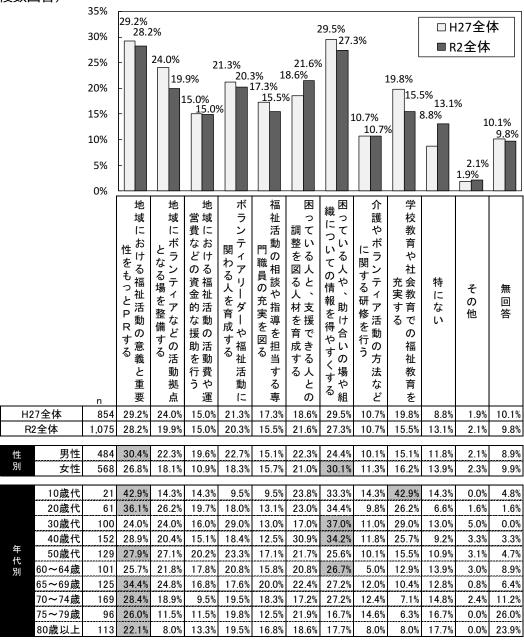
# 問 23 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(3つまで〇)

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要だと思うことについて、回答者全体では「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと PR する」が 28.2%と最も高く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が 27.3%、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」が 21.6%となっていますが、他の項目もそれほど差がなく続いています。

性別に見ると、男性は「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと PR する」が 30.4%と最も高く、女性は「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が 30.1% と最も高くなっています。

年代別に見ると、20歳代以下、50歳代、65歳以上は「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと PR する」が最も高く、また 10歳代では「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」が他の年代に比べ高くなっています。

#### 問23(複数回答)

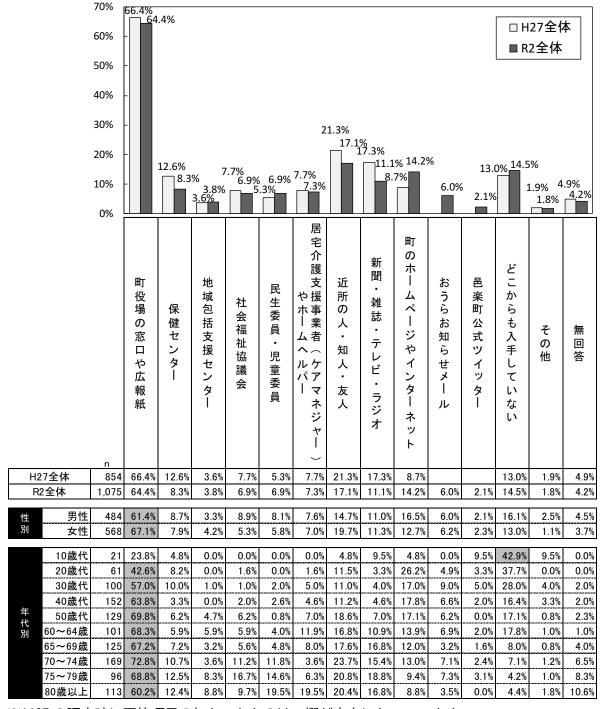


# 問 25 あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに〇)

福祉サービスの情報源について、回答者全体では「町役場の窓口や広報紙」が 64.4%と突出しています。他では「近所の人・知人・友人」が 17.1%、「どこからも入手していない」が 14.5%となっています。

年代別に見ると、20歳代では「町のホームページやインターネット」が他の年代に比べ高くなっています。

#### 問25(複数回答)



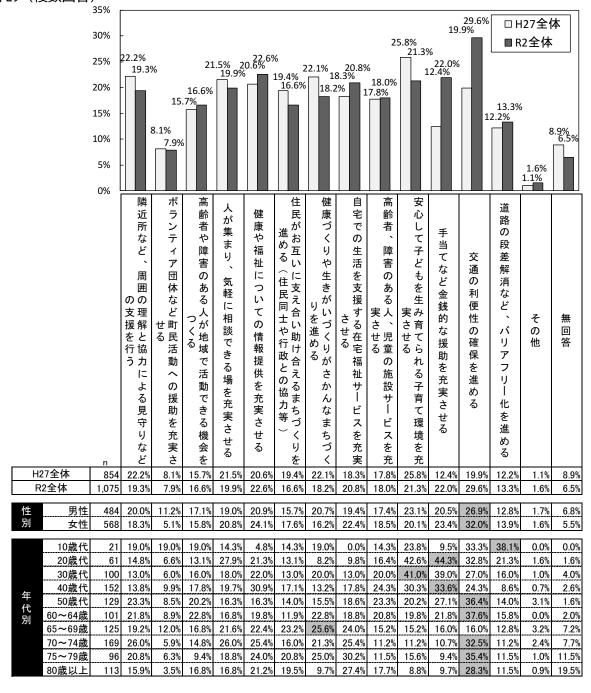
※H27の調査時に回答項目の無かったものは、欄が空白になっています。

## 問 29 邑楽町の保健福祉施策(サービス)をより充実していくために、あなたが重要と考える取り組み はどれですか。(3つまで〇)

邑楽町の保健福祉施策(サービス)をより充実していくために重要と考える取組について、回答者全体では「交通の利便性の確保を進める」が29.6%と最も高くなっていますが、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が22.6%、「手当てなど金銭的な援助を充実させる」が22.0%をはじめ他の項目も僅差で続いています。いずれの項目も重要であり、選択することが難しいとの意識がうかがえます。

性別に見ると、男性、女性ともに「交通の利便性の確保を進める」が最も高くなっています。 年代別に見ると、30歳代では「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が最 も高くなっています。また、20~40歳代は「手当てなどの金銭的な援助を充実させる」が他の年代 に比べ高くなっています。

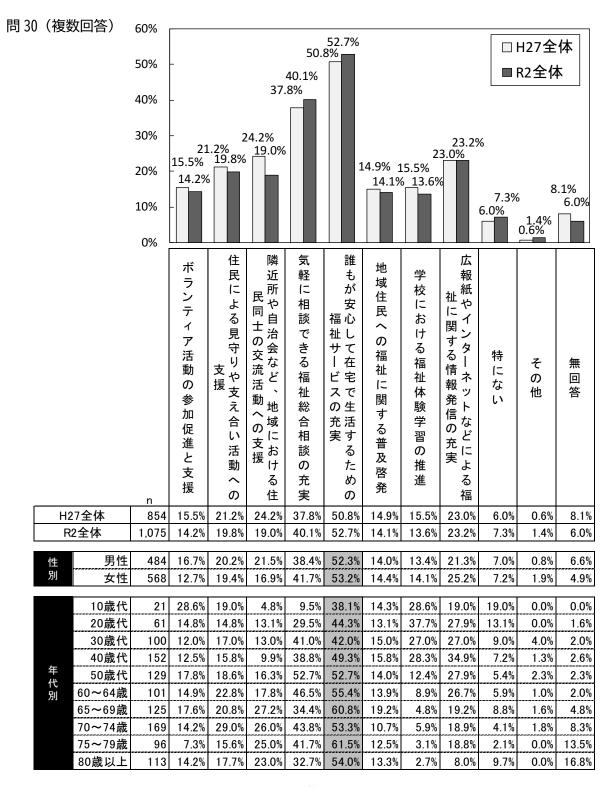
#### 問 29 (複数回答)



# 問 30 社会福祉協議会は、様々な福祉問題の解決に向けて活動や支援を行っていますが、社会福祉協議会の行う活動・支援として、今後、充実してほしいものはどれですか。(3つまで〇)

今後、充実してほしい社会福祉協議会の行う活動・支援について、回答者全体では「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が52.7%と最も高く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が40.1%、「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実」が23.2%となっています。

年代別に見ると、50歳代で「気軽に相談できる福祉相談の充実」が他の年代に比べ高くなっています。



## 第3節 福祉関係団体ヒアリングについて

地域の現状や課題、地域を良くするための意見を伺い、計画策定の参考にするため、福祉 関係団体ヒアリング(アンケート形式)を行いました。

調査対象団体: 25 団体

調査期間:令和2年9月28日(月)~ 令和2年10月9日(金)

多くのご意見をいただきましたが、主な課題とご意見を以下にまとめます。

#### (1)活動への参加者の不足

- ○委員・会員の高齢化と減少。後任の育成が急務。毎年社協でボランティアを募集して いるが不足している。
- ○消防団に対する理解も減ってきて、団員確保も厳しくなっている。

## <u>(2)福祉活動の情報、福祉意識向上、理解促進のための広報活動が必要</u>

- ○ボランティア活動の各種団体や個人の活動を知らせる定期的な広報紙への掲載が望まれる。
- ○精神障がいという病気が良く理解されていないように見受けられる。
- ○地域での周知、障害福祉サービスの制度の理解の浸透が難しい。

#### (3)関係機関の連携

- ○町行政には、これまで様々な支援をいただいたが、近年、人事異動の度に連携が希薄となっているように思える。
- ○町及び町社協、関係機関が一体となり連携することが活動の活性化となる。

#### (4) その他

- ○少し離れた農村地区ではスーパーや病院までの距離があり不便を感じているという話 を耳にする。特に高齢者や障がい者。生活日用品等の移動販売車も今後必要になる。
- ○新型コロナ感染症流行による減収、感染予防対策費用増加が課題。
- ○会社の中で孤立することの多い(精神障がいの)当事者にとっては話し合える相談で きる場が必要。
- 〇高齢者の福祉は充実しているように思えるが、障がい者にとってはあまり充実していないように思える。グループホームなどの施設が少ない。住み慣れた地域で暮らしたい。
- ○「親なき後」の生活場の確保が切実な問題。対策を進めようとしているが、現実は厳しく、試練と逆風が吹き続けている。
- ○目の不自由な方のために、屋外広報で時間を知らせるチャイムも朝、昼、夕と曲の工 夫がほしい。

## 第3章 計画の理念と考え方

## 第1節 基本理念

邑楽町第六次総合計画では、町の将来像を「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち"おうら"」とし、まちづくりの基本目標として、①誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり、②快適な暮らしと魅力ある産業があるまちづくり、③豊かな心を育む教育のまちづくり、④時代の変化に対応し町民に信頼されるまちづくりを掲げています。

また、保健福祉分野政策では、その目標を「地域で支え合う健康と福祉のまち」とし、健康を尊重し、すべての人にやさしいまちづくりを進めるという方向性を示しています。

以上を踏まえ、本計画では、地域住民同士がふれあい、地域における助け合い・支え合いが活発になることで、地域住民のやさしさが身近に感じられる、やさしさに包まれた、誰もが安心して暮らせる町となるように、計画の基本理念を以下のとおりとします。

## 【基本理念】

ふれあい、支え合い、 やさしさに包まれるまち "おうら" 本町の現状を踏まえ、本計画における目標を以下のとおり掲げます。

## 基本目標1 地域福祉の土壌づくり

地域の人たちが地域福祉への理解を深め、福祉を身近に感じられる環境をつくることは、 地域福祉を推進するために重要です。

そのため、地域福祉について周知することや学習機会を充実するとともに、地域での交流 の機会を増やすことで地域住民のつながりを広げ、また、地域活動やボランティア活動等と 連動しながら、地域での支え合い、助け合いが育まれる環境形成を図ります。

## 基本目標2 多様な主体がつながる地域福祉の仕組みづくり

高齢の方も、障がいのある方も、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、尊厳のある生活を 営めるようにするためには、公的な福祉サービスのみならず、多様な主体の連携による地域 の支えが不可欠です。

そのため、地域住民、各種団体、事業者、行政が連携し、地域における課題や問題が深刻 化する前に気がつき、支援や対策が行えるようなネットワークが形成され、互いに支え合い、 助け合える地域社会となるような地域福祉の基盤整備を推進します。

## 基本目標3 地域福祉を通じた安全・安心に暮らせるまちづくり

支援を必要とする人に、公的な福祉サービスと地域の支えによる適切な支援が、確実に届くようにすることが重要です。

そのため、福祉サービス等が適切に安心して利用できる仕組みや、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりなどの展開を進めます。さらに、日頃からの地域における防災・防犯や再犯防止の取組など、地域生活に関連した多様な取組による重層的な支援が展開されることで、生涯にわたって、安全・安心に暮らしていける地域づくりを目指していきます。

## <u>基本目標4 権利が擁護される地域づくり (邑楽町成年後見制度利用促進基本計画)</u>

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない方は、日常の金 銭の管理が行えなかったり、詐欺などで財産を奪われてしまったりする心配があります。

住み慣れた地域で、権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、速やかに適切な支援につな げるとともに、財産管理にとどまらず、本人の意思が重視され、かつ、生活の向上につなが る支援を目指します。

#### 【計画の基本理念】

ふれあい、支え合い、やさしさに包まれるまち"おうら"

## 基本目標1

地域福祉の 土壌づくり

- 1 地域福祉への関心・理解の促進
- 2 町民同士のふれあい機会の創出
- 3 地域活動やボランティア活動団体等への支援

#### 基本目標2

多様な主体が つながる 地域福祉の 仕組みづくり

- 1 多様な主体をつなげる仕組みづくり
- 2 情報の提供及び活用体制の整備
- 3 保健・福祉に携わる人材の育成・確保

#### 基本目標3

地域福祉を 通じた 安全・安心に 暮らせる まちづくり

- 1 相談体制の充実
- 2 支援が必要な方が安心して暮らせる環境の向上
- 3 いきいきと健やかに暮らせる環境づくり
- 4 地域の防災力・防犯力の向上
- 5 再犯防止や社会復帰のための取組
- 6 誰もが暮らしやすい生活環境づくり

#### 基本目標4

権利が 擁護される 地域づくり

- 1 権利擁護支援に向けたネットワークの整備
- 2 地域における広報・啓発活動による利用促進
- 3 誰もが安心して、成年後見制度を利用できる基盤の整備

## 第4章 施策の展開

本章では、第1次計画の評価結果及び第2次計画に向けての課題を示し、個別の施策の展開を行います。

第1次計画の評価及び今後の方針については、事業担当もしくはアンケート結果により次 の指針によって行います。

### 【第1次計画における事業の評価について】

A:期待以上の成果をあげた	C:期待どおりの成果をあげていない
B:期待どおりの成果をあげた	D:実施していない

### 【第2次計画における今後の方針について】

A:拡充:対象の拡大や手段の充実により事業を拡大すること
B:継続:現在の事業の枠組みを維持して継続すること
C:見直し:事業の縮小や統合、又は他の施策や新たな施策で対応すること
D:廃止:社会情勢の変化等により事業を廃止、又は計画の記載から外すこと

## 基本目標1 地域福祉の土壌づくり

## 1 地域福祉への関心・理解の促進

## ◎第1次計画の評価結果

施策	町/町社協	取組	評価	方針
1 地域福祉への		1 地域福祉の啓発	В	Α
関心・理解の促進		2 学校教育を通じた	В	В
	町	福祉教育の推進	Ь	Ь
	μ)	3 人権教育・啓発事業の推進	Α	В
		4 高齢者や障がい者等の	В	В
		社会参加の促進	Ь	Ь
		1 福祉教育の推進	С	В
		2 広報・啓発活動の充実	В	В
	町社協	3 邑楽町地域活動	В	В
	四个上肋	支援センターの運営	Ь	Б
		4 邑楽町高齢者	В	В
		活カセンターの運営	В	В

## ◎現状

第1次計画の取組において、「人権教育・啓発事業の推進」(町)では、小中学生を対象に 人権作文・ポスター・標語の募集を行い、優秀作品については、巡回展を行い広く町民に啓 発を図りました。また、令和元年度は、県の委託を受けて人権教育充実指針の 11 の重要課題 について、人権教育指導者養成講座を 15 回開催し多くの人に人権学習の機会を提供すること ができました。

アンケート調査を見ると、関心を持っている福祉の分野(問7)は、平成27年の調査と同様に、年代により児童福祉や高齢者福祉など、関心のある分野は異なっています。また、地域福祉分野については、若い世代で関心が比較的低いものの、40歳代以上の関心は高くなっています。

また、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要だと思うこと(問 23) については、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと PR する」という回答が最も多く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」となっています。福祉活動における必要性を認識している町民が多くいる様子がうかがえます。

今後も、少子高齢化や人口減少、核家族化は進むと考えられ、地域の支え合い、助け合いによる福祉活動はますます重要となります。今後、地域福祉についての関心が高まるような環境づくりが必要です。

そのため、多くの町民が福祉や人権問題などについて興味を持ち、いつでも学べるように、 啓発活動や福祉教育を展開していく必要があります。

また、こうした地域福祉を推進していくに当たっては、町民一人一人が、人を思いやる心 や人権を尊重する心、助け合いや支え合いの心を育んでいくことが重要です。

#### ◎第1次計画の目標指標の結果

目標指標	現状値 平成26年度	目標値 令和2年度	結果 令和2年度	評価	方針
地域福祉に関心のある町民の割合 (アンケート)	38.2%	45%	39.0%	С	С

#### ◆ 第1次計画の取組に対する課題

目標指標の「地域福祉に関心のある町民の割合(アンケート)」は、平成 27 年に比べると わずかに改善しているという結果でした。町民の地域福祉への関心をさらに高めていくには、 次の課題に対応していく必要があります。

「福祉教育の推進」(町社協)の取組に対して、町民全体の福祉に対する知識を深める機会である福祉総合講座の開講が不十分です。

## ◆ 目指す方向

地域のすべての人が自分らしく暮らせるように、ノーマライゼ―ション※1 理念やソーシャルインクルージョン(社会的包摂)※2 理念など、福祉にかかわる基本的な考え方が浸透し、地域住民の相互理解が深まる地域を目指します。

- ※1 ノーマライゼ―ション:障がい者も、健常者と同様の生活ができるように支援するべき、という考え方。また、そこから発展して、障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、 社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方としても使われることがある。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。
- ※2 ソーシャルインクルージョン (社会的包摂): 誰もが社会から孤立したり排除されたりせず、社会の構成員として能力を発揮でき、互いを支え合おうという考え方。

## ◆ 第2次計画の目標指標

	現状値(令和2年)	目標値(令和7年)
地域福祉に関心のある町民の割合 (アンケート)	39.0%	45.0%

## ◆ 今後の取組

【町】

r-11	
取組	活動
地域福祉の啓発	〇広報紙やホームページを活用した福祉活動や人権擁護などに関
	する記事の掲載、講演会の開催など、あらゆる機会を通じて、
	地域福祉を幅広く啓発していきます。
学校教育を通じた	〇中学校では、町内の公共施設、特別養護老人ホーム、各行政区
福祉教育の推進	集会所等における清掃や除草作業等のボランティア活動を通じ
	た福祉教育を今後も取り組んでいきます。
	○早い時期から福祉意識の醸成に取り組むことが大切なため、小
	学校においても、ボランティア活動の実施を検討します。
人権教育・啓発事業	〇年齢や性別、障がいの有無、国籍の違い等による偏見や差別を
の推進	なくし、心のバリアフリーを進めるため、町民を対象とした講
	演会や小中学校の生徒を対象に、啓発のポスターや作文の募集
	及び展示、発表を行うなど、人権教育・啓発事業を推進します。
高齢者や障がい者等	○高齢者や障がい者の社会参加や雇用を進めるため、技術習得を
の社会参加の促進	支援するとともに、町民や事業主の理解や関心を深める活動に
	取り組みます。

## 【町民・地域】

## 取組

- ○家庭や地域の中で、人権や福祉について話し合ってみましょう。
- ○福祉に関する講演会やイベントに積極的に参加しましょう。
- ○行政区組織や自主グループの集まりなどで、地域福祉に関する勉強会を開催しましょ う。

## 【町社協】

取組	活動
福祉教育の推進	〇小中学生の福祉に対する知識が深まるように、福祉教育校フォ
	ローアップ事業を積極的に取り組みます。
	■改善のために見直し・追加した活動
	〇ボランティアセンターと連携し、町全体として福祉に対する知
	識が深まるよう福祉総合講座の企画に取り組みます。
広報・啓発活動の	○福祉に対する理解が深まり、身近なものとなるように、機関紙
充実	「私たちの福祉」の発行及び邑多福まつりの開催などによる広
	報・啓発活動の充実に取り組みます。
邑楽町地域活動支援	○障がい者の就労や社会生活の自立を目指した活動を行う、邑楽
センターの運営	町地域活動支援センターの運営を通して、地域住民の障がい者
	理解を広げます。
邑楽町高齢者活力	〇高齢者の能力を活用しながら社会貢献ができるように、邑楽町
センターの運営	高齢者活力センターの運営に取り組みます。

### 町社協の具体的な事業について

#### 邑楽町地域活動支援センターについて

#### 現状

## ●登録者は 15 名で、様々な障がいを抱える 方が活動しています。主な活動は、事業者 からの請負作業やプリン・クッキーをは じめとする菓子製造などを行っていま す。また、社会生活を営む上で必要なルー ルやマナーを学びながら年間を通して旅 行やお芝居鑑賞など多様な体験を行える ように運営しています。

#### 今後の展開

- ●障がいを抱える方が少しでも自立した生活ができるよう支援するために、事業者からの請負作業や製造した菓子の販売拠点の拡充などに努めるなど、地域活動支援センターの安定的な運営に取り組みます。
- ●施設の行事やイベント参加の際に、地域 住民との交流を図ります。

#### 邑楽町高齢者活力センターについて

#### 現状

- ●高齢者の生きがいと活躍の場づくりを目的とした同センターには、110名の会員の登録があり、それぞれの能力や要望にあった作業を請け負っています。草とりから高度な技能を要する仕事まで、高齢者の負担にならないような短期的、軽易な作業に取り組んでいます。
- ●就業を円滑に進めるため、群馬県シルバー人材センター連合会の支援を受け、植木剪定・刈払機講習の実施(各年1~2回)。また、就業体験コースの案内も平成30年度~実施しています。
- ●就業職種拡大のため、新規就業契約の締結。①特養関係の業務 ②児童館業務 ③スーパー内の業務 ④多々良沼公園の一部の管理作業を新規に締結しました。

#### 今後の展開

- ●団塊の世代が後期高齢者になる2025年を見据えて、健康で就業意欲の高い高齢者のニーズに応じた多様な就業の提案・就業機会の確保が図れるように、需要の増加が見込まれる介護分野への対応や、高度な知識や技術を有する高齢者が活躍できるような職種の開拓などに取り組んでいきます。
- ●相談支援体制の充実にも取り組み、高齢 者の活躍の場の充実に努めます。
- ●広報活動を強化し、会員確保に努め、就労 の場を提供します。
- ●会員の技術向上及び事故防止と安全適正 就業を推進するため、安全講習や技術講 習などの専門講習会を定期的に開催しま す。

## 2 町民同士のふれあい機会の創出

## ◎第1次計画の評価結果

施策	町/町社協	取組	評価	方針
2 町民同士の		1 地域交流の充実	Α	Α
ふれあい機会の創出		2 世代間交流の充実	Α	В
	町	3 あいさつ運動の推進	В	В
		4 支援を必要とする人	В	В
		とのふれあいづくり	ם	Ь
		1 交流機会の創出	В	В
	町社協	2 邑楽町福祉センター寿荘	В	Α
		の運営	В	A

#### ◎現状

第1次計画の取組において、「地域交流の充実」(町)では、邑多福まつり、ふれあいサロン、高齢者の居場所づくり事業などにより地域交流を図りました。さらに、中央公民館も開館し、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりの拡充が図れました。「世代間交流の充実」(町)では、邑楽町最大の交流事業であるおうら祭りや、行政区対抗で行われる町民体育祭に加え、文化交流の中心である中央公民館事業が加わったことにより広く交流する機会が増えました。一方、アンケート調査を見ると、病気、事故、高齢や子育てなどで生活に不安があるときに、隣近所の人たちにどんな手助けをしてほしいと思うか(問15)については、「安否確認の声かけ・見守り」が最も高く、次いで「災害時の避難支援・安否確認」となっています。いずれの年代においても高い回答率となり、平成27年と同様の結果となっています。地域で安心して自立した生活を送っていくには、近所の支援、支え合いが不可欠であると考えている様子がうかがえます。

また、近所の人との付き合いの程度(問11)については、「会えばあいさつをかわす程度」 と回答する割合が、平成27年の調査に比べ5.6%増え、38.7%となっています。深い付き合いをしていない人の割合が若干増えている様子がうかがえます。

核家族化など、家族のあり方が変わり、個人主義的傾向の強まりなどにより、隣近所の人とのつながりも弱まり、地域での交流が減少し、人と人とのふれあいを通した福祉の心を育むことが難しくなっています。

地域の役割の重要性が改めて見直される中、町民相互のつながりが広がり、お互いの理解が深まっていくように、地域での出会いやふれあう機会を創出していくことが必要となっています。

また、ひとり暮らしの認知症高齢者や障がいのある人などが増加傾向にありますが、これらの人たちが地域で自分らしく暮らし続けるためには、認知症や障がいに対する町民の正しい理解が普及するように取り組んでいくことも重要となっています。

町民同士のつながり、相互の理解を深めていく中で、支え手、受け手という関係を超えて、 地域福祉活動の展開に発展させていくことが重要となります。

### ◎第1次計画の目標指標の結果

目標指標	現状値	目標値	結果	評	方
日1示1日1示	平成26年度	令和元年度	令和元年度	価	方針
邑多福まつり参加者数	2,000人	3,000人	5,000人	Α	В
邑楽町福祉センター寿荘の利用者数	46,495人	52,000人	34, 293 人	С	В

## ◆ 第1次計画の取組に対する課題

目標指標の「邑多福まつり参加者数」は、目標を大きく上回る成果でした。

「邑楽町福祉センター寿荘の利用者数」は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり入館者数は減ったものの、気軽に立ち寄れる場所として利用されています。

また、「地域交流の充実」(町)の取組についても、期待以上の成果をあげています。 今後、交流をさらに充実していくことを目指したとき、次の課題があります。

- ・団塊の世代が高齢になるため、新たな人が参加できるよう、多くの活動拠点が必要です。
- ・健康と福祉のまつり邑多福まつりだけでなく、日常生活の中で障がいのある方と地域住 民が交流のできる機会を設ける必要があります。

### ◆ 目指す方向

子どもから大人まで誰もがお互いを尊重し合い、共生社会実現に向け心のバリアフリーが根付くまちづくりを推進し、年齢や障がいの有無、国籍の違いなどで地域から孤立することがなく、地域の誰もがつながりを持ち、コミュニケーションが盛んな地域を目指します。

### ◆ 第2次計画の目標指標

	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
邑多福まつり参加者数	5,000人	6,000人
邑楽町福祉センター寿荘の利用者数	34, 293 人	48,000人

## ◆ 今後の取組

【町】

取組	活動
地域交流の充実	○地域交流の拠点となる公民館や地域集会施設の適切な維持管理 を図ります。
	〇スポーツや趣味、サークル活動などを支援するスポーツ推進事 業や公民館活動を推進します。
	○地域交流を図るふれあいサロンや高齢者の活動拠点である邑楽
	町福祉センター寿荘、高齢者の居場所づくりを進めるとともに、
	障がい者、外国人、親子連れなども気軽に立ち寄れる場所づくりに努めます。
	○障がいのある方と交流が持てるように関係団体と連携し、交流 の機会を確保します。
	■改善のために見直し・追加した活動
	○多方面にわたる交流事業を実施し、多文化共生社会の実現を目指すに当たり、健康と福祉のまつり「邑多福まつり」が町民参加型のユニバーサル交流イベントの一つとして、心のバリアフリーが根付くよう推進していきます。
	○既存拠点の維持だけではなく、町民が自主的に新たな地域交流 の場を増やせるよう、サポート事業の拡充に取り組みます。
	〇高齢者の居場所づくりについて、町のサポートを各種団体に均 等に行えるよう検討します。
	〇障がいのある方の自立した生活及び社会活動への参加を支援するため、関係団体と連携して事業の充実を推進します。
世代間交流の充実	〇世代を超えた地域住民のふれあいや、交流機会となるイベント 等の開催支援に努めます。

取組	活動
あいさつ運動の推進	〇児童・生徒のあいさつの習慣が身につくように、町内の各種団
	体によるやまびこ運動※1 や民生委員・児童委員によるあいさ
	つ運動※2 の活動を支援します。
支援を必要とする人	〇町内の各社会福祉施設で取り組んでいるボランティア体験の受
とのふれあいづくり	入れやイベント時の地域住民の招待、防災訓練等の交流の機会
	づくりを支援します。

- ※1 やまびこ運動:町内の各種団体の方が年に8回程度、各小中学校の正門に立ち、児童、生徒にあいさつを行う。
- ※2 あいさつ運動: 民生委員・児童委員の方が、学期ごとに各小中学校の正門に立ち、児童、生徒に あいさつを行う。

## 【町民・地域】

#### 取組

- 〇近所への関心を持ち、自分からあいさつをして、地域や近所の人たちとコミュニケー ションをとりましょう。
- ○隣近所や友人を誘って、地域の行事に参加しましょう。
- 〇イベントや行事に、地域の人が参加しやすくなるような工夫を話し合ってみましょう。
- ○町内施設と地域住民との交流、祭りの参画などを相互に勧めましょう。

## 【町社協】

取組	活動
交流機会の創出	〇邑多福まつりや福祉バザー、高齢者を対象としたいきいきダン スパーティー、障がい者を対象とした親睦旅行や集い等交流事 業、福祉レクリエーション大会の開催などに取り組むとともに、 子どもまつりへの支援を行うなど、交流機会の創出に努めます。
   邑楽町福祉センター   寿荘の運営	〇高齢者の交流や活動の場として邑楽町福祉センター寿荘の運営 に取り組みます。

### 町社協の具体的な事業について

#### 邑多福まつりについて

#### 現状

# 今後の展開

- ●保健と福祉の共同事業である邑多福まつりは、産業祭との同時開催で多くの町民が交流できる場であり、啓発の場でもあります。
- ●邑多福まつりを通じて、多くの町民の参加と交流が活発となるように、また更なる健康の増進及び保健福祉の啓発のため、体験と参加、実践力の向上など、豊富な企画をもって充実した内容に努めます。
- ●町民が興味を持てる企画をつくります。

### 邑楽町福祉センター寿荘について

### 現状

### 今後の展開

- ●令和2年8月に利用者累計220万人を超えた寿荘では、カラオケや編み物、詩吟や俳句など22の教室が開設されています。しかし、利用者数は横ばいで、後期高齢者の割合が多く、ニーズに合った教室の開催など、工夫をともなう運営が課題です。
- ●介護予防の観点を取入れ、身近で、気軽に立ち寄れる交流の場として、多くの高齢者に利用されるように、利用者のニーズを把握し、利用者が生きがいを持って利用できるよう教室やイベントの見直しを図ります。

#### ふれあいサロンについて

### 現状

### 今後の展開

- ●サロンの申請行政区は28行政区となっており、年々増加しています。ボランティアによる手作り料理や仕出し料理、プロアマ問わない講師による各種教室やマジックショーなど参加者にとっては楽しいサロンですが、財政面や運営スタッフの高齢化と後継者不足など様々な課題も生じています。
- ●また、閉じこもって地域との交流のない 人の参加や全行政区の実施が行われてい ないなども大きな課題です。
- ●隣近所との交流機会の減少が進む中、行政区単位で開催されるサロンの役割が大きいため、安定的な運営が図れるように、担い手や支援者確保、研修の開催などに努めます。
- ●各行政区の取組事例などを整理し、情報 の共有化を図り、各サロンの計画的な運 営や全行政区におけるサロン開催につな げていきます。
- ●民生委員・児童委員、ボランティアなどと連携協力し、地域との交流の少ない閉じこもりがちな高齢者等への参加促進に努めます。
- ●生活支援体制整備事業と連携し、サロン の充実に努めます。

# 3 地域活動やボランティア活動団体等への支援

#### ◎第1次計画の評価結果

施策	町/町社協	取組	評価	方針
3 地域活動や		1 地域活動団体への支援	В	В
ボランティア		2 ボランティア活動等への支援	С	С
活動団体等への支援	町	3 町民の主体的な	В	
		まちづくり活動への支援	D	C
		4 各種団体間の連携の推進	С	С
	町社協	1 ボランティアセンター 事業の推進	С	В

#### ◎現状

第1次計画の「町民の主体的なまちづくり活動への支援」(町)の取組において、町民団体が、邑楽町協働のまちづくり活動支援事業を活用しながら、高齢者サロン、学習支援教室の開催など様々な地域課題の解決を図っています。

「ボランティアセンター事業の推進」(町社協)の取組は、ボランティア講座受講希望者数の増加という結果に結びつかなかったものの、千代田町、大泉町との3社協合同にて、手話、傾聴ボランティア養成講座を実施するなどボランティアの発掘及び育成に努めました。また、広報紙、ホームページを活用し、個人ボランティアの募集にも努めました。

アンケート調査では、地域活動やボランティア活動、地域や町民に対する各種の支援活動等について、取組経験のある比率(問 20-(1))は4割台半ばとなっています。この割合は平成 27 年の調査とほぼ同じとなっています。

一方で、現在活動していない理由(問 20-(3))は、「仕事・介護・育児・家事などの都合で機会がない」「時間がない」と回答する人の割合が2割以上、「体調がすぐれない」が1割以上となっている一方で、「特にない」「参加方法がわからない」「一緒に活動する仲間がいない」と回答する人の割合も、それぞれ1割以上となっています。きっかけがあれば地域活動やボランティアに取り組む可能性のある人もいることがうかがえます。

地域活動やボランティア活動などは、地域や町民の生活課題の発見、さらには支援に結び つくとともに、町民が地域とのつながりを持つきっかけともなり、町民と地域社会との接点 の役割も担っています。

このような地域活動やボランティア活動などが活発に持続してくように、参加する町民を 増やすための支援や各団体の活動の支援などを行っていく必要があります。

# ◎第1次計画の目標指標の結果

目標指標	現状値 平成26年度	目標値 令和2年度	結果 令和2年度	評価	方針
地域活動やボランティア活動に参加し たことのある町民の比率 (アンケート)	46.3%	55.0%	44.8%	С	А

#### ◆ 第1次計画の取組に対する課題

目標指標の「地域活動やボランティア活動に参加したことのある町民の比率(アンケート)」は、平成27年の調査から若干減ったものの、ほぼ同じ割合となっています。しかしながら、アンケートでは、参加するきっかけがあれば地域活動やボランティアに取り組める方もおり、研修会などの機会をつくることが課題となります。

今後、目標指標を改善していくためには、以下の課題に対応していく必要があります。

「ボランティア活動等への支援」(町)の取組に対して、ボランティアや NPO の取組を行う 人材の育成が難しくなっています。

「各種団体間の連携の推進」(町)の取組に対して、団体同士のノウハウや強みをまちづくりに生かしていくための体制構築が不十分です。

「ボランティアセンター事業の推進」(町社協)の取組に対して、企画したボランティア講座の受講希望数は減少傾向にあり、町民に関心興味ある講座の開設が課題となっています。

### ◆ 目指す方向

町民が、行政区の活動やボランティア活動などに積極的に参加する地域を目指す とともに、地域団体やボランティア団体が連携して、各団体が持っているノウハウ や強みを生かして活動が進められる地域を目指します。

# ◆ 第2次計画の目標指標

	現状値(令和2年)	目標値(令和7年)
地域活動やボランティア活動に参加したこ	44 8%	55.0%
とのある町民の比率(アンケート)	44.0%	33 <b>.</b> 0%

# ◆ 今後の取組

【町】

取組	活動
地域活動団体への 支援	〇地域活動の継続、活性化を図るため、各行政区や民生委員・児 童委員協議会、その他各種団体等の運営支援や指導、助言を行 います。
ボランティア 活動等への支援	<ul> <li>○町社協が取り組むボランティアセンター事業の支援や、ボランティアの活躍の場の拡充支援等を行います。NPO 団体についても、福祉にとどまらず、社会教育分野などとも連携して活動支援を行います。</li> <li>■改善のために見直し・追加した活動</li> <li>○介護支援ボランティアポイント事業の周知を図り、高齢者の地域活動を推進していきます。</li> </ul>
町民の主体的な まちづくり 活動への支援	<ul> <li>○活気あるまちづくりや愛着の持てる地域社会の実現を図るため、地域住民が自主的に企画立案するまちづくり活動の支援に取り組みます。</li> <li>■改善のために見直し・追加した活動</li> <li>○まちづくりを支えるボランティア、NPO等の育成として、地域の課題解決につながる研修会の開催や、企画、運営の相談を関係部局と連携を図りながら活動支援を推進します。</li> <li>○現在、町民主体で行っている生活支援体制整備事業第1層協議体(邑助けネットワーク)、第2層協議体等と連携し、必要な支援の情報共有や資源開発を推進します。</li> </ul>
各種団体間の連携の 推進	<ul><li>○団体同士のノウハウや強みをまちづくりに生かすため、行政区 や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 等との連携体制の構 築に取り組みます。</li><li>■改善のために見直し・追加した活動 ○各種団体間の連携体制の構築推進の強化を図ります。</li></ul>

# 【町民・地域】

### 取組

- ○地域で行われている活動の情報を集め、興味のある地域活動に積極的に参加しましょ う。
- 〇行政区に入りやすい雰囲気をつくり、未加入の人や転入者に声をかけて誘いましょう。
- ○一歩進んで、行政区などの役員を引受け、行事にたずさわるなど、積極的にかかわり ましょう。
- ○自分の知識や技術を生かしたり、自分が興味のあることなど、身近なことから始められるボランティア活動や NPO 活動に参加してみましょう。
- 〇地域で活動しているリーダーや役員に協力するとともに、知識や経験を後継者につな ぎましょう。

### 【町社協】

取組	活動
ボランティア	〇より多くの町民がボランティア活動に関心を持ち、参加するよ
センター事業の推進	うに、各種入門講座の開講やボランティアの発掘及び育成に努
	めます。また、ボランティア情報の発信やボランティア団体へ
	の指導及び援助、個人ボランティアの相談支援など、ボランテ
	ィア活動の継続及び発展に努めます。
	■改善のために見直し・追加した活動
	○求められる講座のニーズ調査を行い、また、個人を含めるボラ
	ンティアの活躍の場を開拓するため情報の収集に努めます。

### 町社協の具体的な事業について

#### ボランティアセンター事業について

#### 現状

- ●町民がボランティア活動を始めるきっかけづくりとしてのボランティア入門講座をはじめ、専門的知識が身につくように各種講座を行っています。しかし、周知不足や興味ある企画の設定が難しいなどの点から参加者は少ない状態であり、開講に至らない講座も見受けられます。
- ●ボランティア団体は現在12団体が登録されており、活動支援を行っています。また、個人ボランティアについても活動機会(町内サロンや施設など)を創出するなどコーディネートを行っています。
- ●千代田町、大泉町との3社協合同にて、手 話、傾聴ボランティア養成講座のほか、朗 読ボランティア養成講座を新たに実施し たが、新規受講者は極めて少数でした。
- ●コーディネート業務においては情報の収 集が難しく、個人、団体のマッチングが難 航しました。

#### 今後の展開

- ●町と連携し、各種ボランティア講座開催の周知活動の充実に努めます。
- ●町社協が培ってきた技術や知識をもとに、町内の事業者と連携を図ります。
- ●ボランティアの活躍の場が広がるよう に、コーディネート業務を積極的に推進 していきます。
- ●ボランティアとそれを必要とする当事者 双方のニーズを把握し、新たな講座を企 画・実施。気軽にボランティア活動が始め られるよう、専門講座にかかわらず、仲間 づくりとして人が集まりやすい講座から ボランティア活動につなげるよう努めま す。

# <u>1 多様な主体をつなげる仕組みづくり</u>

# ◎第1次計画の評価結果

施策	町/町社協	取組	評価	方針
1 多様な主体をつなげる		1 各種団体等の連携強化	С	С
仕組みづくり		2 分野横断的な取組の推進	Α	В
	町	3 地域情報の早期把握と		
		対応に向けた見守り	В	В
		ネットワークの構築		
		1 地域福祉活動の中核組織とし	D	В
	町社協	ている機能強化	В	Б
		2 見守り・声かけ活動の普及	С	В

### ◎現状

第1次計画の「分野横断的な取組の推進」(町)の取組において、必要に応じて、社会福祉協議会や館林保健福祉事務所等と連携し、取り組んできました。さらには、対象案件となる前にも今後支援が必要となる見込みがある場合は、各機関と事前に情報共有を行うことができました。

「地域情報の早期把握と対応に向けた見守りネットワークの構築」(町)の取組は、民生委員・児童委員が、県事業として行うひとり暮らし高齢者基礎調査を基本に、必要に応じて年齢に関係なく見守り活動を行っています。また、民生委員・児童委員担当事務局を中心に、各種団体と連携し見守りネットワークの構築に努めました。

少子高齢化の進む地域社会では、ごみ出しや電球の交換といった軽易な手助け等に対する ニーズがますます増加すると考えられます。公的な福祉サービスでは対応できない場合が増 えることが予想されます。

アンケート調査では、病気、事故、高齢や子育てなどで生活に不安があるときに、隣近所の人たちにしてほしい手助け(問 15)と手助けできること(問 16)をたずねたところ、多くの項目で、してほしい手助けより、できる手助けの割合が高くなっています。地域での助け合いの素地があることがうかがえます。

ひとり暮らし高齢者の孤独死や高齢者虐待、児童虐待、生活に困窮する家庭等の問題、認知症やひきこもりなどに対する問題は、発見が難しい場合も多く、親族や友人、地域・福祉サービス等が連携を図り、重層的に対応していくことが不可欠です。

そのため、地域における様々な主体が協力し合うネットワークが形成され、互いに助け合えるような仕組みを築いていけるように、町民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者、行政等が連携し、それぞれの役割や責任を担いながら、情報の共有を図るなど、多様な連携協力体制の構築を促進していく必要があります。

# ◎第1次計画の目標指標の結果

目標指標	現状値 平成26年度	目標値	結果 令和元年度	評価	方針
	259件	200 //±	219件		Ъ
見守り・声かけ活動の実施数	(75歳 以上)	280件	(80歳 以上)	В	В

# ◆ 第1次計画の取組に対する課題

目標指標の「見守り・声かけ活動の実施数」は、基準が変更されたため、単純な評価が難 しい結果でした。今後に向けて、目標指標を改善していくには、以下の取組で課題の対応を 行う必要があります。

「各種団体等の連携強化」(町)の取組に対して、ボランティア等の人材不足により、連携 を図ることが困難となっています。

「見守り・声かけ活動の普及」(町社協)の取組に対して、町民・団体への周知が課題となっています。

# ◆ 目指す方向

地域の課題を地域で協力し合いながら、解決に向けて取り組んでいけるように、 町、町社協、団体、事業者等による支援と、町民同士の支え合い、助け合いを連動さ せて、重層的な支援により、誰もが地域で自分らしい暮らしを送ることができよう な地域包括ケアシステムが構築された地域を目指します。

### ◆ 第2次計画の目標指標

	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
包括連携協定に基づいた見守り活動実施 企業数	2	5

# ◆ 今後の取組

【町】

取組	活動
各種団体等の	○制度のはざまにあって対応が難しい問題にも対応していける仕
連携強化	組みをつくるため、地域活動団体、町社協、民生委員・児童委
	員、ボランティア、NPO、事業者など関係団体等とのネットワー
	クの強化に取り組みます。
	■改善のために見直し・追加した活動
	〇既存の団体に加え、介護保険の地域支援事業で取り組んでいる、
	生活支援体制整備事業第1層協議体(邑助けネットワーク)に
	おける地域の担い手との連携を図ります。
分野横断的な	〇子どもの見守りや不登校、虐待問題、生活困窮等に対し、早期
取組の推進	発見、適切な対応を図るため、保健、医療、福祉、教育等の分野
	が連携し、関係機関とともに担当者会議等を設けるなど情報の
	共有化に努め、対策として、子ども家庭総合支援拠点の設置に
	向け取り組んで行きます。
地域情報の	〇地域社会で支援を求めている者に地域住民が速やかに気づき、
早期把握と	解決に向けて取り組めるように、70歳以上のひとり暮らし高齢
対応に向けた	者の調査を行い、状況の把握に努めます。
見守りネットワーク	○見守り・声かけ活動を支援するとともに、地域住民、町社協、
の構築	民生委員・児童委員、事業者、地域包括支援センター等が連携
	した見守りネットワークの構築に努めます。
	○企業との包括連携協定に基づいた見守り活動の推進を図りま
	<b>す</b> 。

# 【町民・地域】

# 取組

- 〇近所のちょっとした変化に気づいたら、声かけをしましょう。そして、気になること があったら、民生委員・児童委員や町の窓口等に相談してみましょう。
- ○地域のひとり暮らし高齢者の見守りや子どもたちを見守る登下校時のあいさつ運動などに参加しましょう。

#### 【町社協】

取組	活動
地域福祉活動の 中核組織としての 機能強化	〇地域住民による地域福祉活動を支援する団体として、助言、情報提供、援助を行うとともに、民生委員・児童委員との新たな相互関係の確立、地域内の福祉施設をはじめとする関係機関・団体との連携強化などに努めます。
見守り・声かけ活動 の普及	<ul><li>○ボランティアグループ等の各関係機関・団体による見守り・声かけ活動を支援するとともに、活動に参加する団体や地域住民等の拡大に努めます。</li><li>■改善のために見直し・追加した活動</li><li>○広報活動を強化し、理解を深めてもらうよう努めます。</li></ul>

#### 町社協の具体的な事業について

# 町社協の地域福祉活動の取組状況(概要)について

#### 現状

# 今後の展開

- ●町社協は、昭和51年の法人化以来、ボランティアグループとの協力関係を築きながら、配食サービスや友愛訪問等の先駆的な事業を展開してきました。町独自の事業も数多く、要援護者の現物支給による緊急援護事業などはその代表的なものです。そして近年は従来の地域福祉事業に加え、行政区との協力による買い物支援策の模索や、地域福祉相談員(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)の設置などに努めてきました。しかし、限られた範囲に留まるなど成果は今一つ広がりを見せていません。団塊の世代が75歳以上となる2025年問題を見据えて、地域福祉活動の展開を図っていく必要があります。
- ●買い物支援を模索しているが、広域実施 には至りませんでした。
- ●地域福祉相談員の専任化は図れていませんが、邑助けネットワークでは、徐々に町民参加での支援体制が整いつつあります。

- ●地域福祉相談員の活動についての周知及 び活動内容の充実を図るため、地域福祉 相談員の拡充を図ります。
- ●行政区を基本単位とした小地域での福祉 活動を展開するため、地域包括ケアの考 え方や介護予防の考え方の統一を図り、 町民の理解を深めながら、参画促進及び 地域住民との連携体制の構築に努めま す。
- ●町民全員での共生社会の実現に向け、町 民の理解を得られるよう広報・講演・説明 会を行い、協力者・活動団体の組織化を推 進します。

# 2 情報の提供及び活用体制の整備

#### ◎第1次計画の評価結果

施策	町/町社協	取組	評価	方針
2 情報の提供		1 多様な情報提供手段の活用	В	В
及び活用体制の整備	町	2 情報のバリアフリー化の推進	В	В
		3 地域の課題や問題の共有化	С	В
	町社協	1 機関紙及びホームページ の内容の充実	В	В
		2 情報のバリアフリー化の推進	С	В

### ◎現状

第1次計画の「多様な情報提供手段の活用」(町)の取組において、広報紙及びホームページ以外の情報提供手段として、おうらお知らせメールを配信し、令和元年から新たに町公式Twitter (ツイッター)を用いた情報提供を開始しました。「情報のバリアフリー化の推進」(町)の取組においては、平成30年のホームページのリニューアルにあわせて、無償配布されているアプリケーションを用いて多言語表示に対応しました。また、広報紙の音声化は、ボランティアの協力を得て継続して実施しました。

アンケート調査では、福祉サービスの情報源について(問 25)は、平成 27 年の調査と同様に「町役場の窓口や広報紙(64.4%)」が特に多くなっています。年代別に見ると、20 歳代は「町のホームページやインターネット」が比較的多いことも、平成 27 年の調査と同様です。また、平成 27 年の調査以降に導入された、「おうらお知らせメール」「町公式 Twitter (ツイッター)」も浸透しつつあります。

近年、福祉のサービスの種類や提供者は多様化し選択肢も増え、利用者にとってのメリットが増えています。その一方で、利用者が福祉サービスを選び、決めていく必要があり、サービスの利用に当たっては適切な情報を得ることが重要になっています。

今後も、情報を入手する側の立場に立って情報の内容や表現方法、伝達手段などを工夫し、 情報提供の充実を図っていく必要があります。

また、情報は提供するだけではなく、収集すること、活用していくことも大切です。町民との協働による福祉のまちづくりを進めていくためには、町と町民とが情報を共有していくことが重要であり、情報が共有されることで、公的なサービスと各種団体による活動、さらに地域の支え合い・助け合いの活動が連動し、多様な支援への展開も期待できます。

そのため、地域の情報を積極的に収集し、必要な情報を公開することで情報の共有を図っていくことも必要です。

# ◎第1次計画の目標指標の結果

目標指標	現状値 平成26年度	目標値 令和元年度	結果 令和元年度	評価	方針
音声訳ボランティア初級講座参加者数 (町社協)	0人	15 人	0人	D	С
点字体験教室参加者数 (町社協)	0人	10人	0人	D	С
手話奉仕員養成講習会参加者数 (町社協)	3人	15 人	9人	С	В

## ◆ 第1次計画の取組に対する課題

目標指標の「音声訳ボランティア初級講座参加者数」(町社協)、「点字体験教室参加者数」(町社協)、「手話奉仕員養成講習会参加者数」(町社協)は、目標には達しませんでした。

今後、これらの目標指標を改善していくには、以下の課題に対応していく必要があります。

「地域の課題や問題の共有化」(町)の取組に対して、広聴会や座談会など複数の手段で広報活動を行っていますが、参加者の拡大が十分ではありません。

「情報のバリアフリー化の推進」(町社協)の取組に対して、専門講座修了から実際の活動につながらないことも多く、活躍できる場の情報提供やコーディネートが課題となっています。

# ◆ 目指す方向

情報提供の充実及び共有化を図り、誰もが地域や福祉に関する情報を容易に入手 し、活用していける地域を目指します。

### ◆ 第2次計画の目標指標

	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
おうらお知らせメール登録者の満足度 (新規)	-	100.0%
音声訳ボランティア初級講座参加者数 (町社協)	0人	5人
点字体験教室参加者数(町社協)	0人	5人
手話奉仕員養成講習会参加者数(町社協)	9人	10人
傾聴ボランティア養成講座	16 人	20 人

# ◆ 今後の取組

【町】

取組	活動
多様な情報提供手段の活用	<ul><li>○幅広い情報入手方法に対応するため、広報紙やホームページの ほか、多様な情報提供手段を、活用していきます。また、情報 提供に当たっては、わかりやすいものとなるよう、内容や表現 方法等を工夫します。</li><li>○制度の改正やサービスの見直しが発生した場合、情報を積極的 に発信し、必要に応じて町民への説明会を開催するなど、周知 徹底に取り組みます。</li></ul>
情報の バリアフリー化の 推進	○多言語や障がいの特性に配慮した情報を発信します。また、町 社協を通してボランティアを育成し、活躍できる場を提供しま す。
地域の課題や問題の共有化	<ul> <li>○各地区における広聴会の地域住民の参加が拡大するように広報活動を強化するとともに、必要な情報は公開するなど、情報の共有を図ります。</li> <li>■改善のために見直し・追加した活動</li> <li>○より効果的な広報活動を調査し、広聴会、座談会等への町民参加の拡大を目指し、町民の意見を吸い上げられる機会の充実を図ります。</li> </ul>

# 【町民・地域】

# 取組

- ○広報紙やホームページなどに掲載されている福祉サービス等の情報に目を通しましょ う。
- ○知り得た情報は、情報を必要としている家族や知人に伝えていきましょう。
- ○行政区など集まる時に、気づいた地域のことを話してみましょう。

### 【町社協】

す。

取組	活動
機関紙及び	○機関紙「私たちの福祉」やホームページなどを通じて、福祉サ
ホームページの	ービスや各種講座等の情報を積極的に発信します。
内容の充実	
情報の	〇音声訳ボランティア初級講座や点字体験教室、手話奉仕員養成
バリアフリー化の	講習会等を通じて、情報のバリアフリー化を図ります。
推進	■改善のために見直し・追加した活動
	○各種専門講座の開催を強化し、情報のバリアフリー化の推進に
	努めます。

#### 町社協の具体的な事業について

現状	一
●音声訳講座では、読み方や心構えなどボ	●今後、ボランティアに対するニーズはま
ランティアとして必要な基礎の習得とと	すます増えることが考えられるため、講
もに、「広報おうら」や「私たちの福祉」	座の周知に努め、参加者の拡大を図りま
をカセットテープに録音する技術を学ん	す。
でいただき、目の不自由な人に声の広報	●支援を必要とする方と支援を行える人と
ナロリフバチルカー・マンチャッマンチ	

音声訳ボランティア初級講座や点字体験教室、手話奉仕員養成講習会について

- 手話講習会では、聴覚障がいを持つ方へ の情報支援活動で活躍していただいてい ます。
- ●また、傾聴ボランティアは、施設などで生 活する方とのかかわりを持ち始めるな ど、各種講座を受講した多くの方々がボ ランティアとして活動を続けています。
- を届ける活動に協力していただいていま ▮ のコーディネートに努め、情報のバリア フリー化を図ります。
- ●点字教室では、視覚障がいを持つ方への、
  ●傾聴ボランティアなどでは、在宅高齢者 等へのかかわりが持てるようにします。

# 3 保健・福祉に携わる人材の育成・確保

# ◎第1次計画の評価結果

施策	町/町社協	取組	評価	方針
3 保健・福祉に携わる		1 講座、研修会の開催	В	В
人材育成・確保		2 保健福祉活動にかかわる	В	В
	町	委員の活動支援	Ь	D
	ΨЈ	3 専門的な知識や技術を		
		有する町民の活躍の	С	В
		仕組みづくり		
		1 地域支え合い推進員、		
		コミュニティ・ソーシャル・	В	В
町社協	ワーカーの確保、育成			
		2 講座、研修会の開催	U	В
		3 介護職員初任者研修の開催	В	В

#### ◎現状

第1次計画の「講座、研修会の開催」(町)の取組においては、介護予防サポーター、サロン等運営ボランティアの養成を行いました。認知症サポーター養成については、養成講座開催時間の変更、町内の銀行や商店への認知症サポーター養成講座の開催通知送付、小中学校で認知症サポーター養成講座開催などの工夫により、幅広い認知症サポーターの養成に努めました。

少子高齢化や人口減少が進む中、見守りや助けの必要な高齢者等が増加するなど、支援の ニーズが増加する一方で、支援をする側の人材不足が今後深刻化していくことが予想されて います。

アンケート調査では、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要だと思うことについて(問23)は、平成27年と同様に、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する(21.6%)」「ボランティアリーダーや福祉活動にかかわる人を育成する(20.3%)」など人材に関する項目が2割を超えています。

また、持っている知識や技能については(問22)、「農業、園芸」と回答する人が10.5%となっており、「介護、看護」と回答する人が6.3%となっているなど、町には様々な知識や技能をお持ちの方がいます。

人生 100 年時代といわれる近年、元気な高齢者、いわゆる元気高齢者と呼ばれる方が多くなっています。福祉分野における専門的な知識や技術を有する人材の確保、育成とともに、元気高齢者が地域の福祉の担い手として活躍できるような仕組みづくりなど、多くの町民の参画による地域福祉活動の展開を図っていくことも必要です。

# ◎第1次計画の目標指標の結果

目標指標	現状値	目標値	結果	評	方針
	平成27年度	令和元年度	令和元年度	評価	針
介護予防サポーター	97人	150人	132人	В	В
認知症サポーター	352 人	500人	1,166人	Α	В
地域支え合い推進員(町社協)	1人	1人	2人	В	В
	(兼務)	(専任)	(兼務)	ם	Ь
コミュニティ・ソーシャル・ワーカー	1人	2人	1人	(	В
(町社協)		2八	一八	C	ט

### ◆ 第1次計画の取組に対する課題

目標指標の「介護予防サポーター」は、目標を達成できませんでしたが、「認知症サポーター」は、目標を大幅に達成しています。また、「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー」(町社協)は、目標値には到達していないものの、「地域支え合い推進員」(町社協)は目標達成しました。今後、地域の福祉を継続し、より活性化していくときに、以下の課題に対応していく必要があります。

「専門的な知識や技術を有する町民の活躍の仕組みづくり」(町)の取組に対して、職務を 生かした登録とはなっていないため、十分に個人の能力を活用できていません。

「講座、研修会の開催」(町社協)の取組に対して、生活支援体制整備事業の充実を図るためにも、地域の担い手の人材育成が課題となっています。

#### ◆ 目指す方向

ボランティアリーダーや福祉活動にかかわる人材の確保、育成を図り、多様な知 識、経験、技術のある地域の担い手が活躍する地域を目指します。

# ◆ 第2次計画の目標指標

	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
介護予防サポーター	132 人	180 人
認知症サポーター	1,166人	1,505人
地域支え合い推進員※1 (町社協)	2人	2人
コミュニティ・ソーシャル・ワーカー※2 (町社協)	1人	2人

- ※1 地域支え合い推進員:高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、 地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果た す者。
- ※2 コミュニティ・ソーシャル・ワーカー:地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係をその他の関係機関等と連携し、調整などを行う者。

# ◆ 今後の取組

【町】

取組	活動
講座、研修会の開催	〇地域福祉の担い手となる地元の人材を育成するため、介護予防
	サポーターや認知症サポーターなどの養成講座の開催に取り組
	みます。
保健福祉活動に	〇民生委員・児童委員、保健推進員などを対象とした各種研修の
かかわる委員の	機会を設け、積極的に参加促進を図ります。また、活動状況に
活動支援	ついての紹介も行います。
専門的な知識や技術	○介護や医療、保育などの分野での職務経験のある町民に地域で
を有する町民の	活躍していただけるよう、人材登録の仕組みを設けるなど、地
活躍の仕組みづくり	域での活躍の場・機会づくりに努めます。
	■改善のために見直し・追加した活動
	○専門分野ごとに活躍のできる場を設けるための登録制度を検討
	します。

# 【町民・地域】

# 取組

- ○町や町社協が開催する各種講座や研修会に参加しましょう。
- ○自分の持つ知識や経験を地域の福祉活動に生かしていきましょう。

# 【町社協】

取組	活動
地域支え合い推進員	〇地域の福祉環境の向上を図るため、地域支え合い推進員、コミ
、コミュニティ・ソー	ュニティ・ソーシャル・ワーカーの確保、育成に努めます。
シャル・ワーカーの	
確保、育成	
講座、研修会の開催	■改善のために見直し・追加した活動
	〇地域福祉の地域の担い手となる人材育成を図るため、町やボラ
	ンティアセンターと連携し、養成講座の開催に取り組みます。
介護職員初任者研修	○介護職員の確保と育成を図るため、介護職員初任者研修を実施
の開催	します。

# 町社協の具体的な事業について

	・ソーシャル・ワーカーの確保、育成
現状	今後の展開
<b>以</b>	フ後の展開
●行政との協議のもと、地域支え合い推進	●コミュニティ・ソーシャル・ワーカー、相
員を2名に増員し、地域包括ケアの推進	談員を増員し、より一層の事業充実を図
を行っています。	ります。
●またコミュニティ・ソーシャル・ワーカー	
の設置は、平成26年度から行い、現状で	
は1名が困難事例への対応を行っていま	
す。	
●なんでも福祉相談員、生活困窮者自立相	
談支援員を配置し、事業の充実を図りま	
した。	

# 1 相談体制の充実

# ◎第1次計画の評価結果

施策	町/町社協	取組	評価	方針		
1 相談体制の充実		1 相談体制の連携強化	В	Α		
	Фт	2 民生委員・児童委員等の	В	В		
	町	μј	ΨЈ	相談活動の充実	Ь	D
		3 相談窓口の周知	С	В		
		1 相談窓口の周知	С	В		
		2 コミュニティ・				
町社協	ソーシャル・ワーカー、	В	В			
		地域支え合い推進員	В	Ď		
		による活動の充実				

## **◎現状**

第1次計画の「相談体制の連携強化」(町)の取組において、相談場所が一つの建物内のみで完結できる場合には、ワンストップ相談支援体制がほぼ確立しています。また、状況に応じて民生委員・児童委員等と訪問を行い、一人一人に合った対応を行っています。

「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー、地域支え合い推進員による活動の充実」(町社協) の取組において、コミニュティソーシャルワーカーについては、なんでも福祉相談等社協に 寄せられる相談と連携し対応しています。地域支え合い推進員は毎年研修会に参加しています。

アンケート調査では、相談や助けが必要なときの頼む相手について(問 14-(1))は、平成27年の調査と同様に「家族・親戚」が8割を超え、圧倒的に多くなっています。一方、「自分で解決する」は、平成27年の16.0%に対し、今回は7.0%と減少しています。また、「頼める人がいない」が、平成27年の2.8%に対し、今回は3.1%とほぼ同等となっています。

相談支援については、本町では役場や地域包括支援センターの相談窓口のほか、町社協のなんでも福祉相談、民生委員・児童委員等による相談活動などで対応していますが、地域から孤立している町民もおり、困った時や支援が必要な時に、問題を抱え込まずに相談できる環境の充実が今後も必要です。

また、介護や障がい、経済的困窮、孤立等、様々な事情を抱え、中には複雑・複合化した問題や制度の谷間にある問題等もあるため、関係機関との連携強化のもと、切れ目のない相談支援が展開できる相談支援システムの構築が求められています。

# ◎第1次計画の目標指標の結果

目標指標	現状値 平成26年度	目標値 令和2年度	結果 令和2年度	評価	方針
相談や助けを頼める人がいない (アンケート)	2.8%	2.0%	3.1%	С	Α

# ◆ 第1次計画の取組に対する課題

目標指標の「相談や助けを頼める人がいない(アンケート)」は、ほぼ同等となっています。 目標指標を改善していくには、以下の課題に対応していく必要があります。

「相談窓口の周知」(町)の取組に対して、現在も情報提供を行っていますが、必要なとき に必要な情報が的確に届けられるような仕組みが必要です。

「相談窓口の周知」(町社協)の取組に対して、相談件数をもっと受けられる状況で、さら に周知が必要です。

## ◆ 目指す方向

困りごとを抱えてしまう町民がいないよう、気軽に相談ができ、適切な支援につなげられる、相談体制の充実した地域を目指します。

## ◆ 第2次計画の目標指標

	現状値(令和2年)	目標値(令和7年)
相談や助けを頼める人がいない (アンケート)	3.1%	2.0%

# ◆ 今後の取組

【町】

取組	活動
相談体制の連携強化	○多様な相談への的確な対応と迅速な支援につなげるため、ワンストップ相談支援体制での早急な問題解決に取り組むとともに、各分野の専門相談窓口についても充実を図ります。
	<ul><li>○警察や消防、医師会などの関係機関との連携による、高齢者、 障がい者、子どもなどの地域会議の充実を図ります。</li></ul>
民生委員・児童委員 等の相談活動の充実	〇地域で気軽に相談できる環境を築くため、民生委員・児童委員 等と連携し、速やかにサービスや支援につなげていきます。
相談窓口の周知	<ul><li>○町民が目的に応じて円滑に相談できるように、町の各種相談窓口についての紹介を継続的に行います。</li><li>■改善のために見直し・追加した活動</li><li>○ホームページの内容を適宜見直し、最新の情報の提供を行います。</li></ul>

# 【町民・地域】

# 取組

- 〇隣近所とは困りごとを気軽に話せるような関係をつくりましょう。
- ○不安や悩みがある場合に、一人で悩まずに相談するよう心がけましょう。
- ○悩みを抱える人に気づいたら、町や民生委員・児童委員への相談を促しましょう。
- ○地域で解決が困難な内容は、町の相談窓口へつなぎましょう。

# 【町社協】

取組	活動
相談窓口の周知	〇身近な地域の相談窓口として、ふくし総合相談支援事業(なん
	でも福祉相談)の機能充実を図るとともに、相談所の周知に努
	めます。
	(令和元年度より心配ごと相談所を廃止し、ふくし総合相談支援
	事業(なんでも福祉相談)へ移行しました。)
	■改善のために見直し・追加した活動
	〇民生委員や関係機関等へ周知し、広報等活用し広く町民に制度
	の周知を図り、気軽に相談できる窓口を目指します。
コミュニティ・ソー	〇ひきこもり等の社会的孤立、福祉サービスの支援拒否など、制
シャル・ワーカー、地	度の谷間に埋もれがちな方々の発見から、新しい社会資源の開
域支え合い推進員に	発、具体的な支援サービスにつなげる活動を展開します。また、
よる活動の充実	総合調整力及び対応力の向上のため、事例検討や研修などを通
	してスキルアップを図ります。

# 町社協の具体的な事業について

ふくし総合相談支援事業(なんでも福祉相談)			
現状	今後の展開		
●令和元年度より心配ごと相談所を廃止	●他の相談機関との調整を行い、求められ		
し、ふくし総合相談支援事業(なんでも福	る相談機能を充実します。		
祉相談)へ移行しました。心配ごと相談員	●相談員の能力向上を目指します。		
による月1回の面接相談は廃止し、研修	●広報紙掲載や関係機関への周知に努めま		
をうけたなんでも福祉相談員が電話や来	ुं चे ₀		
所相談(月~金)で対応しています。	●町内のなんでも福祉相談員と連携し、町		
	の相談機関のスキルアップを図ります。		

# 2 支援が必要な方が安心して暮らせる環境の向上

#### ◎第1次計画の評価結果

施策	町/町社協	取組	評価	方針			
2 支援が必要な方が		1 個別計画の適正な進行管理	С	С			
安心して暮らせる		2 福祉サービスの質の向上	В	С			
環境の向上		3 多様な福祉サービス提供	_	_			
		事業者の育成	C	C			
	町	4 生活困窮者への	В	В			
			支援体制の整備	D	D		
						5 孤立化の防止	В
			6 虐待等の防止	В	В		
		7 権利擁護の推進	В	В			
	町社協	1 サービスの質の向上	С	В			
		2 生活困窮者等低所得者	В	В			
		への支援	D	D			
		3 権利擁護の充実	В	В			

## <u>◎現状</u>

第1次計画の取組において、「福祉サービスの質の向上」(町)として、紙おむつ支給、緊急通報装置設置、介護慰労金、米寿金婚式典等の福祉サービス等を行いました。「孤立化の防止」(町)の取組においては、県によるひとり暮らし高齢者基礎調査を基に、民生委員・児童委員が訪問・見守り活動を行う中で、各種事業の参加の促しや、主催団体等からの声かけ等を積極的に行っています。

アンケート調査では、本町の保健福祉施策(サービス)をより充実していくために重要と考える取組について(問 29)は、「交通の利便性の確保を進める」が最も高くなっていますが、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」や「手当てなど金銭的な援助を充実させる」などをはじめ、他の項目も僅差で続いています。いずれの項目も重要であり、選択することが難しいとの意識がうかがえます。年代別に見ると、20歳代と30歳代で、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」と「手当てなど金銭的な援助を充実させる」と回答する割合が特に高く、ほぼ4割となっています。

本町では、保健福祉サービスについては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画・食育推進計画などの個別計画において、サービス内容の充実や質・量の確保に努めていますが、少子高齢化や家族形態の変化が進む中で、更なるニーズの増加、多様化が予想されます。また、生活保護に至る前の段階での生活困窮者の自立支援にも努めていく必要があります。

このような様々な支援を必要とする町民が、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるように各分野の計画に基づくサービスの種類・量の充実を図る必要があります。また、サービス利用者の権利保障の充実、サービス提供事業者へのサービス評価の導入促進など、誰もが安心して質の高いサービスを利用できるようにしていく必要もあります。

福祉サービスの利用については、利用者本人の意思が最大限尊重されることが求められますが、高齢者や障がい者の中には適切な判断を行うことが難しい方も少なくありません。判断能力が十分でない人が安心してサービスを受けることができる支援体制を充実していくことも必要です。

### ◎第1次計画の目標指標の結果

目標指標	現状値 平成26年度	目標値 令和元年度	結果 令和元年度	評価	方針
市民後見人	_	5人	0人	С	С
法人後見※	_	若しくは 5団体	0人	С	С
日常生活自立支援事業利用者	6人	10人	7人	В	Α

※ 法人後見:社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助 人)になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

### ◆ 第1次計画の取組に対する課題

目標指標の「日常生活自立支援事業利用者」は成果をあげましたが、「市民後見人」と「法 人後見」は未達成となっています。以下の課題に対応していく必要があります。

「個別計画の適正な進行管理」(町)の取組に対して、個別計画の相互の状況に応じた弾力的な対応までには至っていません。

「福祉サービスの質の向上」(町)の取組は、目標の成果をあげています。今後、さらに福祉サービスの質の向上を目指すには、他制度との連携や多様化するニーズに対応するため、福祉サービスの内容についての検討が必要です。

「サービスの質の向上」(町社協)の取組に対して、生活支援コーディネーターとして、生活支援体制整備事業第 1 層協議体に参加し、地域支え合い推進員として地域の福祉ニーズの 把握に努めているものの、新たなサービス展開には至っていません。

# ◆ 目指す方向

サービス利用者の権利が守られ、自分に適した質の高いサービスを安心して利用できるような地域を目指します。

# ◆ 第2次計画の目標指標

	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
法人後見	0人	5人
日常生活自立支援事業利用者	7人	14人

# ◆ 今後の取組

【町】

取組	活動
個別計画の適正な進 行管理	<ul><li>○福祉施策を着実に進めるため、個別計画の適正な進行管理を行うとともに、状況に応じ弾力的な対応に取り組みます。</li><li>■改善のために見直し・追加した活動</li><li>○各個別計画の進行を行うことに加え、福祉施策を着実に進めるため、全体及び相互の進行管理の強化を図ります。</li></ul>
福祉サービスの質の 向上	<ul> <li>○利用者の視点に立った福祉サービスの提供を行うために、福祉ニーズの的確な把握や苦情処理体制を充実し、福祉サービスの質の向上に努めます。また、サービス提供事業者に対する研修会や交流会の開催を行います。</li> <li>■改善のために見直し・追加した活動</li> <li>○現状の福祉サービスについての洗い出しを行い、町民ニーズを把握して対応に取り組みます。</li> </ul>
生活困窮者への支援体制の整備	〇庁内の連携、町社協との連携を強化するとともに、民生委員・ 児童委員、ボランティア等の関係機関・団体等への協力を要請 し、生活困窮者の早期把握に努め、個人の状態に応じた包括的 かつ継続的な相談支援、自立・就労支援など、個々の状態に寄 り添った支援に努めます。
孤立化の防止	〇地域サロンやみちくさの広場を開催し、孤立している人への声 かけや地域の人との交流を図ります。

取組	活動
虐待等の防止	〇子どもや高齢者、障がい者への虐待、ドメスティックバイオレンス等の権利侵害について、関係機関と連携し相談ネットワークづくりなどを検討するとともに、啓発や防止対策を推進します。また、虐待等が発覚した場合は、迅速かつ適切に対応します。
権利擁護の推進	〇判断能力が十分でない人であっても、適切なサービスを選択し 利用できるように、成年後見制度並びに成年後見制度利用支援 事業の周知に努めます。また、日常生活自立支援事業の周知に も取り組みます。

### 【町民・地域】

# 取組

- 〇わからないことは町の相談窓口などで積極的に聞いて、自分に合ったサービスを選ぶ ようにしましょう。
- ○地域の中で困っている人を発見したら、できるだけ早い段階で町や民生委員・児童委員、専門相談機関へ連絡しましょう。



# 【町社協】

取組	活動
サービスの質の向上	<ul> <li>○事業者として、介護保険サービス及び障害福祉サービスの充実に努めます。</li> <li>○地域支え合い推進員による、地域の福祉ニーズの把握や社会資源の発掘等により、介護予防・日常生活支援総合事業における新たなサービスの展開を図り、地域の福祉サービス環境の向上に努めます。</li> <li>■改善のために見直し・追加した活動</li> <li>○新たなサービス展開が図れるよう、協議体と地域支え合い推進</li> </ul>
生活困窮者等 低所得者への支援	員で連携強化を図ります。  ○低所得者への支援として、生活福祉資金の貸付及び指導、小口生活貸付金の運営、緊急援護事業、配食サービスに取り組みます。  ○生活困窮者自立支援法に基づき、町と協力し、生活困窮者自立支援事業に取り組みます。
権利擁護の充実	<ul><li>○障がい者や認知症高齢者等が福祉サービスなどにかかわる相談 支援を行う日常生活自立支援事業を推進します。</li><li>○成年後見制度が必要な町民に対しては、町と連携し、制度利用 を支援します。また、法人後見の調査を行います。</li></ul>

### 町社協の具体的な事業について

4-14 mg +2 // // // // // // // // // // // // //	の十歩について
生活困窮者等低所得者へ	(1)女拝1. )1.1(

#### 現状

#### 今後の展開

- ●生活に困窮する低所得者の抱える複雑で 多様な問題に対して、相談に応じ、必要な 助言や情報提供を行うとともに、関係機 関と連携し、様々な支援を行うことによ り、生活困窮者の自立促進を図ることを 目的としています。現在、町社協に邑楽郡 管内を担当する相談支援員1名を委託に より配置しています。
- ●生活困窮事業では、住居確保給付金(家賃補助)や一時生活支援事業(一時的な住まいの確保)、家計支援(収支の見直し)など、主軸となる就労支援とその他自立のためのサービスを複合的に活用した支援を行います。
- ●相談支援員の能力向上を図るため、国や 県が実施する研修に参加しました。
- ●今後も研修に参加するなど相談支援員の 能力向上を目指します。

## 法人後見人等権利擁護の取組について

#### 現状

#### 今後の展開

●現状では、法人後見は機能していませんが、少子高齢社会の進行とともに、後見制度の利用者は増加することが確実視されます。個人の権利がしっかりと保障されるよう町をあげて検討しなければならない課題です。

●法人後見の調査協議を行います。

# 3 いきいきと健やかに暮らせる環境づくり

# ◎第1次計画の評価結果

施策	町/町社協	取組	評価	方針
3 いきいきと		1 邑楽町健康増進計画の策定	В	В
健やかに暮らせる	町	2 地域の健康づくり活動の展開	В	В
環境づくり		3 生きがいづくりや	۸	В
		社会参加の促進	Α	Ь
		1 福祉センター寿荘を		
		通じた健康づくり・	В	Α
	町社協	生きがい対策の推進		
	四」个上1分为	2 老人クラブ活動を通じた		
		健康づくり・生きがい	В	В
		対策の推進		

#### ◎現状

第1次計画の取組において、「生きがいづくりや社会参加の促進」(町)として、町民体育館を中心にスポーツ推進事業を推進し、新たに文化活動の中心として中央公民館が生きがいづくりの場所として加わり拡充を図ることができました。高齢者活力センター運営事業の周知及び活動支援に努め、町としても積極的に依頼を行いました。

社会環境や生活習慣の変化などにより、ストレスを抱える人や生活習慣病にかかる人が増加しています。健康に関する町民の関心も高く、アンケート調査では、毎日の暮らしの中での悩みや不安について(問13)は、平成27年の調査と同様に「自分や家族の健康に関すること」と回答する割合が最も高く、5割以上となっています。

運動やスポーツ活動、趣味の活動など、興味や生きがいを感じながら取り組める活動に参加していくことは、健康でいきいきとした生活を送る上で大切です。生きがい、やりがいを地域社会で感じながら暮らせるような取組が重要となっています。

そのため、町民の主体的な健康づくり活動の支援に重点を置き、保健、医療、福祉、教育分野が連携し、地域で取り組める健康づくり、生きがいづくりのための環境整備を展開していく必要があります。

# ◎第1次計画の目標指標の結果

	現状値	目標値	結果	評	方
	平成26年度	令和元年度	令和元年度	価	方針
	30.4%		26.5%		
生活習慣病健診受診率	(30~	35.0%	(25~	С	Α
	39 歳)		39 歳)		

# ◆ 第1次計画の取組に対する課題

目標指標の「生活習慣病健診受診率」は、対象年齢が平成 26 年度時は 30~39 歳が対象でしたが、令和2年度時には 25 歳からと引き下がりました。対象年齢が変わったため、評価結果による活動の成果状況の判断が難しい状況です。この指標を今後改善するためには、下に示す取組における邑楽町健康増進計画の推進や以下の課題への対応が必要になります。

「福祉センター寿荘を通じた健康づくり・生きがい対策の推進」(町社協)の取組に対して、 目標は達成しており、来場者のうち後期高齢者(75歳以上)が占める割合が増えています。 前期高齢者の利用増加と事業参加が課題となっています。

# ◆ 目指す方向

身近な地域での健康づくり活動を通じて、地域住民が健康でいきいきと暮らす地域を目指します。

## ◆ 第2次計画の目標指標

	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
生活習慣病健診受診率	26.5% (25~39 歳)	30.0% (19~39 歳)
ヘルスワンポイント交換申請者数	102人	162 人

# ◆ 今後の取組

# 【町】

取組	活動
邑楽町健康増進計画 の推進	〇町民の健康づくりを総合的に推進していくため、邑楽町健康増 進計画を推進するとともに、計画に基づいて町民の主体的な健 康づくり活動を通じた町民相互のつながりをつくり、地域の健 康増進のために十分発揮できる環境づくりを目指します。
地域の健康づくり 活動の展開	〇食生活改善推進協議会による高齢者の料理教室や親子食育教室 など、町民による健康づくり活動への支援を継続します。
生きがいづくりや 社会参加の促進	<ul><li>○町民が生涯にわたって、いきいきと生活ができるように、スポーツ推進事業や公民館活動等への支援を継続します。</li><li>○一人でも多くの元気な高齢者に就労機会を提供できるよう、高齢者活力センター運営事業の周知及び活動支援に努めます。</li></ul>

# 【町民・地域】

### 取組

- 〇日頃から健康を意識して生活し、定期的に健康診査を受け、健康管理に心がけましょ う。
- ○地域で行われる健康づくりや生きがい活動に誘いあわせて参加しましょう。
- ○集会所などで、様々な世代が参加できる、生きがいづくりや健康づくりにつながるイベントを行いましょう。

# 【町社協】

取組	活動
福祉センター寿荘を	○福祉センター寿荘での健康づくりや教養を高める講座の開催、
通じた健康づくり・	各種団体による趣味の活動や教室などに関する情報を提供し、
生きがい対策の推進	高齢者の活動の場としての定着を図ります。
	■改善のために見直し・追加した活動
	〇広く地域住民に呼びかけ、健康づくり活動の支援や教室等の充
	実を図ることで、趣味活動の機会の増加を図ります。
老人クラブ活動を	○老人クラブ活動の支援をはじめ、健康づくりや生きがいづくり
通じた健康づくり・	につながる団体活動の支援やイベントの開催に努めます。
生きがい対策の推進	

### 町社協の具体的な事業について

### 町の考え方を踏まえた介護予防の普及

### 現状

- ●介護予防については、地域包括支援センターや保健センターが中心となって実践に取り組んでいます。現在、社協ではその考え方を取入れた事業の実践を始めましたが、更なる充実を図る必要があります。
- ●地域包括支援センターや保健センターと連携して、脳トレ教室を始め、介護予防事業を実施するなど、参加者が興味抱ける企画、内容を工夫しています。

# 今後の展開

●介護予防の実践的教室の開拓や健康寿命 を延ばす教室の企画など更なる充実を図 り後期高齢者だけでなく、前期高齢者の 利用増加が図れるような環境整備に努め ます。



# 4 地域の防災力・防犯力の向上

#### ◎第1次計画の評価結果

施策	町/町社協	取組	評価	方針
4 地域の		1 地域の防災力の向上	В	Α
防災力・防犯力の向上		2 避難行動要支援者※ 等、		
	町	要配慮者への	В	Α
	ΨЈ	支援体制の充実		
		3 防犯活動の推進	В	В
		4 交通安全対策の充実	В	В
		1 災害ボランティアの	(	В
	町社協	育成と災害時対応力の強化	ر	Б
		2 防犯活動の推進	В	В

※ 避難行動要支援者:要介護認定者や障がい者などの避難に支援を要する人。

#### ◎現状

第1次計画の取組は、一つの項目で未達成という結果でしたが、他の取組は成果をあげることができました。「地域の防災力の向上」(町)の取組においては、自主防災訓練を実施する行政区に対し、邑楽消防署と連携して支援を行うとともに、出前講座等への職員派遣、隔年開催の町総合防災訓練を町民参加型で実施するなど、地域の防災力向上に努めました。「避難行動要支援者等、要配慮者への支援体制の充実」(町)の取組においては、避難行動要支援者名簿について、随時登録を受け付けるとともに、民生委員・児童委員等へも協力を要請し、登録が必要な方の掘り起こしを進めています。また、避難所運営マニュアルの作成、担当職員の配置、感染症対策を含めた備蓄物資の拡充などを通じ、非常時の避難所運営に備えています。

アンケート調査では、毎日の暮らしの中で感じる悩みや不安について(問 13)は、「災害に関すること」が、平成 27 年の調査に対して 11.0%増えて、28.7%となっています。

また、住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものについて(問 18)は、平成 27 年の調査と同様に「災害時の対応体制がわからない」が最も多くなっています。災害対策に関する意識・行動について(問 19)は、「避難場所と行き方を知っている」が、平成 27 年の調査に対して 9.2%増え、56.7%となっていますが、「日頃から地域の防災訓練に参加している」は1割を割っており、平成 27 年の調査と同様となっています。

近年、大規模災害の発生が増えており、避難行動要支援者の安全確保のあり方が重要な課題です。災害時における安全確保には、町民の防災意識とともに、自主防災組織をはじめとする地域の各種団体・ボランティア等の協力は、今後も不可欠です。

また、全国的に子どもや女性などを狙った犯罪、高齢者や障がい者を狙った振り込め詐欺、 悪質商法などの消費者被害は後を絶たず、地域における防犯力の向上が重要となっています。 警察などの関係機関とも連携しながら、地域住民が犯罪や交通事故に巻き込まれることのないように、地域ぐるみの安全対策を充実していく必要があります。

### ◎第1次計画の目標指標の結果

	現状値	目標値	結果	評価	方
	平成27年度	令和元年度	令和元年度	価	針
災害ボランティア登録者数(町社協)	5人	20人	19人	В	В
防災訓練実施地区数	2地区	8地区	9地区	Α	В

#### ◆ 第1次計画の取組に対する課題

目標指標の「防災訓練実施地区数」と「災害ボランティア登録者数」(町社協)は、成果をあげることができました。

「地域の防災力の向上」(町)の取組に対して、育成や活動支援の目標は達成しています。 しかし、自主防災訓練を行う行政区は増えつつあるものの、未実施の行政区も多く、今後、 さらに地域の防災力を向上させるためには、以下が課題となっています。

「避難行動要支援者等、要配慮者への支援体制の充実」(町)の取組に対して、避難行動要支援者名簿の作成及び関係機関との共有、避難所の環境整備の目標は達成しています。今後、名簿登録者への具体的な支援について、更なる検討をしていきます。また、避難所運営については、更なる町民啓発を進めるとともに、新しい生活様式を踏まえた避難スペースの確保やペット同行避難について検討していきます。

「災害ボランティアの育成と災害時対応力の強化」(町社協)の取組に対して、定期的な入 門講座の実施が不十分です。災害への設備や機材の整備も課題となっています。

#### ◆ 目指す方向

地域ぐるみでの防災活動、防犯活動、交通事故対策活動等に日頃から取り組み、災害や犯罪に強い地域を目指します。

#### ◆ 第2次計画の目標指標

	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
行政区におけるマイタイムライン作成率	0地区	12 地区
災害ボランティア登録者数(町社協)	19 人	30 人

# ◆ 今後の取組

【町】

取組	活動
地域の防災力の向上	<ul> <li>○各行政区で自主防災訓練などを行うための育成や活動を支援し、自主防災組織の充実強化に努め、引き続き地域の防災力の向上を図ります。</li> <li>■改善のために見直し・追加した活動</li> <li>○近年多発する大規模災害による町民の防災意識の高まりを受け、様々な機会を捉えて、先進行政区の取組を紹介するなど、未実施行政区への支援に努めます。</li> </ul>
災害応急体制の整備	<ul> <li>○周辺市町等関係機関との連絡や相互の応援体制、民間団体との災害協定の締結等の協力体制、ボランティアの受入れ体制等の連携、応援、支援体制の整備に努めます。</li> <li>○災害時の緊急輸送、救助、避難所の設置運営、医療、保健活動体制の整備を進めるとともに、食糧、生活必需品、応急的な住宅等の確保に努めます。</li> <li>○高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者、外国人などの災害時の安全確保のため、町と地域住民が一体となって避難時の支援や避難所の整備に努めます。</li> <li>■改善のために見直し・追加した活動</li> <li>○避難行動要支援者名簿へ登録された方への具体的な支援方法について、関係機関と協議を行うなどの検討を推進します。また、登録されていない高齢者、障がい者や、妊婦、乳幼児、子ども等について、民生委員・児童委員と連携して情報を共有し、要配慮者対策の充実を図ります。</li> <li>○各施設にて策定した避難確保計画にそって避難訓練を実施するよう周知徹底に努めます。</li> <li>○避難所運営については、出前講座などを通して普及を図ります。</li> <li>○公益社団法人群馬県獣医師会と災害時における愛護動物の救護活動に関する協定を締結しており、災害時の、ペットとその飼い主における諸問題への支援を行います。</li> </ul>

取組	活動
防犯活動の推進	○犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、警察と連携し、
	街頭キャンペーン等を行うとともに、地域で自主的にボランテ
	ィアを組織化して、町ぐるみでの防犯活動の展開を図ります。
	○夜間における歩行者の安全確保のため、防犯灯の適切な設置に
	取り組みます。
	〇子どもの登下校にあわせ、交通指導員や町職員による防犯パト
	ロールを継続して取り組みます。
交通安全対策の充実	○高齢者や障がい者等が歩行しやすい生活環境を築くため、自動
	車や自転車の運転手が交通マナーや交通ルールを守る意識の啓
	発に取り組みます。

# 【町民・地域】

### 取組

- 〇災害時に助け合えるような近所づきあいを日頃から築きましょう。災害対策に関する 講習会や勉強会、防災訓練などへの参加を積極的に呼びかけましょう。
- 〇避難行動要支援者名簿をどのように活用するか地域で検討し、防災訓練で試してみま しょう。
- ○防犯パトロールや防犯講座等に積極的に参加し、防犯知識を深めましょう。
- ○交通ルールや運転マナーを守り、子どもに手本を示しましょう。
- ○地域で出会った人に声かけして、不審者が寄りつきにくい地域をつくりましょう。

### 【町社協】

取組	活動
災害ボランティアの	〇災害ボランティア入門講座を開催し、災害ボランティアの育成
育成と災害時対応力	及び登録の促進を図ります。
の強化	〇災害時に速やかに災害ボランティアセンターが開設できるよ
	う、設備や機材の整備を図ります。
	■改善のために見直し・追加した活動
	〇他組織との協定や定期的な講座による知識の向上を図り、災害
	ボランティアの創出・確保に努めます。また、災害ボランティ
	アセンター開設時の運営スタッフとしての登録など、速やかな
	開設を図るように努めます。
防犯活動の推進	○犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域となるよう、保護
	司会や更生保護女性会と協力しながら、社会を明るくする運動
	を通じて町民への啓発に取り組みます。

#### 町社協の具体的な事業について

#### 災害ボランティア入門講座等について

#### 現状

# ●近年多発する災害の被災者支援のため、 災害ボランティアの活躍が期待されています。本町では、数年前から災害ボランティア講座を開催してきましたが、その組織化は不十分でした。現在、邑楽町ボランティアグループ内に災害部がありますが、その拡充とともに、日頃から交流し学びあえる組織の検討も課題です。

#### 今後の展開

- ●毎年養成講座を開催し、ボランティアの確保に努めます。
- ●情報収集及び被災者のニーズを調査し、 地域における防災意識を高める講座の開 催、情報発信に努めます。



# 5 再犯防止や社会復帰のための取組(邑楽町再犯防止推進計画)

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画として位置付けます。

国の再犯防止推進計画では、誰一人取り残さない社会の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点分野を示しており、群馬県の群馬県再犯防止推進計画においても、本県の実情に応じた施策の実施・検討について示しています。

本町においても、本町の実情に応じた再犯防止に関する取組を推進し、町民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

#### ◆ 今後の取組

【町】

取組	活動
群馬県再犯防止推進 計画の推進	〇群馬県再犯防止推進計画に基づいて、市町村が行うべき取組を 積極的に推進します。
再犯防止に関する 周知啓発	○犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である社会を明る くする運動などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸 成を図ります。
更生保護※1 活動への支援	〇地域における更生保護の活動拠点である、更生保護サポートセ ンターへの支援を行います。
保護司※2 との 連携強化	〇犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司 との情報共有や連携を強化します。
民間協力者や関係団体等との連携	○更生保護女性会などの更生保護にかかわる団体や支援者、邑楽町社会福祉協議会、保護観察所等との連携強化に努めます。また、協力雇用主(会)※3 邑楽支部などの再犯防止に向けた就労に関する支援関係者や住居に関する支援関係者等との連携を図り、取組を推進します。あわせて、群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議(群馬県主催)等との連携に努めます。
保健医療・福祉サー ビスの利用支援	〇必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携 し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。
犯罪被害者支援施策 との協調	〇再犯防止に関する施策の展開を行うに当たり、第3次群馬県犯 罪被害者基本計画等の犯罪被害者への支援を行う施策などと協 調を図りながら進めます。

- ※1 更生保護: 犯罪や非行をした人が社会の一員として再出発しようとする立ち直りを導き、助け、 再び犯罪や非行に陥るのを防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動です。
- ※2 保護司:犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。
- ※3 協力雇用主(会): 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業です。 邑楽支部では現在 11 社の事業主が協力しています。



# <u>6</u> 誰もが暮らしやすい生活環境づくり

#### ◎第1次計画の評価結果

施策	町/町社協	取組	評価	方針	
5 誰もが暮らしやすい		1 公共施設のバリアフリー化	В	В	
生活環境づくり		2 公共交通環境の充実	В	В	
	町	3 買い物や外出の支援策	_	В	
		についての研究、調整	C	D	
		4 生活マナーの周知	В	В	
		1 環境整備に向けた			
				地域住民の意見を	С
	町社協	反映する取組			
		2 買い物や外出の支援策に	В	В	
		ついての研究、調整	D	В	

#### ◎現状

第1次計画の「公共交通環境の充実」(町)の取組においては、公共バスの経路変更により 2路線を結節させ、停留所を新設するなど利便性向上を図りました。また、町の公共バス 2路線の運行事業者へ運行補助を行い、運行維持を図りました。さらに、持続可能な交通ネットワークを目指し館林都市圏地域公共交通計画策定に向けて公共交通に関する住民アンケート及び地域懇談会を実施し、町民意向などの基礎調査を行いました。車を持たない高齢者や障がい者を対象として、福祉タクシー券を交付し、社会生活の便宜を図りました。

「生活マナーの周知」(町)の取組においては、ごみの分別について、広報紙や回覧などを 通じて周知を図りました。また、日本語以外でもごみの出し方の表を作成しました。

本町では、公園や道路などのバリアフリー化を順次進めていますが、地域によっては公共 交通機関が十分でないため、車が運転できないと移動に不便が生じ、買い物や病院、公共施 設等に気軽に出掛けられないという状況もあります。

アンケート調査では、本町の保健福祉施策(サービス)をより充実していくために重要と考える取組について(問 29)は、「交通の利便性の確保を進める」が最も高くなっており、平成 27 年の調査に対して 9.7%増えて、29.6%となっています。また、アンケート調査の個別の回答では、買い物、通院のための交通の便への要望、街灯が少ない地域があるなどの意見もあげられています。

高齢者や障がい者、子ども連れの方などが安心して利用できる、ユニバーサルデザインに基づく快適な環境づくりが求められています。公共施設等のバリアフリー化を推進し、多くの人が利用可能となる公共施設や交通機関、及び安全な道路環境の整備等の充実に取り組んでいく必要があります。

また、アンケート調査では、住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものについて (問 18)、「道ばたのごみ (ポイ捨て)が増えた (19.8%)」の回答が、平成 27 年の調査と同様に多く、基本的なマナーの意識づけも重要となっています。

町民が地域で安全に快適な生活を送り、地域に愛着を感じられるように、生活環境の保全、 快適に暮らせるための施策をハード、ソフト両面から取り組んでいく必要があります。

#### ◎第1次計画の目標指標の結果

	現状値	目標値	結果	評	方
	平成26年度	令和2年度	令和2年度	価	針
今住んでいる地域に愛着が「大いにあ	65.3%	70.0%	65.9%	(	D
る」「ある程度ある」(アンケート)	00.5%	70.076	03.970	C	D

#### ◆ 第1次計画の取組に対する課題

目標指標の「今住んでいる地域に愛着が「大いにある」「ある程度ある」」は、平成27年とほぼ同じ値でした。目標指標を改善していくためには、以下の課題に対応するとともに、下記に示す取組や「基本目標1-2 町民同士のふれあい機会の創出」の取組を継続していく必要があります。

「買い物や外出の支援策についての研究、調整」(町)の取組に対して、情報収集や検討を 行った結果、ニーズはあるが、実際に取り組むボランティア団体を見つけることが難しい課 題があることがわかりました。

「環境整備に向けた地域住民の意見を反映する取組」(町社協)に対して、情報収集の場を 設けるのが難しく、個別の対応となっています。

#### ◆ 目指す方向

ユニバーサルデザイン理念の普及やバリアフリー化が進んでおり、誰にとっても 快適でやさしい生活環境の地域を目指します。

#### ◆ 第2次計画の目標指標

	現状値(令和2年)	目標値(令和7年)
今住んでいる地域に愛着が「大いにある」	65.9%	70.00/
「ある程度ある」(アンケート)	00.9%	70.0%

#### ◆ 今後の取組

【町】

取組	活動
公共施設の	○誰もが快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するため、公
バリアフリー化	共施設の建て替えや大規模改修等の際には点字ブロックやスロ
	ープ等のバリアフリー化に取り組みます。
公共バスの推進	〇広域での公共交通ネットワークの形成を目指す館林都市圏地域
	公共交通計画(地域公共交通計画)に基づき、町内路線につい
	て、結節点、経路等の改善を図ります。
福祉タクシー券の	〇高齢者や障がい者以外にも運転免許証の自主返納者を加え拡充
拡充	を図りましたが、公共交通空白地域への割増などに取り組みま
	す。
買い物や外出の	〇高齢者や障がい者等の買い物や通院等を支援するため、介護保
支援策についての	険制度における介護予防・日常生活支援総合事業での事業展開
調査、調整	等について町社協と協力しながら調査を行います。
	■改善のために見直し・追加した活動
	〇近隣市町の状況を鑑みながら、訪問型サービスD※ の参加団体
	への対応に取り組みます。
生活マナーの周知	〇ごみの出し方やポイ捨てなど日常生活でのルールやマナーをあ
	らゆる機会を通じて周知します。

※ 訪問型サービスD:ボランティア等が行う移動支援。

#### 【町民・地域】

#### 取組

- ○ユニバーサルデザインのまちづくりについて学びましょう。
- ○道路や公共施設で不便な箇所がある場合は、行政区などを通じて町へ相談するように しましょう。
- ○障がい者用の駐車スペースの適切な利用を心がけましょう。
- 〇ごみは分別して決められた日に出しましょう。もし、ごみ出しのルールを知らない人 がいたら、丁寧に教えてあげましょう。

# 【町社協】

取組	活動
環境整備に向けた	■改善のために見直し・追加した活動
地域住民の意見を	〇高齢者や障がい者が住みやすいまちづくりについて、地域住民
反映する取組	から寄せられた意見や情報などを積極的に町に伝え、必要な環
	境整備に向けて町と連携を図ります。
買い物や外出の	○高齢者や障がい者等の買い物や通院等を支援するため、介護保
支援策についての	険制度における介護予防・日常生活支援総合事業での事業展開
調査、調整	等について町と協力しながら調査を行います。
	○見守りボランティアの確保などで、小さな不安解消を図ります。



#### 1 権利擁護支援に向けたネットワークの整備

#### ◎現状と課題

- ■町では、判断能力が不十分なために日常生活に支障をきたしている高齢者、知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の申立て費用の助成や後見人等への報酬の全部 又は一部を助成する成年後見制度利用支援事業を実施しています。
  - 過去5年間(平成28年~令和2年)では、高齢者について、成年後見制度利用に係る申立て費用の助成を6件、後見人等への報酬の助成を2件行っています。障がい者については、成年後見制度の利用に関する助成の実績はありません。
- ■邑楽町でもひとり暮らし高齢者を狙った詐欺等の犯罪、成年後見制度や虐待に関する相談が増えており、財産管理や身上監護(被後見人の生活や健康、療養等に関する手続きや契約を行うこと)等、法律面や生活面での支援を必要とする方が増えていくと推測されます。誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるような体制の整備が必要です。また、 障がい者を見守る家族等の高齢化も懸念されるため、親亡き後の支援が必要となります。
- ■成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、相談窓口を整備するとともに、親族、福祉・医療・地域などの関係者が連携してかかわり、適切な支援につなげるための地域連携の仕組みづくり(地域連携ネットワーク)が必要です。

地域連携ネットワークは、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築という3つの役割があります。また、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、中核機関、チーム、協議会の3つを構成要素とします。

# ◆ 今後の取組

取組	活動
地域連携	○本人を後見人とともに支えるチームによる対応(地域全体の見
ネットワークの構築	守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを
	図り、必要な支援に結びつける機能)を強化します。
	○地域における協議会等の体制づくり(個々のケースに対応する
	チームでの対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体
	や関係機関がチームを支援する体制の構築)を進めます。
中核機関の整備促進	○中核機関(専門職による助言等の支援の確保や協議会の事務局
	等コーディネートを担う)は、次の4つの機能と副次的効果を
	担っています。権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に
	向け、これらの機能を果たせるよう中核機関のあり方について、
	令和3年度の設置に向け、関係機関と協議・検討を進めます。
	・成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行う広報機能
	・専門職団体や関係機関と連携し、相談・支援を行う相談機能
	・担い手の要請や後見人の受任調整・活動支援を行う成年後見
	制度利用促進機能
	・後見人からの相談対応やケース会議を行う後見人支援機能
	・後見人等に対する相談・支援体制を整備し、後見人等の孤立
	化や不正発生を未然に防ぐ不正防止効果

# 2 地域における広報・啓発活動による利用促進

#### ◎現状と課題

- ■町のアンケート調査結果によれば、「成年後見制度を知っていますか」という問いに対しては、半数以上の方が「言葉を聞いたことはあるが、制度のことは知らない」あるいは「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」と回答しています。また、成年後見制度の利用に当たり、あったらよいと思う支援については、約6割の方が「書類の書き方や申請の支援」と回答しています。また、半数近い方が「福祉専門職による相談」及び「法律専門職による相談」と回答しています。
- ■制度自体の難しさや申立てに必要な書類の複雑さなどにより、町民にとってはまだ十分に身近な制度ではなく、利用しづらい面があると考えられます。制度自体の啓発を進め、制度の意義や、どのような場合に制度が役に立つかといったことを広く浸透させる必要があります。

#### ◆ 今後の取組

取組	活動
成年後見制度の周知啓発による利用促進	〇担当ケアマネジャーや町社協、地域包括支援センターと連携し、 必要なケースへの情報提供やサービス利用促進に向けた周知啓 発を実施します。
成年後見制度の相談 対応による利用促進	〇担当ケアマネジャーや町社協、地域包括支援センターと連携し、 サービス利用促進に向けた相談対応を実施します。
利用者の把握と 早期発見	〇現在ある医療や介護、関係機関や民間事業者等との地域でのネットワークを活用し、利用者を早期に把握しニーズに合った制度支援を行うよう努めます。

# 3 誰もが安心して、成年後見制度を利用できる基盤の整備

# ◎現状と課題

■住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、どのような人でも成年後見制度を含む権利擁護支援を受けられることが必要です。費用負担能力や身寄りのない方をはじめ複合化・複雑化した課題がある方や長期的な支援が必要な方であっても、成年後見制度を適切に利用できるような仕組みが必要です。

#### ◆ 今後の取組

取組	活動
町長申立ての実施	〇成年後見制度を利用する必要性が高いものの、単身や親族関係 が疎遠等の事情により手続きを進められない場合、町長が家庭 裁判所に後見開始の審判等を申し立てる支援を行います。
申立費用・法定後見 人への報酬の助成	○後見報酬の負担が難しい方への助成を行います。



# 第5章 計画の推進体制

計画を進めていくに当たっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくこととします。

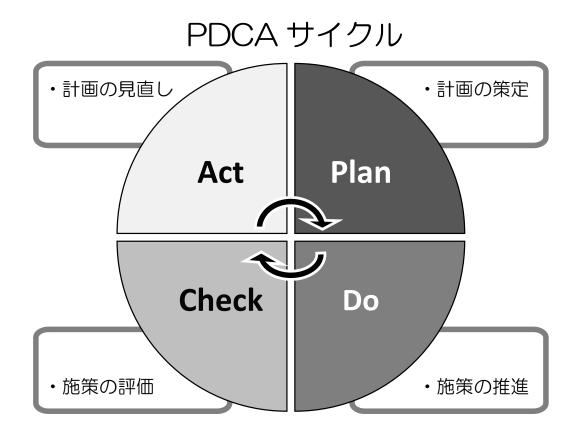
# 1 計画の周知・普及

地域福祉を推進する上で、計画の目指す地域福祉の方向性や取組について、町民、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、町社協、町などの計画に関係するすべての人や団体が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、町や町社協の広報紙やホームページなどを通じた周知を図り、町と町民との協働による地域福祉活動の推進に努めます。

#### 2 計画の点検・評価

計画の進行管理に当たっては、計画 Plan(計画) $\rightarrow Do$ (実行) $\rightarrow$  Check(評価) $\rightarrow$  Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する PDCA サイクルを用いて管理を行います。



# 資料編

# 1 策定経過

実施年月日	実施項目	主な内容、実施状況等
令和2年8月5日	アンケート調査	調査対象: 18 歳以上 2,500 人
~ 8月31日	アンソート副旦	回収:1,075件(回収率:43.0%)
8月25日	第1回 策定委員会	「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」
0 7730		の概要について
9月28日	福祉関係団体ヒアリング	調査対象:25 団体
~ 10月9日	(アンケート形式)	回収:21団体(回収率:84.0%)
12月7日	第1回 庁内策定委員会	「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」
12月1日	(書面会議)	の案について
12月14日	町民意見公募	「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」
	町氏思兄公 <del>好</del>   (パブリックコメント)	の案について町ホームページ等で意見
~ 令和3年1月13日 	(NJJJJJJJF)	の募集
1月7日	第2回 策定委員会	「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」
1770	(書面会議)	の案について
2月15日	第2回 庁内策定委員会	「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」
Z 7 13 C	第2回   庁内策定委員会 	の最終案について
2月26日	第3回 策定委員会	「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」
2月20日	おり凹 水化安貝云	の最終案について

#### 2 邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画に関する要綱

#### 邑楽町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、邑楽町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に際し広く意見を求め、重要な事項について審議を行うため、邑楽町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、町長に意見を述べるものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、10 人以内で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 自治会関係者
  - (2) 福祉・介護サービス提供事業者
  - (3) 地域福祉関係団体の代表者
  - (4) 児童・教育関係者
  - (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとし、再任されること を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところに よる。
- 4 会議は、必要に応じ、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見若しくは説明を聴き、 又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庁内会議)

第7条 委員会の下に計画案の検討及び全庁的な関係課局の連携を図るため、庁内会議を設置する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会 に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 邑楽町地域福祉計画庁内策定会議設置要綱

(設置)

第1条 邑楽町地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成27年邑楽町要綱第11号)第7条の 規定に基づき、邑楽町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、邑楽町地域福 祉計画庁内策定会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 庁内会議の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 計画案を検討し、邑楽町地域福祉計画策定委員会に提出すること。
  - (2) 計画案を検討するに当たり、関係課局と意見を調整すること。 (組織)
- 第3条 庁内会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 庁内会議に委員長を置き、副町長をもってこれに充てる。
- 3 庁内会議に副委員長を置き、総務課長をもってこれに充てる。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長になる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、必要に応じ、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見若しくは説明を聴き、 又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、庁内会議の検討経過及び結果について、必要に応じ町長へ報告するもの とする。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 別表(第3条関係)

副町長、総務課長、企画課長、税務課長、住民課長、安全安心課長、子ども支援課長、農業振興課長、商工振興課長、都市建設課長、会計課長、学校教育課長、生涯学習課長、議会事務局長及び健康福祉課長

#### 邑楽町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 邑楽町における住民参加型の地域福祉活動を推進するため、邑楽町地域福祉活動 計画(以下「活動計画」という。)を策定するにあたり、邑楽町地域福祉活動計画策定委員会 (以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 社会福祉協議会会長(以下「社協長」という。)は、期間を同じくして邑楽町(以下「町」という。)が社会福祉法第107条に規定する邑楽町地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定するときは、町の福祉計画と邑楽町地域福祉活動計画は、共同して策定するよう努めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから社協長が委嘱する。
  - ①自治会関係者
  - ②福祉・介護サービス提供事業者
  - ③地域福祉関係団体の代表者
  - ④児童・教育関係者
  - ⑤行政関係者
  - ⑥その他会長が適当と認める者
- 3 前項の規定にかかわらず、委員は、前条第2項の規定により活動計画を町と共同で策定 する場合は、町地域福祉計画策定委員会の委員に委嘱することができる。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、社協会長の諮問を受けて「活動計画」について、審議を行い、その結果を 答申するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、 補欠で就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。ただし、第2条第3項の規定により委員を町の地域福祉計画策定委員をもって委員会の委員としたときは、町福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもってこれらに充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長になる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は必要に応じて、委員以外の者に対し、その出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員は無報酬とする。ただし、業務の遂行上費用の負担が生じる場合は、実費額の 弁償を行うこととする。 (庶務)

第8条 委員会の庶務は、邑楽町社会福祉協議会において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。

# 3 策定に関わる委員等の名簿

# 邑楽町地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	氏	名	選出基準	選出団体・役職等	備考
1	山路	通則	自治会関係者	i会関係者 区長会	
2	南川	千里	福祉・介護サービス	   社会福祉法人邑友会 やまつつじ 	
3	長谷川	弘美	提供事業者	特定非営利活動法人なのはな園	
4	田部井	猛夫		社会福祉法人 邑楽町社会福祉協議会	
5	内田	雅行		邑楽町民生委員児童委員協議会	委員長
6	稲村	和惠	地域福祉関係団体の 代表者	邑楽町心身障がい児者療育父母の会	
7	松島	たい子		邑楽町ボランティアグループ	
8	大塚	栄彦		邑楽町消防団	
9	坂田	大輔	児童・教育関係者	邑楽町小中学校PTA連合会	
10	長谷川	芳雄	その他町長が必要と 認める者	邑楽町生活支援体制整備事業 第1層協議体(邑助けネットワーク)	

任期 令和2年8月25日~令和3年3月31日

# 庁内策定委員会委員名簿

No.	氏 名	役 職	備考
1	半田 康幸	副町長	委員長
2	関口 春彦	総務課長	副委員長
3	橋本 光規	企画課長	
4	横山 淳一	税務課長	
5	松崎嘉雄	住民課長	
6	山口 哲也	安全安心課長	
7	久保田 裕	子ども支援課長	
8	吉田 享史	農業振興課長	
9	小林 隆	商工振興課長	
10	齊藤 順一	都市建設課長	
11	築比地 昭	会計課長	
12	中繁 正浩	学校教育課長	
13	田中 敏明	生涯学習課長	
14	石原 光浩	議会事務局長	
15	橋本 恵子	健康福祉課長	

# 邑楽町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	氏	名	選出基準	選出団体・役職等	備考
1	山路	通則	自治会関係者	区長会	副 委員長
2	南川	千里	福祉・介護サービス	社会福祉法人邑友会 やまつつじ	
3	長谷川	弘美	提供事業者	特定非営利活動法人 なのはな園	
4	橋本	恵子	行政関係者	邑楽町健康福祉課長	
5	内田	雅行		邑楽町民生委員児童委員協議会	委員長
6	稲村	村 和惠			
7	松島 たい子		代表者	邑楽町ボランティアグループ	
8	大塚	栄彦		邑楽町消防団	
9	坂田	大輔	児童·教育関係者	邑楽町小中学校PTA連合会	
10	長谷川	芳雄	その他町長が必要と 認める者	邑楽町生活支援体制整備事業 第1層協議体(邑助けネットワーク)	

任期 令和2年8月25日~令和3年3月31日

#### 4 アンケート調査票

第2次邑楽町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための

# アンケート調査 ご協力のお願い

町民の皆様には日ごろから町政にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

邑楽町及び邑楽町社会福祉協議会では、平成28年に「ふれあい、支え合い、やさしさに包まれるまち"おうら"」を基本理念とした「邑楽町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、町の地域福祉を推進してまいりました。本年、計画の最終年度を迎え、継続計画として「第2次邑楽町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、町における地域福祉の一層の進展を図ることといたしました。

このアンケート調査は、18歳以上の町民2,500人を対象に、ご自身の福祉に対するお考えや、地域活動への参加状況などをお伺いして実態を把握させていただくとともに、ご意見やご要望を広くお聴かせいただき、計画策定に反映させることを目的として実施するものです。

本調査の実施にあたりましては、プライバシーの保護に万全を期しておりますので、趣旨 をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和2年8月

邑 楽 町 長 邑楽町社会福祉協議会長

#### ご記入にあたってのお願い

- ○この調査票には、お名前・ご住所の記入は不要です。
- 〇記入は、ご本人にお願いします。ご本人の記入が困難な場合は、ご家族の方などがご 本人の考えをお聞きのうえ、またはご意向をくみ取ったうえで、代理で記入をお願い します。
- ○お答えは、あてはまる回答の<u>番号に○</u>をつけてください。また、記入欄については、 具体的にその内容を記入してください。
- 〇なお、本調査の結果は統計的に処理しますので、お答えいただいた方に迷惑をおかけ するようなことは一切ありません。思いのままをお答えいただくようお願いします。
- 〇記入いただいた調査票は、同封の封筒に入れて、8月31日(月)までに、(切手を貼らずに)投函してください。

本調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### 【調査に関するお問い合わせ先】

邑楽町役場 健康福祉課 社会福祉係

電 話:0276-47-5024(直通) FAX:0276-88-3247

# 地域福祉とは何でしょう…

ふだんの生活の中で、病気や子育て、介護などについて、不安を感じたり困ったりすることはありませんか。 こういった不安や困りごとは、まわりの人の少しの手助けで解決できることがある一方で、福祉の専門の人たちの協力も得て解決できることなど、さまざまです。

同じ地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政がつながりあって、みんなで困っている人を支え、住みなれた地域で安心して暮らせるようにするための取り組み、それが「地域福祉」です。



■ 地域福祉計画・地域福祉活動計画がめざす「地域共生社会」

#### 「地域共生社会」とは

若い人も高齢の人も障害のある人も、同じ地域で暮らすみんなが、自分ができることを行ってお互いに支え合い、生きがいを持って暮らしていける社会です。

そして、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政がつながりあい、 自分のこととして、一人ひとりの暮らしと生きがいをともにつくっていく社会です。

> そのような社会を めざすためには?

地域のことや、日ごろ感じる生活の課題などを一番よく知っている、 地域の皆さんの参加と協力が必要不可欠となります。

> アンケート調査へのご協力を よろしくお願いします。

#### あなたご自身についておたずねします。 問1 あなたの性別はどちらですか。(どちらかに○) 1. 男性 2. 女性 問2 あなたの年代はどれですか。(ひとつだけ○) 1.10歳代 5.50歳代 9.75~79歳 2. 20歳代 6.60~64歳 10.80歳以上 3. 30歳代 7.65~69歳 4. 40歳代 8.70~74歳 問3 あなたがお住まいの行政区名を教えてください。(記入してください) ( 【記入例】 1区 下中野 $\overline{\times}$ 問4 あなたは現在の地区(問3で回答された地区)に何年住んでいますか。(ひとつだけ○) 1. 住みはじめて5年に満たない 4.20~49 年住んでいる 5.50年以上住んでいる 2. 5~9年住んでいる 3. 10~19 年住んでいる 問5 あなたの主な職業は何ですか。(ひとつだけ○) 1. 会社員 6. パート、アルバイト 2. 自営業(商店、企業経営など) 7. 家事専業 3. 農林水産業 8. 学生 4. 専門的職業(医師、看護師、弁護士、会計士、芸術家など) 9. 無職(年金等生活者など) 5. 公務員 10. その他( ) 問6 あなたの家族構成はどのようになっていますか。(ひとつだけ○) 1. ひとり暮らし 4. 親と子と孫の3世代 5. その他( 2. 夫婦のみ ) 3. 親と子の2世代 Ⅱ.「福祉」についておたずねします。 問7 あなたはどの福祉の分野に関心をお持ちですか。(あてはまるものすべてに○) 1. 児童福祉(子育てなど) 5. 社会福祉(生活困窮者など) 2. 障害者福祉(障害者介助など) 6. まったく関心がない 3. 高齢者福祉(高齢者介護など) 7. その他( ) 4. 地域福祉(地域での支え合い活動)

#### 問8-(1) あなたは邑楽町が高齢者にとって暮らしやすいまちだと思いますか。(ひとつだけ○)



#### (問8-(1)で「3」「4」を選んだ人におたずねします。)

#### 問8-(2) 暮らしにくいと思う理由は何ですか。(3つまで○)

- 1. 地域住民の理解や協力が少ない
- 2. 交通機関が不便・利用しにくい
- 3. 買い物などが不便
- 4. 生活の悩みを相談できる窓口が少ない
- 5. 日常生活を支えるサービスが少ない
- 6. 利用しやすい公共施設が少ない
- 7. 道路の段差が多かったり、歩道が整備されていないなど外出しにくい
- 8. 身近に働く場所がない
- 9. 利用しやすい医療機関が少ない
- 10. リハビリや療養のための施設が少ない
- 11. 防犯・防災対策が十分ではない
- 12. その他(

#### 問8-(3) あなたは邑楽町が障害のある人にとって暮らしやすいまちだと思いますか。 (ひとつだけ○)



(問8-(3)で「3」「4」を選んだ人におたずねします。)

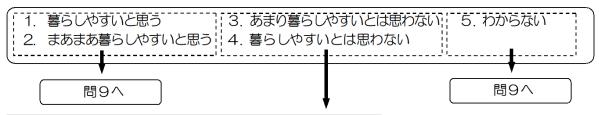
#### 問8-(4) 暮らしにくいと思う理由は何ですか。(3つまで○)

- 1. 地域住民の理解や協力が少ない
- 2. 交通機関が不便・利用しにくい
- 3. 買い物などが不便
- 4. 生活の悩みを相談できる窓口が少ない
- 5. 日常生活を支えるサービスが少ない
- 6. 利用しやすい公共施設が少ない
- 7. 道路の段差が多かったり、歩道が 整備されていないなど外出しにくい
- 8. 身近に働く場所がない
- 9. 利用しやすい医療機関が少ない
- 10. リハビリや療養のための施設が少ない
- 11. 防犯・防災対策が十分ではない
- 12. 障害児等が遊べる施設が少ない
- 13. 通所できる施設が少ない
- 14. わかりやすい道案内の標識が少ない

)

15. その他(

# 問8-(5) あなたは邑楽町が子どもや、子育て中の保護者にとって暮らしやすいまちだと思いますか。(ひとつだけ○)



(問8-(5)で「3」「4」を選んだ人におたずねします。)

#### 問8-(6) 暮らしにくいと思う理由は何ですか。(3つまで○)

- 1. 身近に児童公園がない
- 2. 道路が狭く事故の危険性がある
- 3. 買い物などが不便
- 4. 身近に小児医療機関がない
- 5. 学校や図書館が遠い

- 6. 利用しやすい公共施設が少ない
- 7. 防犯灯などが少なく不安
- 8. 親子で遊べる場所が少ない
- 9. 子育ての相談ができる窓口が少ない
- 10. その他(

Ⅲ.「地域」との関わりについておたずねします。

#### 問9 あなたが考える「地域」の範囲をお答えください。(ひとつだけ○)

1. 隣近所

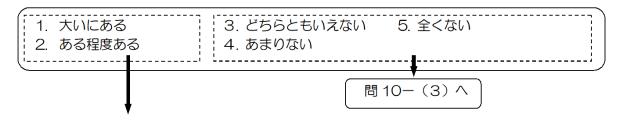
- 4. 小学校区
- 7. その他(

- 2. 隣組•班
- 5. 中学校区

3. 行政区

6. 邑楽町全地域

#### 問 10−(1) あなたは、今住んでいる地域に愛着がありますか。(ひとつだけ○)



(問 10-(1)で「1」「2」を選んだ人におたずねします。)

#### 問 10−(2) 愛着があると感じるのはなぜですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1. 生まれ育ったまちだから
- 2. 親・兄弟姉妹など家族がいるから
- 3. 地域の人と親しくしているから
- 4. 自然などの環境が良いから
- 5. 安心して住めるから
- 6. 身近に働く場所があるから
- 7. その他(

)

)

#### (問 10-(1)で「3」~「5」を選んだ人におたずねします。)

#### 問 10−(3) あなたが地域に愛着を感じない理由は何ですか。(ひとつだけ○)

- 1. 付き合いもなく孤独
- 2. 買い物を始め不便が多い
- 3. 医療機関が遠く不安
- 4. 近隣のトラブルが多い
- 5. 生活のコストがかかりすぎる
- 6. 身近に働く場所がない
- 7 その他( )

)

)

)

#### 問 11 あなたは、ふだん近所の人と、どの程度の付き合いをしていますか。(ひとつだけ○)

- 1. 日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある
- 2. 困っているとき (病気、悩み、事故など) に、相談をしたり、助け合ったりする
- 3. 一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあったりする
- 4. たまに立ち話をする程度
- 5. 会えばあいさつをかわす程度
- 6. 付き合いがほとんどない
- 7. その他(

#### 問 12−(1) あなたの地域の行事等への参加度合いは、どの程度ですか。(ひとつだけ○)

- 1. 積極的に参加している
- 2. ほどほどに参加している
- 3. あまり参加していない
- 4. 参加していない
- (問 12-(1)で「1」「2」を選んだ人におたずねします。)

#### 問 12-(2) あなたが参加している、又は参加したことがある地域の行事等は、どのようなものです か。(あてはまるものすべてに〇)

- 1. 行政区の行事・活動
- 2. 子ども会・育成会の行事・活動
- 3. 老人クラブ・サロンの行事・活動
- 4. 地区(まちづくり)の行事・活動
- 5. 福祉に関する活動
- 6. 健康づくり・介護予防に関する活動 12. その他(
- 7. 隣近所との助け合い
- 8. 消防・交通安全に関する活動
- 9. ボランティア活動
- 10. 公民館活動
- 11. スポーツクラブの行事活動

#### 問 13 あなたは、毎日の暮らしの中で、次のどのようなことに悩みや不安を感じていますか。 **(あてはまるものすべてに○)**

- 1. 自分や家族の健康に関すること
- 2. 介護に関すること
- 3. 仕事に関すること
- 4. 生活費など経済的なこと
- 5. 隣近所との関係に関すること
- 6. 育児・子育てに関すること
- 7. 家族の問題に関すること
- 8. 自分や家族の生活(進学、就職、結婚) に関すること
- 9. 災害に関すること
- 10. 特にない
- 11. その他(

#### 問14-(1)あなたは、暮らしの中で相談や助けが必要なとき、誰に頼みたいと思いますか。 (あてはまるものすべてに○)

 1. 家族・親戚
 6. 民生委員・児童委員 10. その他( )

 2. 近所の人
 7. 社会福祉協議会 11. 頼める人がいない

 3. 知人・友人
 8. 地域包括支援センター 12. 自分で解決する

 4. 職場の人
 9. 町役場の窓口や職員 (保健師等)

 5. 医療機関の医師
 (保健師等)

(問 14-(1)で「1」~「10」を選んだ人におたずねします。)

#### 問14-(2)上記の相談相手には気軽に相談できますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 気軽に相談できる

- 4. 気軽には相談できない
- 2. どちらかといえば気軽にできる
- 5. どちらともいえない
- 3. あまり気軽には相談できない

#### 問 15 あなたが、もし病気、事故、高齢や子育てなどで生活に不安があるときに、隣近所の人たち にどんな手助けをしてほしいと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

- にどんな手助けをしてほしいと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

  1. 安否確認の声かけ・見守り 7. 家の前などの掃除 13. 災害時の避難支援・安否確認
  - 2. 話し相手
     8. 短時間の子どもの預かり 14. 防犯のための巡回
  - 3. 相談相手9. 子どもの送り迎え15. 特にない4. 買い物の手伝い10. 子どもの通学路の見守り16. その他( )
  - 5. ごみ出し11. 食事の用意6. 外出の手助け12. 介護や介助

# 問 16 隣近所で、高齢者や障害のある人、子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

のような手助けができると思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

1. 安否確認の声かけ・見守り 7. 家の前などの掃除 13. 災害時の避難支援・安否確認

2. 話し相手8. 短時間の子どもの預かり14. 防犯のための巡回3. 相談相手9. 子どもの送り迎え15. 特にない

4. 買い物の手伝い 10. 子どもの通学路の見守り 16. その他 ( )

5. ごみ出し11. 食事の用意6. 外出の手助け12. 介護や介助

#### 問 17 あなたが住んでいる近所に、おおむね 15 歳以上 65 歳未満で、次のいずれかに該当する人は現 在いますか。ただし、重度の障害や疾病で外出できない人を除きます。 (アとイそれぞれひとつだけ○)

	いる	いない	わからない
(ア)学校や仕事に行かず、かつ家族以外の人との <u>交流をほとんど</u> せずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態の人	1	2	3
(イ)学校や仕事に行かず、かつ家族以外の人との <u>交流はないが、</u> 時々買い物などで外出することもある人	1	2	3

#### 問 18 現在、あなたの住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものはなんですか。 (**あてはまるものすべてにO**)

- 1. あいさつをしない人が多い
- 3. 犯罪の増加
- 4. 交通マナーの乱れ
- 6. 地域での子どもの見守りがされていない
- 7. 子育てに悩む親がいる
- 8. 子どもや高齢者、障害者に対する虐待を 17. 生活に困っている人がいる 見たり聞いたりする
- 9. 隣近所との交流が少ない
- 10. 世代間の交流が少ない

- 11. 自治会など地域の活動が不活発である
- 2. 災害時の対応体制がわからない 12. 地域の中で気軽に集まれる場が少ない
  - 13. 地域から孤立している人がいる
  - 14. 障害のある人に対する理解が不足している
- 5. 道ばたのごみ(ポイ捨て)が増えた 15. 介護保険や高齢者福祉などのサービスに結び

)

- ついていない人がいる 16. 健康に対する意識が低い
- 18. 特にない
- 19. その他(

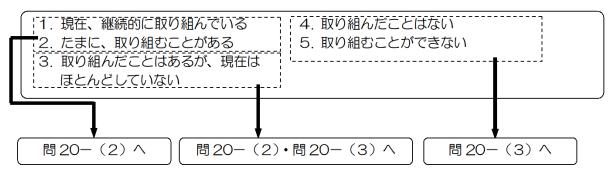
問 19 あなたは防災に対する日ごろからの取り組みや、災害などの緊急時の対応について、どのよ うにお考えですか。(それぞれひとつだけ○)

	はい	いいえ	わからない
(ア)避難場所と行き方を知っている	1	2	3
(イ)日ごろから地域の防災訓練に参加している	1	2	3
(ウ)地域の自主防災組織*に入っている	1	2	3
(工)災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要	1	2	3
(オ)災害などの緊急時に、手助けが必要な近隣住民を把握している	1	2	3
(力)災害などの緊急時に、高齢者世帯や障害のある人などの避 難行動要支援者の避難等の手助けができる	1	2	3

※自主防災組織:町内会・自治会などを中心に、地域の住民が防災活動をする組織。

#### Ⅳ. 地域活動やボランティア活動などについておたずねします。

# 問 20-(1) あなたは、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等について、取り組んでいますか。(ひとつだけ○)



(問20-(1)で「1」「2」「3」を選んだ人におたずねします。)

#### 問 20-(2) それはどんな活動ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1. 自治会の活動
- 2. 邑助けネットワークの活動
- 3. 婦人会の活動
- 4. 子ども会・育成会の活動
- 5. 老人クラブの活動
- 6. PTAの活動
- 7. 子育てサークルの活動

- 8. スポーツ団体の活動
- 9. 趣味等のサークル活動

)

- 10. ボランティア活動
- 11. NPO\*活動
- 12. 消防活動
- 13. その他(

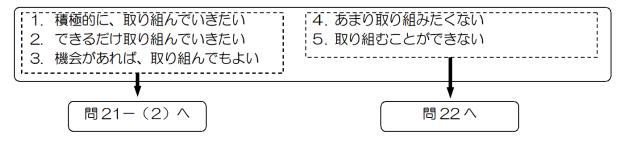
※NPO:民間の非営利組織のことで、政府・自治体や企業には含まれず、利益追求のためでは なく、社会的な使命(ミッション)の実現をめざして自立的に活動する組織・団体。

(問20-(1)で「3」「4」「5」を選んだ人におたずねします。)

#### 問 20−(3) 現在活動していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 自治会等の組織に入っていない7. 家族の理解が得られない2. 仕事・介護・育児・家事などの都合で機会がない8. 体調がすぐれない3. 参加方法がわからない9. 一緒に活動する仲間がいない4. 時間がない10. わずらわしい5. 興味がない11. 特にない6. 経済的な負担が大きい12. その他(

#### 問 21-(1) あなたは、今後、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動 等に、どの程度取り組んでいきたいと考えていますか。(ひとつだけ○)



#### (問21-(1)で「1」「2」「3」を選んだ人におたずねします。)

#### 問 21-(2) どのような条件であれば、地域活動などに参加したいと思いますか。 (あてはまるものすべてに○)

- 1. 活動情報の提供がある
- 2. 友人などと一緒に参加できる
- 3. 身近なところで活動できる
- 4. 活動時間や曜日が自由に決められる
- 5. 気軽に参加できる
- 6. 適切な指導者やリーダーがいる
- 7. 特技や知識が活かせる
- 8. 身体的な負担が少ない
- 9. 経済的な負担が少ない

)

- 10. 資金援助がある
- 11. 特にない
- 12. その他(

(問21-(1)で「1」「2」「3」を選んだ人におたずねします。)

#### 問 21-(3) あなたが今後してみたい地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の 支援活動などは何ですか。(3つまで○)

- 1. 地域を元気にする活動(自治会での交流活動など)
- 2. 子育てを支援する活動(子育て交流会や児童の一時預かり、学習指導など)
- 3. 高齢者を支援する活動(家事援助、話し相手、見守り・声かけ、外出付き添いなど)
- 4. 障害のある人を支援する活動(手話、点字、要約筆記、軽介助、外出付き添いなど)
- 5. 児童の健全育成の活動(スポーツの指導、子ども会の活動など)
- 6. 特技や趣味を活かした交流活動(手芸、調理、農作業、スポーツ、外国語、パソコン、陶芸など)
- 7. 周辺環境を整備する活動(道路・公園の清掃、リサイクルなど)
- 8. 地域の安全を守る活動(防犯パトロール、子どもの見守りなど)
- 9. 災害時の支援などの活動(物資の寄付、復興支援、避難行動要支援者の見守りなど)
- 10. 特にない

11. その他(

#### 問 22 あなたがお持ちの知識や技能を教えてください。(あてはまるものすべてに〇)

- 1. 農業、園芸
   2. 大工、リフォーム作業
   3. 介護、看護
   4. 栄養、調理、うどん・そば打ち
   5. 経理、会計
   6. 生産管理、品質管理
   7. パソコン、インターネット
   8. 書道、デザイン
   9. 学習指導
   10. スポーツ指導
   11. 特にない
- 問 23 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(3つまで○)

)

- 1. 地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする
- 2. 地域にボランティアなどの活動拠点となる場を整備する
- 3. 地域における福祉活動の活動費や運営費などの資金的な援助を行う
- 4. ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する
- 5. 福祉活動の相談や指導を担当する専門職員の充実を図る
- 6. 困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する
- 7. 困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする
- 8. 介護やボランティア活動の方法などに関する研修を行う
- 9. 学校教育や社会教育での福祉教育を充実する
- 10. 特にない

12. その他(

11. その他(

#### V. 福祉サービスなどについておたずねします。

#### 問 24 あなたは、次の団体や機関を知っていますか。(それぞれひとつだけ○)

	1. 名前は知っているが活動・内容は知らない
①民生委員・児童委員	2. 名前も活動・内容も知っている
	3. 名前も活動・内容も知らない
	1. 名前は知っているが活動・内容は知らない
②社会福祉協議会	2. 名前も活動・内容も知っている
	3. 名前も活動・内容も知らない
	1. 名前は知っているが活動・内容は知らない
③保健センター	2. 名前も活動・内容も知っている
	3. 名前も活動・内容も知らない
	1. 名前は知っているが活動・内容は知らない
④地域包括支援センター	2. 名前も活動・内容も知っている
	3. 名前も活動・内容も知らない

#### 問 25 あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。 **(あてはまるものすべてに○)**

- 1. 町役場の窓口や広報紙
- 2. 保健センター
- 3. 地域包括支援センター
- 4. 社会福祉協議会
- 5. 民生委員・児童委員
- 6. 居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)や

ホームヘルパー

- 7. 近所の人・知人・友人
- 8. 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ
- 9. 町のホームページやインターネット

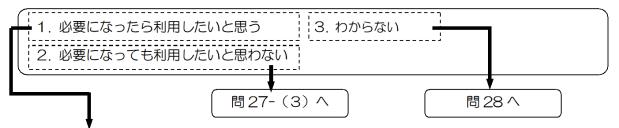
)

- 10. おうらお知らせメール
- 11. 邑楽町公式ツイッター
- 12. どこからも入手していない
- 13. その他(

問 26 「成年後見制度」とは、本人が認知症や障害などで判断能力が十分でない場合、家庭裁判所 が決める後見人等が本人に代わって財産管理や介護サービス契約などを行うことができる制 度です。あなたはこの制度について知っていますか。(ひとつだけ○)

- 1. 言葉を聞いたことはあるが、制度のことは知らない
- 2. 制度は知っているが、活用する必要がない
- 3. 制度を活用している
- 4. 申立てをしている
- 5. 制度を活用したいが、どのような手続きをしたらよいのかわからない
- 6. 言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない

#### 問 27-(1) あなたご自身やご家族に対し、成年後見制度を利用したいと思いますか。 (ひとつだけ○)



(問27-(1)で「1 必要になったら利用したいと思う」を選んだ人におたずねします。)

問 27−(2) 利用にあたり、どんな支援があったら良いと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1. 福祉専門職による相談
- 2. 法律専門職による相談
- 3. 親族後見についての相談
- 4. 書類の書き方や申請の支援
- 5. 後見制度の種類や他のサービスの利用支援
- 6. その他(

(問 27- (1)で 「2 必要になっても利用したいと思わない」を選んだ人におたずねします。)

#### 問 27-(3) 利用したいと思わない理由は何ですか。

(ひとつだけ○)

- 1. 子どもに頼りたい
- 2. 親族(子どもを除く)に頼りたい 6. よくわからないため
- 3. 他人は信用できない
- 4. プライバシーが心配

- 5. 今の法律に問題があると思っているため
- 7. その他(

)


○ ご意見などがございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた調査票は、同封の封筒に入れて<br/>8月31日(月)までに、<br/>切手を貼らずに投函してください。

# 5 福祉関係団体ヒアリングシート

# 福祉関係団体ヒアリングシート

# 1. 団体プロフィール

団体名		住 所		
代表者名		連絡先		
活動目的		活動対象		
活動内容				
活動圏域	(行政区、学校区、公民館区、町全域など)※理由もあわせてご記入ください。 活動圏域			

#### 2. 団体運営における課題について

団体を運営する にあたっての課 題・問題点・改善 点について	
地域や行政、社協との連携に関する課題・問題点・改善点について	

# 3. 地域福祉に関する課題について

	(例:通院や買い物を一人で出来ない人がいる	など)
地域での支えあ		
いを必要として		
いる方の状況に		
ついて		

上記のような人	
がいた場合、ど	
の様な取り組み	
を行っています	
か?	
(行いたいです	
か?)	

# 4. 地域福祉推進における団体の役割と必要な支援について

地域福祉の推進 に向けて、今後 どの様な役割を 果たして行きた いですか?		
地域福祉の推進 に向けて、現在 どの様な団体、 組織と連携して いますか?		
地域福祉の推進に向けて、今後どの様な団体、組織と連携して行きたいですか?	【連携したい団体・組織】	【連携して取り組みたいこと】
地域福祉を推進していくために、今後どの様な支援が必要だと思いますか?	2. マンパワー・人材についての3. スタッフ等の意識の高揚・改4. 施設・設備改善のための支援5. 時期・時間(具体的に: 6. 情報提供・他団体等との連携7. 行政・社協等からの支援	D支援         Z革につながる支援         ( 具体的に: )         )         ( 及びネットワーク構築に向けた支援
(該当するもの)	(具体的に: 8. 団体活動への地域や地域住民 9. その他(具体的に:	) 品の受入や意識の面での支援 )

# 5. 地域福祉推進の施策及び町・社協への意見・要望・提案について

邑楽町に足りない地域福祉施策、 邑楽町が今後重点的に取り組むべき福祉施策があればご記入ください。	
町及び社協への 意見・要望・提案 等があればご記 入ください。	

# 6. その他ご自由にご記入ください。

テーマ	自	ф	記	述	欄



# 邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画

発行年月: 令和3年3月

発 行: 邑楽町 健康福祉課 社会福祉法人 邑楽町社会福祉協議会

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 1341-1

TEL: 0276-47-5024 TEL: 0276-88-2408 FAX: 0276-88-3247 FAX: 0276-88-7620